

有 価 証 券 報 告 書

2019 年 度

(第 96 期)

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

東京電力ホールディングス株式会社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	4
3	【事業の内容】	7
4	【関係会社の状況】	9
5	【従業員の状況】	13
第2	【事業の状況】	14
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	14
2	【事業等のリスク】	20
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	23
4	【経営上の重要な契約等】	34
5	【研究開発活動】	36
第3	【設備の状況】	37
1	【設備投資等の概要】	37
2	【主要な設備の状況】	37
3	【設備の新設、除却等の計画】	42
第4	【提出会社の状況】	45
1	【株式等の状況】	45
2	【自己株式の取得等の状況】	61
3	【配当政策】	62
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	63
第5	【経理の状況】	88
1	【連結財務諸表等】	89
(1)	【連結財務諸表】	89
(2)	【その他】	138
2	【財務諸表等】	139
(1)	【財務諸表】	139
(2)	【主な資産及び負債の内容】	164
(3)	【その他】	165
第6	【提出会社の株式事務の概要】	166
第7	【提出会社の参考情報】	167
1	【提出会社の親会社等の情報】	167
2	【その他の参考情報】	167
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	168

【監査報告書】

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第96期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	東京電力ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 小早川 智明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室 財務計画グループマネージャー 椿井 智規
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室 財務計画グループマネージャー 椿井 智規
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	百万円	6,069,928	5,357,734	5,850,939	6,338,490	6,241,422
経常利益	〃	325,938	227,624	254,860	276,542	264,032
親会社株主に帰属する 当期純利益	〃	140,783	132,810	318,077	232,414	50,703
包括利益	〃	121,494	145,398	331,597	225,212	11,884
純資産額	〃	2,218,139	2,348,679	2,657,265	2,903,699	2,916,886
総資産額	〃	13,659,769	12,277,600	12,591,823	12,757,467	11,957,846
1株当たり純資産額	円	746.59	838.45	1,030.67	1,179.25	1,185.98
1株当たり当期純利益	〃	87.86	82.89	198.52	145.06	31.65
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	〃	28.52	26.79	64.32	46.96	10.12
自己資本比率	%	16.1	19.1	21.1	22.6	24.3
自己資本利益率	〃	6.6	5.9	12.7	8.4	1.8
株価収益率	倍	7.05	5.26	2.07	4.83	11.91
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,077,508	783,038	752,183	503,709	323,493
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△620,900	△478,471	△520,593	△570,837	△508,253
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	△394,300	△603,955	12,538	△117,698	13,591
現金及び現金同等物の 期末残高	〃	1,339,910	940,243	1,184,384	999,362	812,143
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	42,855 〔2,855〕	42,060 〔3,157〕	41,525 〔3,085〕	41,086 〔2,956〕	37,892 〔2,842〕

(注) 売上高には、消費税等は含まれていない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月		2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高	百万円	5,896,978	798,637	840,235	820,775	704,125
経常利益	〃	327,503	5,873	119,176	215,411	135,865
当期純利益又は当期純損失(△)	〃	143,637	△40,091	207,731	209,085	△209,178
資本金	〃	1,400,975	1,400,975	1,400,975	1,400,975	1,400,975
発行済株式総数						
普通株式	千株	1,607,017	1,607,017	1,607,017	1,607,017	1,607,017
A種優先株式	〃	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
B種優先株式	〃	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000
純資産額	百万円	1,800,504	1,762,793	1,971,356	2,179,701	1,970,018
総資産額	〃	13,189,615	11,024,908	9,205,175	8,296,291	7,893,191
1株当たり純資産額	円	499.10	475.60	605.65	735.57	604.84
1株当たり配当額						
普通株式	〃	—	—	—	—	—
A種優先株式	〃	—	—	—	—	—
B種優先株式	〃	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)						
(普通株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(A種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(B種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	〃	89.55	△25.00	129.52	130.37	△130.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	29.09	—	42.08	42.35	—
自己資本比率	%	13.7	16.0	21.4	26.3	25.0
自己資本利益率	〃	8.3	△2.3	11.1	10.1	△10.1
株価収益率	倍	6.91	—	3.17	5.37	—
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数	人	32,440	7,743	8,443	8,309	8,291
株主総利回り	%	136.0	95.8	90.1	153.8	82.9
(比較指標：配当込みTOPIX)	%	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価	円	939	624	489	767	716
最低株価	円	451	343	378	403	321

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 売上高には、附帯事業営業収益を含む。

3. 第93期及び第96期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

4. 第93期及び第96期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。第92期、第94期及び第95期の配当性向については、配当がないため記載していない。

5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものである。

6. A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、株主総利回り、比較指標、最高株価、最低株価については、記載していない。

7. 当社は、2016年4月1日付けでホールディングカンパニー制へと移行し、燃料・火力発電事業を「東京電力フュエル&パワー株式会社」、送配電事業を「東京電力パワーグリッド株式会社」、小売電気事業を「東京電力エナジーパートナー株式会社」へそれぞれ承継させた。このため、第93期より当社の経営指標等の状況は、第92期以前と比較し、大きく変動している。

2 【沿革】

1951年 5 月	関東配電株式会社及び日本発送電株式会社から、設備の出資及び譲渡を受け、東京電力株式会社設立 電燈廣告株式会社は設立時において子会社（「東電広告株式会社（1962年 5 月商号変更）」）
1951年 8 月	東京、大阪の両証券取引所市場第一部に上場（2012年 7 月大阪証券取引所上場廃止）
1953年 3 月	尾瀬林業観光株式会社の株式を取得し子会社化（「尾瀬林業株式会社（1972年 4 月商号変更）」）
1953年 7 月	東京計器工業株式会社の株式を取得し子会社化
1954年 4 月	東興業株式会社設立（「東電工業株式会社（1961年 9 月商号変更）」）
1955年 4 月	東電不動産株式会社設立（現・連結子会社） * 東電不動産株式会社から東電不動産管理株式会社に商号変更（1973年 1 月） * 東電不動産管理株式会社が東電不動産株式会社に商号変更（2005年 4 月）
1955年11月	東電フライアッシュ工業株式会社設立（現・連結子会社「東京パワーテクノロジー株式会社」） * 東電フライアッシュ工業株式会社から東電環境エンジニアリング株式会社に商号変更（1975年 6 月） * 東電環境エンジニアリング株式会社が東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更（2013年 7 月）
1957年 6 月	東京礦油株式会社設立 * 東京礦油株式会社から株式会社テプコユに商号変更（1987年12月） * 株式会社テプコユから東電リース株式会社に商号変更（2011年 7 月）
1957年12月	スター礦油株式会社の株式を取得し子会社化（「株式会社テプスター（1987年12月商号変更）」）
1957年12月	南明興産株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東電フュエル株式会社（2011年 7 月商号変更）」）
1960年12月	株式会社東電建設設計事務所設立（現・連結子会社「東電設計株式会社（1966年 7 月商号変更）」）
1961年10月	名古屋証券取引所市場第一部に上場（2012年 6 月同証券取引所上場廃止）
1963年 8 月	姫川電力株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東京発電株式会社（1986年 6 月商号変更）」）
1977年 7 月	東京計算サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社テプコシステムズ（2001年10月商号変更）」）
1977年 7 月	東京電材輸送株式会社設立（現・連結子会社「東電物流株式会社（1999年 7 月商号変更）」）
1979年 9 月	東京電設サービス株式会社設立（現・連結子会社）
1980年 2 月	東新建物株式会社設立（「東新ビルディング株式会社（1996年10月商号変更）」）
1980年 4 月	東京リビングサービス株式会社設立
1982年 9 月	東電営配サービス株式会社設立（「株式会社東電ホームサービス（1987年10月商号変更）」）
1982年10月	東双不動産管理株式会社設立
1984年 4 月	株式会社ティー・ピー・エス設立（「東電ピーアール株式会社（2000年 1 月商号変更）」）
1987年 9 月	東京都市サービス株式会社設立（現・持分法適用関連会社）
1987年 9 月	東京レコードマネジメント株式会社設立
1989年11月	株式会社テプコケーブルテレビ設立
1997年 4 月	テプコ・リソーシズ社設立（現・連結子会社）
1999年 7 月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社設立
2000年 3 月	マイエナジー株式会社設立
2000年 6 月	株式会社アット東京設立（現・持分法適用関連会社）
2000年10月	株式会社ファミリーネット・ジャパン設立（現・連結子会社）
2000年12月	日本ファシリティ・ソリューション株式会社設立（現・連結子会社）
2000年12月	パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING 社設立
2001年 8 月	東電タウンプランニング株式会社設立（現・連結子会社）
2002年 2 月	パシフィック・ユーラス・ SHIPPING 社設立
2002年 2 月	ティーエムエナジー・オーストラリア社設立
2002年12月	東京臨海リサイクルパワー株式会社設立（現・連結子会社）
2003年 3 月	テプコ・オーストラリア社設立
2003年 3 月	テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社設立
2003年 6 月	東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社の株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社を子会社化
2004年 3 月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を取得し子会社化（現・持分法適用関連会社）
2004年 9 月	株式会社パワードコム株式会社の株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン（現・連結子会社）を子会社化 * 株式会社ドリーム・トレイン・インターネット及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を株式会社パワードコムより取得（2005年12月）

2005年 5 月	株式会社リビタ設立
2005年 5 月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン I 社設立
2005年11月	リサイクル燃料貯蔵株式会社設立（現・連結子会社）
2005年11月	シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING 社設立
2006年 1 月	株式会社パワードコム解散（KDD I 株式会社と合併）
2006年 1 月	TEPCO トレーディング株式会社設立
2006年 1 月	東電パートナーズ株式会社設立（現・連結子会社）
2007年 1 月	吸収分割により、FTTH 事業及び心線貸し事業を KDD I 株式会社に継承
2007年 8 月	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を全数譲渡
2007年 8 月	株式会社当間高原リゾートの取締役会の構成員の過半数を、当社の役員若しくは使用人である者が占めたことにより子会社化（現・連結子会社）
2007年 8 月	株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの株式を全数譲渡
2007年11月	マイエナジー株式会社解散（2008年 3 月清算終了）
2008年10月	東電不動産株式会社と尾瀬林業株式会社との共同新設分割により、東電用地株式会社を設立（現・連結子会社）
2009年 4 月	東新ビルディング株式会社消滅（2009年 4 月 1 日「東電不動産株式会社」に吸収合併）
2011年 7 月	南明興産株式会社が承継会社となり、株式会社テプコユ及び株式会社テプスターの燃料事業を吸収分割により継承し、東電フュエル株式会社に商号変更
2011年 7 月	株式会社テプコユが存続会社となり、株式会社テプスターを吸収合併し、東電リース株式会社に商号変更
2011年 7 月	株式会社テプスター消滅（2011年 7 月 1 日「東電リース株式会社」に吸収合併）
2011年 7 月	東電ピーアール株式会社解散（2011年11月清算終了）
2012年 1 月	株式会社リビタの株式を一部譲渡し非関係会社化
2012年 1 月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
2012年 5 月	東京都市サービス株式会社の株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
2012年 6 月	名古屋証券取引所市場第一部上場廃止
2012年 7 月	大阪証券取引所市場第一部上場廃止
2012年 7 月	東京リビングサービス株式会社の株式を全数譲渡
2012年10月	株式会社アット東京の株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
2013年 1 月	福島復興本社設置
2013年 3 月	株式会社テプコケーブルテレビ解散（2013年 6 月清算終了）
2013年 7 月	東電環境エンジニアリング株式会社が存続会社となり、東電工業株式会社及び尾瀬林業株式会社を吸収合併し、東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更
2013年 7 月	東電工業株式会社消滅（2013年 7 月 1 日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
2013年 7 月	尾瀬林業株式会社消滅（2013年 7 月 1 日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
2013年 7 月	株式会社ティ・オー・エスが承継会社となり、株式会社東電ホームサービスの営業関連事業を吸収分割により継承し、テプコカスタマーサービス株式会社に商号変更（現・連結子会社）
2013年 7 月	東電タウンプランニング株式会社が存続会社となり、株式会社東電ホームサービス及び東電広告株式会社を吸収合併
2013年 7 月	株式会社東電ホームサービス消滅（2013年 7 月 1 日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
2013年 7 月	東電広告株式会社消滅（2013年 7 月 1 日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
2013年12月	ティーエムエナジー・オーストラリア社清算終了
2014年10月	東京計器工業株式会社解散（2015年 2 月清算終了）
2015年 4 月	東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力フュエル&パワー株式会社（2016年 4 月商号変更）」）
2015年 4 月	東京電力送配電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力パワーグリッド株式会社（2016年 4 月商号変更）」）
2015年 4 月	東京電力小売電気事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力エナジーパートナー株式会社（2016年 4 月商号変更）」）
2015年 6 月	吸収分割により、燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社に継承
2015年10月	株式会社 J E R A が承継会社となり、東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社の燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を吸収分割により継承 これに伴い、TEPCO トレーディング株式会社、パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING 社、パシフィック・ユーラス・ SHIPPING 社、シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING 社は非関係会社化
2015年11月	東電リース株式会社の株式を全数譲渡

2016年 4 月	ホールディングカンパニー制に移行 「東京電力ホールディングス株式会社」へ商号変更し、燃料・火力発電事業を「東京電力フュエル&パワー株式会社」、送配電事業を「東京電力パワーグリッド株式会社」、小売電気事業を「東京電力エナジーパートナー株式会社」に承継
2016年 7 月	株式会社 J E R A が承継会社となり、東京電力フュエル&パワー株式会社の既存燃料事業（上流・調達）および既存海外火力 I P P 事業を吸収分割により承継 これに伴い、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テプコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン I 社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社は非関係会社化
2018年 5 月	東京電力ベンチャーズ株式会社設立（現・連結子会社）
2019年 4 月	株式会社 J E R A が承継会社となり、東京電力フュエル&パワー株式会社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継 これに伴い、東電フュエル株式会社、東京臨海リサイクルパワー株式会社は非関係会社化
2019年10月	テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社を設立し、テプコカスタマーサービス株式会社の営業関連業務（電気料金の計算・収入管理等）、屋内配線調査を承継

（注）2020年 4 月 1 日付けで、東京電力ホールディングス株式会社の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継した。
これに伴い、東京電力リニューアブルパワー株式会社は東京電力ホールディングス株式会社の基幹事業会社となった。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社46社及び関連会社47社（2020年3月31日現在）で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」の4つとしている。各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなる。

[ホールディングス]

経営サポート、各基幹事業会社（※）への共通サービスの効率的な提供、水力発電による電力の販売、原子力発電等

※基幹事業会社：東京電力フュエル&パワー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力エナジーパートナー(株)
(主な関係会社)

東電不動産(株)、東京パワーテクノロジー(株)、東電設計(株)、(株)テプコシステムズ、テプコ・リソーシズ社、東双不動産管理(株)、東電パートナーズ(株)、東京電力ベンチャーズ(株)、東京発電(株)、リサイクル燃料貯蔵(株)、(株)当間高原リゾート、東京レコードマネジメント(株)、銚子洋上ウィンドファーム(株)、(株)ユーラスエナジーホールディングス、ベト・ハイドロ社、(株)日立システムズパワーサービス、エナジー・アジア・ホールディングス社、日本原燃(株)、日本原子力発電(株)、(株)東京エネシス、エイドン・リニューアブルズ社、エイドン・コンストラクション社、グリーン・ビジョン社

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

(主な関係会社)

東京電力フュエル&パワー(株)、(株)J E R A

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

(主な関係会社)

東京電力パワーグリッド(株)、東京電設サービス(株)、東電タウンプランニング(株)、東電用地(株)、テプコ・ソリューション・アドバンス(株)、東電物流(株)、ディーブ・シー・グリーン・エナジー（香港）社、(株)関電工、グリーンウェイ・グリッド・グローバル社、(株)東光高岳、(株)アット東京

[エナジーパートナー]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

(主な関係会社)

東京電力エナジーパートナー(株)、テプコカスタマーサービス(株)、(株)ファミリーネット・ジャパン、日本ファシリティ・ソリューション(株)、東京エナジーアライアンス(株)、TEPCO iーフロンティアズ(株)、T&Tエナジー(株)、(株)L I X I L TEPCOスマートパートナーズ、エバーグリーン・マーケティング(株)、エナジーブールジャパン(株)、虎ノ門エネルギーネットワーク(株)、東京都市サービス(株)

※2020年4月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社が再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継させたことに伴い、2020年度からは、報告セグメントに新たに「リニューアブルパワー」を加えて事業運営を行っている。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次頁のとおりである。

お 客 さ ま

東 京 電 力 グ ル ー プ

ホ ー ル デ ィ ン グ ス

東京電力ホールディングス㈱

東 電 不 動 産 ㈱
東 京 パ ウ ー タ ク ノ ロ ジ ー ㈱
東 電 設 計 ㈱
㈱ テ プ コ シ ス テ ム ズ
テ プ コ ・ リ ソ ー シ ス 社
東 電 ハ ミ ン グ ワ ー ク ㈱
東 双 不 動 産 管 理 ㈱
東 電 パ ー ト ナ ー ズ ㈱
東 京 電 力 ベ ン チ ャ ー ズ ㈱
◎東京電力リニューアブルパワー㈱
◎ラブリコ・リニューアブル・パワー・
シ ン ガ ポ ル 社
東 京 発 電 ㈱
リ サ イ ク ル 燃 料 貯 蔵 ㈱
㈱ 当 間 高 原 リ ソ ー ト
◎㈱ e-Mobility Power
㈱ 東 設 土 木 コ ン サ ル タ ン ト
テ プ コ ・ イ ン ベ ス ト メ ン ツ ・ ア ン ド
・ イ ン ベ ス ト メ ン ツ ・ ユ ー エ ス 社
◎TEPCOライフサービス㈱
東 京 レ コ ー ド マ ネ ジ メ ン ト ㈱
T R E N D ㈱

◎ 銚子洋上ウィンドファーム㈱
㈱ ユーラスエナジーホールディングス
ベ ト ・ ハ イ ド ロ 社
㈱ 日 立 シ ス テ ム ズ パ ワ ー サ ー ビ ス
エ ナ ジ ー ・ ア ジ ア ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社
日 本 原 燃 ㈱
日 本 原 子 力 発 電 ㈱
㈱ 東 京 エ ネ シ ス
◎エイドン・リニューアブルズ社
◎エイドン・コンストラクション社
◎ グ リ ー ン ・ ビ ジ ョ ン 社

T N ク ロ ス ㈱
THE パワーグリッドソリューション㈱
福 島 送 電 ㈱
原 燃 輸 送 ㈱
日 本 原 子 力 防 護 シ ス テ ム ㈱
国 際 原 子 力 開 発 ㈱
S A P - J a p a n ㈱
バ ッ テ リ ー ・ ユ ー テ ィ リ テ ィ
オ プ テ ー ヂ ー ・ ユ ー テ ィ リ テ ィ
社
㈱ 原 宿 の 社 守
白 山 工 業 ㈱

フ ユ エ ル & パ ワ ー

東京電力フュエル&パワー㈱

㈱ J E R A

パ ワ ー グ リ ッ ド

東京電力パワーグリッド㈱

東 京 電 設 サ ー ビ ス ㈱
東 電 タ ウ ン プ ラ ン ニ ン グ ㈱
東 電 用 地 ㈱
T E P C O I E C ㈱
◎テプコ・ソリューション・アドバンスト
東 電 物 流 ㈱
㈱ エ ナ ジ ー ゲ ー ト ウ ェ イ
T E P C O 光 ネットワーク
エ ン ジ ニ ア リ ン グ ㈱

大 同 工 芸 ㈱

ディープ・シー・グリーン・エナジー（香港）社
㈱ 関 電 工
グ リ ー ン ウ ェ イ ・ グ リ ッ ド ・ グ ロ ー バ ル 社
㈱ 東 光 高 岳
㈱ ア ッ ト 東 京

新 日 本 ヘ リ コ プ タ ー ㈱
◎グリッドスカイウェイ有限責任事業組合
日 本 コ ー テ ィ リ テ ィ サ ブ ウ ェ イ ㈱
グ リ ッ ド デ ー タ バ ン ダ ・ ラ ボ 有 限 責 任 事 業 組 合
T L C
東 光 東 芝 マ ー ケ ー シ ム ス ㈱

エ ナ ジ ー パ ー ト ナ ー

東京電力エナジーパートナー㈱

テプコカスタマーサービス㈱
㈱ ファミリーネット・ジャパン
日 本 フ ァ ミ リ テ ィ ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン ㈱
東 京 電 力 フ ロ ン テ ィ ア パ ー ト ナ ー ズ 合 同 会 社
森 ケ 崎 エ ナ ジ ー サ ー ビ ス ㈱
◎グリーンサブライ・パートナーズ㈱
P i n T
ハ ウ ス プ ラ ス 住 宅 保 証 ㈱
日 本 自 然 エ ネ ル ギ ー ㈱
T E P C O ホ ー ム テ ッ ク ㈱
◎テプコ・エナジー・パートナー
イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル (タ イ) 社
㈱ ファミリーネット・イニシアティブ
N F パ ワ ー サ ー ビ ス ㈱
HFP 試 験 セ ン タ ー 合 同 会 社

東京エナジーアライアンス㈱
TEPCO i-フロンティアズ㈱
◎ T & T エ ナ ジ ー ㈱
㈱ L I X I L T E P C O
ス マ ー ト パ ー ト ナ ー ズ
エ バ ー グ リ ー ン ・ マ ー ケ テ ィ ン グ ㈱
虎 ノ 門 エ ネ ル ギ ー ネ ッ ト ワ ー ク ㈱
◎エナジーブールジャパン㈱
東 京 都 市 サ ー ビ ス ㈱

T I カ レ ン ト ㈱
◎ 彩 葉 生 活 合 同 会 社
◎ブライムソリューションズ㈱
H P キ ャ ビ タ ル ㈱
◎東京シェアードサービス㈱
ハ ウ ス プ ラ ス 確 認 検 査 ㈱

- (注) 1. ◎印を付した会社は、当連結会計期間において、新たに当社グループに加えた会社である。
2. 当連結会計年度において除外した関係会社
・持分法非適用会社：T.T.Network Infrastructure Japan㈱、コンジェール社、YeST㈱
3. 2020年4月1日付けで、東京電力ホールディングス㈱の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー㈱に承継させた。これに伴い、東京電力リニューアブルパワー㈱は東京電力ホールディングス㈱の基幹事業会社となり、以下の会社は、東京電力リニューアブルパワー㈱の子会社・関連会社となった。
- ・連結子会社：テプコ・リニューアブル・パワー・シンガポール社、東京発電㈱
 - ・持分法適用関連会社：ベト・ハイドロ社、銚子洋上ウィンドファーム㈱
4. 大同工芸㈱は、支配が一時的であるため、連結の範囲から除外している。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

2020年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東京電力フュエル & パワー(株)	東京都 千代田区	30,000	燃料・火力発電事業 を営む関連会社の事 業活動管理	100.0%	有	資金貸借取引
東京電力パワーグ リッド(株) (注) 2, 3, 4	東京都 千代田区	80,000	一般送配電事業、不 動産賃貸事業及び離 島における発電事業	100.0%	有	資金貸借取引、被債務 保証
東京電力エナジー パートナー(株) (注) 2, 5	東京都 千代田区	10,000	小売電気事業、ガス 事業等	100.0%	有	電気の販売、資金貸借 取引
東電不動産(株)	東京都 台東区	3,020	事業所・社宅の賃 貸・管理	100.0%	有	事業所・社宅用建物の 賃借
東京パワーテクノ ロジー(株)	東京都 江東区	100	発電設備等の工事・ 運転・保守、環境・ エネルギー事業、尾 瀬地域事業	100.0%	有	発電（原子力）関連設 備の工事・運転・保 守、環境保全・調査、 山林・土地管理の委託
東電設計(株)	東京都 江東区	40	土木・建築及び電気 設備の設計・監理	100.0%	有	発電設備等の設計及び 監理の委託
(株)テプコシステム ズ	東京都 江東区	350	システムの開発・保 守	100.0%	有	システムの開発・保守 業務の委託
東京電設サービス (株)	東京都 台東区	50	送・変電設備の巡 視・点検及び保守	100.0% (100.0%)	有	—
テプコ・リソーシ ズ社	カナダ ブリティ ッシュコ ロンビア 州	24,696万 カナダ ドル	ウランの採掘及び製 錬・販売	100.0%	有	—
東双不動産管理(株)	福島県 双葉郡	20	事業所・社宅の賃 貸・管理	100.0%	有	事業所・社宅用建物の 賃借
東電タウンブラン ニング(株)	東京都 港区	100	配電設備の建設・保 全、電柱広告の販 売・管理、地中化・ 地域開発におけるコ ンサルト・工程調整	100.0% (100.0%)	有	—
東電用地(株)	東京都 荒川区	100	電柱敷地業務、送電 線用地など東電保有 土地の管理、送電線 用地の取得	100.0% (100.0%)	有	—
テプコ・ソリュー ション・アドバン ス(株)	東京都 港区	10	営業関連業務（電気 料金の計算・収入管 理等）、屋内配線調 査	100.0% (100.0%)	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
テプコカスタマーサービス(株)	東京都港区	10	電力小売業、電気機器のリース・販売及び受電・空調設備の更新工事	100.0% (100.0%)	有	—
(株)ファミリーネット・ジャパン	東京都品川区	490	マンション向けインターネット接続サービス、一括受電サービス等	100.0% (100.0%)	有	—
東電パートナーズ(株)	東京都江東区	50	介護保険事業及びこれに関する研修事業	100.0%	有	介護講習会等の委託
日本ファシリテイ・ソリューション(株)	東京都品川区	490	効果保証付省エネルギーサービス	100.0% (100.0%)	有	—
東京電力ベンチャーズ(株)	東京都千代田区	50	新規事業の創出・投資・運営サポート	100.0%	有	—
東京発電(株)	東京都台東区	12,500	発電及び電気の販売	80.0%	有	—
東電物流(株)	東京都品川区	50	配電用諸資材の運搬、資材倉庫等の管理	80.0% (80.0%)	有	—
リサイクル燃料貯蔵(株)	青森県むつ市	3,000	原子力発電所から発生する使用済燃料の貯蔵・管理及び、これに付帯関連する事業	80.0%	有	—
(株)当間高原リゾート	新潟県十日町市	100	ホテル、ゴルフ場の経営	80.0%	有	施設の利用
東京レコードマネジメント(株)	東京都品川区	20	情報記録類の作成、保管、管理業務	70.0% (70.0%)	有	情報記録類の作成、保管、管理業務の委託
その他22社						

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。

2. 特定子会社に該当している。

3. 有価証券報告書を提出している。

4. 有価証券届出書を提出している。

5. 東京電力エナジーパートナー(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えているが、セグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略している。

6. 2020年4月1日付けで、東京電力ホールディングス(株)の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー(株)に承継させた。これに伴い、東京電力リニューアブルパワー(株)は東京電力ホールディングス(株)の基幹事業会社となり、東京発電(株)は東京電力リニューアブルパワー(株)の子会社となった。

(2) 持分法適用関連会社

2020年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
ディーブ・シー・ グリーン・エナジ ー(香港)社 (注) 2	香港	620 万米ドル	海外工業団地におけ る配電・小売事業	63.7% (63.7%)	有	—
銚子洋上ウィンド ファーム(株) (注) 2	東京都 千代田区	10	銚子沖洋上風力プロ ジェクトの開発	51.0%	有	—
(株) J E R A	東京都 中央区	5,000	燃料調達事業、燃料 上流事業、燃料輸送 事業、燃料トレーデ ィング事業、国内火 力発電事業、海外発 電・エネルギーイン フラ事業、その他付 帯関連する事業	50.0% (50.0%)	有	—
東京エナジーアラ イアンス(株)	東京都 渋谷区	50	都市ガス事業等	50.0% (50.0%)	有	—
TEPCO i-フロン ティアズ(株)	東京都 中央区	25	新商品・サービスの 企画・開発	50.0% (50.0%)	有	—
T & T エナジー(株)	静岡県 静岡市	125	都市ガス事業等	50.0% (50.0%)	有	—
(株)関電工 (注) 3	東京都 港区	10,264	発・送・変・配電及 び通信設備の建設・ 保守、火力・原子力 発電所の電気・計装 工事、内線・空調関 係工事	47.2% (47.2%)	有	発電設備の工事の委託
グリーンウェイ・ グリッド・グロー バル社	シンガポ ール	2,994	送配電事業、次世代 インフラ等の投資・ 運営、新事業インキ ュベーション、グロ ーバル人材育成	44.0% (44.0%)	有	—
(株)ユーラスエナジ ーホールディング ス	東京都 港区	18,199	国内外風力・太陽光 発電事業	40.0%	有	—
(株)LIXIL TEPCO ス マートパートナー ズ	東京都 江東区	450	太陽光発電システム の販売、電力の供給	40.0% (40.0%)	有	—
ベト・ハイドロ社	シンガポ ール	1,696 万米ドル	水力発電事業にかか る持株会社	36.4%	有	—
(株)東光高岳 (注) 3	東京都 江東区	8,000	送・変・配電設備の 製造及び据付工事、 取引用計器の取替工 事、建物・構築物の 電気工事	35.3% (35.3%)	有	—
エバーグリーン・ マーケティング(株)	東京都 中央区	505	電力小売業	34.0% (34.0%)	有	—
エナジープールジ ャパン(株)	東京都 港区	45	デマンドレスポンス 事業	34.0% (34.0%)	有	—
虎ノ門エネルギー ネットワーク(株)	東京都 港区	490	電気事業、熱供給事 業	34.0% (34.0%)	有	—
東京都市サービス (株)	東京都 中央区	400	熱供給事業、熱供給 設備の運転、保守及 び管理	33.4% (33.4%)	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
㈱日立システムズ パワーサービス	東京都 港区	100	システムの開発・保守 及びシステム運用 等	33.4%	有	システムの開発・保守 及びシステム運用業務 等の委託
㈱アット東京	東京都 江東区	13,378	データセンター事業	33.3% (33.3%)	有	—
エナジー・アジア・ホールディングス社	英領パ ーキン諸島	72,040 米ドル	原子燃料事業にかか わる持株会社	30.0%	有	—
日本原燃㈱	青森県 上北郡 六ヶ所村	400,000	使用済核燃料の再処 理	29.7%	有	ウランの濃縮、使用済 燃料の再処理、高レベ ル放射性廃棄物の一時 保管及び低レベル放射 性廃棄物の埋設の委託
日本原子力発電㈱ (注) 3	東京都 台東区	120,000	原子力発電による電 気の卸供給	28.3% (0.1%)	有	—
㈱東京エネシス (注) 3	東京都 中央区	2,881	発電・変電設備等の 工事・保守、情報通 信設備の設計・工事	26.6%	有	発電（水力・火力・原 子力）設備工事の委託
エイドン・リニュー アブルズ社	米国 ハワイ州	100,000 米ドル	太陽光パネル、蓄電 池システム等の機器 調達	22.4% (22.4%)	無	—
エイドン・コンス トラクション社	米国 ハワイ州	1,000 米ドル	太陽光発電・蓄電池 事業の開発、建設	22.3% (22.3%)	無	—
グリーン・ビジョ ン社	米国 ハワイ州	—	太陽光発電・蓄電池 事業の運転保守、資 産管理	22.3% (22.3%)	無	—

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。
2. 議決権の所有割合は100分の50超であるが、共同支配企業であるため関連会社としている。
3. 有価証券報告書を提出している。
4. 2020年4月1日付けで、東京電力ホールディングス㈱の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー㈱に承継させた。これに伴い、東京電力リニューアブルパワー㈱は東京電力ホールディングス㈱の基幹事業会社となり、銚子洋上ウィンドファーム㈱、ベト・ hidro社は東京電力リニューアブルパワー㈱の関連会社となった。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ホールディングス	13,774 [1,220]
フュエル&パワー	34 [－]
パワーグリッド	21,088 [1,565]
エナジーパートナー	2,996 [57]
合計	37,892 [2,842]

(注) 1. 「従業員数」は就業人員数（出向人員等を除く）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載している。

2. 2019年4月1日付けで、㈱JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。これに伴い、フュエル&パワーの従業員数が減少している。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
8,291	45.4	23.0	8,120,878

(注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。

2. 「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等は含まない。

3. 「平均年間給与（税込み）」は、基準外賃金を含む。

4. 59歳到達年度までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」または「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。

ただし、転籍を選択する特別管理職に限り、先行して57歳到達年度に転籍を行う。

5. 労働組合の状況について特記するような事項はない。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営環境及び経営方針等

当社グループを取り巻く経営環境は、省エネルギーの進展等により国内エネルギー需要の減少傾向が続くなか、電力・ガスの小売全面自由化による競争が一層激化するなど、引き続き厳しい状況にある。当社グループは、2017年5月に公表した「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」（新々・総特）に基づき、福島への責任を貫徹するとともに、非連続の経営改革をやり遂げ、企業価値の向上を実現していく。

(<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170518004/20170518004-1.pdf>)

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

新々・総特のとおり、賠償・廃炉に必要な資金を確保しつつ、2026年度以内に連結経常利益で3,000億円／年超、2027年度以降には4,500億円規模の利益水準を達成することを目指す。

(3) 経営環境及び対処すべき課題等

小売事業の競争激化や原子力発電所の長期停止に加え、自然災害の激甚化・広域化に伴う防災・電力レジリエンスの強化、再生可能エネルギーの大量導入等による電源の分散化、さらには世界的な脱炭素・SDGsへの意識の高まり、ESG投資の拡大に伴う地球温暖化対策への要請など、事業環境や社会的要請は大きく変化している。

当社グループは一丸となって、これらの経営課題に対し柔軟かつ迅速に対処し、福島への責任の貫徹と収益力・企業価値の向上を実現していく。新型コロナウイルス感染症対策については、社会機能の維持に関わる事業者として、電力の供給や発電所の運営等に影響が及ばないよう、事業継続計画等に基づき適切に対応していく。

①当年度の施策

[ホールディングス]

<福島事業>

イ. 福島復興に向けた取り組み

当社は、被害者の方々に寄り添い、個別のご事情をお伺いしながら賠償をすすめ、当年度末までに累計9兆4,836億円をお支払いした。

本年3月の双葉町、大熊町及び富岡町の一部における避難指示の解除やJR常磐線の全線運転再開など、地域の復興が着実にすすむなか、線量測定のほか、除草、清掃・片付け、地域イベントの運営への協力などを行い、当年度末までに国や自治体による除染等への協力人数は累計39.6万人、復興推進活動への派遣人数は累計51.5万人となった。

また、引き続き、風評被害の払拭に向け、「発見！ふくしま」キャンペーンを展開し、首都圏の小売店や飲食店におけるフェアの開催、LINEやグルメ情報誌による情報発信などを通じて首都圏の消費者の方々に福島県産品の品質の良さをお伝えするとともに、小売店や飲食店における福島県産品のお取り扱いの拡大などに取り組んできた。

ロ. 福島第一原子力発電所の廃炉

陸側遮水壁やサブドレン等の対策に加え、建屋屋根の補修や敷地舗装等の重層的な対策を実施し、汚染水の発生量を着実に低減したほか、建屋内に滞留する汚染水の浄化や作業環境の改善などをすすめてきた。

使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、3号機において取り出し作業を開始した。また、地元企業のご協力のもと1・2号機の排気筒の解体をすすめたほか、燃料デブリの取り出しに向けた装置の開発など、廃炉プロジェクトを着実に推進してきた。

加えて、2018年に富岡町に開館した廃炉資料館の展示や発電所構内への視察受け入れ、情報誌の配布などを通じた廃炉の現状等に関する情報発信に引き続き取り組み、昨年12月に廃炉資料館への来館者は累計5万人を超えた。

また、昨年12月に改訂された中長期ロードマップの工程目標等を達成するため、本年3月、作業プロセスを具体化した「廃炉中長期実行プラン2020」を策定した。

<経済事業>

ハ．柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた取り組み

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向け、引き続き新規制基準適合性審査に真摯に対応するとともに、安全を最優先に耐震補強や内部溢水対策などの安全対策工事を着実にすすめてきた。

また、社外への情報発信をより正確かつ迅速に行うため、ＩＴ技術を活用した業務プロセスの抜本的な見直しや当番体制の強化、継続的な訓練を実施した。さらに、地域の声を傾聴し、社会の目線で考える意識を高めることを目的として、柏崎市及び刈羽村の各戸訪問に発電所員全員で取り組んだ。

このほか、緊急時の対応については、多様なシナリオを用いた訓練を重ねることにより対応能力の強化をはかるとともに、昨年11月に行われた新潟県の原子力防災訓練においては、県への情報連絡や参加された住民の方々の避難支援、スクリーニング等の実施など、関係機関との相互連携の確認や防災技術の習熟に努めた。

ニ．持続的な成長の実現に向けた取り組み

脱炭素への意識の高まりなどにより事業環境が大きく変化するなか、当社グループの持続的な成長の実現に向け、「みらい経営委員会」での議論を踏まえて重点的に経営資源を配分する事業領域を定めるなど、グループ全体の事業ポートフォリオの再構築に取り組んできた。

また、電力会社とメーカーの垣根を越えた原子力発電事業の共同事業化の検討に関して、昨年8月に基本合意書を締結したほか、昨年10月には、中部電力株式会社と共同で、電動車両の充電インフラの整備等をすすめる会社を設立するなど、他社との協業・連携を推進してきた。

加えて、本年3月、世界最大の洋上風力発電事業者であるオーステッド社とともに、銚子沖洋上風力プロジェクトの推進に向けた会社を設立したほか、本年4月には、再生可能エネルギー発電事業を分社化するなど、再生可能エネルギーの主力電源化をめざした取り組みを加速してきた。

[フュエル&パワー]

イ．包括的アライアンスの完成

昨年4月、株式会社ＪＥＲＡへの既存火力発電事業等の統合が完了し、燃料上流・調達から発電、電力・ガスの販売にいたる一貫したバリューチェーンを確立した。

統合後の株式会社ＪＥＲＡは、国内ＬＮＧ基地の一体運用などによる国内火力発電事業のコスト競争力の強化や、同社の強みを最大限に活かした新たな収益源の創出など、統合シナジーの早期発現に向けた取り組みをすすめている。

東京電力フュエル&パワー株式会社は、株式会社ＪＥＲＡの自律的かつ迅速な事業運営を尊重しながら、中部電力株式会社とともに、株主として事業計画策定への関与や事業計画の進捗に対するモニタリング、経営層との意見交換・助言を実施するなど、適切なガバナンスを行ってきた。

ロ．株式会社ＪＥＲＡの取り組み

株式会社ＪＥＲＡにおいては、事業統合の完了にあわせて、国内外の環境変化に的確に対応するため、組織体制を事業開発、最適化、Ｏ＆Ｍの機能別に再編し、各機能の強化をはかるとともに、全体最適の実現に向けた取り組みをすすめてきた。

具体的には、保有する国内火力発電所のすべてにＪＥＲＡ式Ｏ＆Ｍを導入し、さらなるコスト削減をはかったほか、スポットや短期のＬＮＧ取引に関する事業をＥＤＦトレーディング社との共同出資会社に統合し、ＬＮＧ取引やＬＮＧポートフォリオの最適化を実施するなど、ＬＮＧバリューチェーンの高度化・効率化をすすめた。

加えて、台湾において出資参画している洋上風力発電プロジェクトの一つが昨年12月に商業運転を開始するなど、国・地域別のニーズにあった事業開発に取り組んできた。

[パワーグリッド]

イ. 安定供給と託送原価低減の両立

電力供給の信頼度を確保したうえで、国際的にも遜色のない低廉な託送原価水準の実現をめざし、効率的でサステナブルな事業運営に取り組んできた。具体的には、カイゼン活動で磨き込んだ技術・技能やデジタル技術の活用により設備保全の省力化・自動化をはかるとともに、取引先との協働による調達改革に取り組むなど、バリューチェーンの最適化をすすめてきた。

昨年9月に襲来した令和元年房総半島台風への対応については、関係者の方々のご協力のもと、東京電力グループの総力をあげて停電の復旧に取り組んだ。また、東京電力ホールディングスが設置した社外有識者をアドバイザーとした検証委員会において、被害の発生原因や広報を含む復旧対応の検証、課題の抽出などを行い、今後の自然災害に備え、短期的・中期的に対応すべき事項を取りまとめた。

ロ. 事業領域の拡大に向けた取り組み

地域や社会のみなさまの課題の解決につながる新たな価値の提供をめざして、送配電事業を支える電力設備や事業運営で培った技術・知見等を活用するとともに、他社や自治体等との連携をはかることにより、事業領域の拡大に取り組んできた。

具体的には、スマートメーター等を通じて得られるデータと他社や自治体等が保有するデータを組み合わせることによる新たなサービスの提供について検討をすすめたほか、本年3月には、電力設備の上空などを活用した全国共通のドローン航路プラットフォームを構築するための事業体を他社と共同で設立した。

また、グループ会社を通じて東南アジアのマイクログリッド事業へ出資参画し、国内で培った技術力をもとに事業開発をすすめるとともに、新事業の創出や人材育成にも取り組んできた。

[エナジーパートナー]

イ. 成長領域の拡大に向けた取り組み

成長領域（ガス販売、新サービス、従来のサービスエリア外での電力販売）について、売上高4,500億円という目標達成に向け、全力で取り組みをすすめてきた。

ガス販売については、ご家庭のお客さま向けに電気・ガスのセット販売を推進するとともに、日本瓦斯株式会社などのアライアンス・パートナーを通じた販売拡大に努め、本年3月、ガス契約軒数が200万軒を突破した。

また、新サービスについては、エネルギー関連設備の設計・施工・保守などをワンストップで行うサービスの受注拡大などに取り組んできた。

従来のサービスエリア外での電力販売については、子会社であるテプコカスタマーサービス株式会社を通じた営業活動の強化をはかったことなどから、販売電力量（連結）は前年度に比べ13.2%増の126億kWhとなった。

これらの取り組みの結果、成長領域における当年度の売上高は、目標を上回る4,758億円となった。

ロ. 多様なニーズにお応えするサービスの拡充

お客さまの多様なニーズにお応えしていくため、ご家庭向け電気料金メニューの提供エリアを順次拡大し、昨年11月には沖縄県を除く全国のお客さまに当社グループの電気をご利用いただけるようになった。

また、単に電気を販売することにとどまらず、新しい価値を提供するサービスの拡充にも取り組んできた。

具体的には、森ビル株式会社と共同で設立した会社を通じて虎ノ門地区の再開発エリアにおけるエネルギー供給事業を開始し、独自の配電網や最新鋭の自家発電システムなどを活用した防災性の高いエネルギーネットワークの構築等を実現した。さらに、再生可能エネルギーの利用に関するサービスとして、CO₂を排出しない水力発電を活用した電気料金メニューの販売拡大をはかったほか、お客さまの工場と離れた場所に設置した太陽光発電の電気を融通し自家消費する新しいエネルギーサービス事業などを実施してきた。

(ご参考)

・再生可能エネルギーの主力電源化に向けて

本年4月1日、東京電力リニューアブルパワー株式会社が東京電力ホールディングス株式会社の再生可能エネルギー発電事業を承継し、再生可能エネルギー専門会社として第一歩を踏み出した。

世界的な脱炭素の流れを大きなビジネスチャンスととらえ、国内外における再生可能エネルギー発電の新規開発をすすめることにより、再生可能エネルギーの主力電源化をめざしていく。また、再生可能エネルギーの普及を通じて、クリーンでサステナブルな脱炭素社会の実現と地域に根差した産業の発展に貢献していく。

②優先的に対処すべき課題

〔ホールディングス〕

<福島事業>

イ. 「3つの誓い」に基づく賠償と復興に向けた取り組み

避難指示の解除等に伴い、被害者の方々の状況にさまざまな変化が生じていることを踏まえ、個別のご事情をより丁寧にお伺いするとともに真摯に対応し、引き続き「3つの誓い」に基づく迅速かつ適切な賠償を実施していく。

また、国や自治体などによる事業・生業の再建、まち機能の回復・活性化に貢献していくほか、帰還環境や生活環境の整備、帰還困難区域の復興に向けた取り組みにも人的・技術的協力を行っていく。

加えて、「風評被害に対する行動計画」に基づき、引き続き、イベントの開催やSNS等による情報発信を通じて福島県産品の品質の良さをお伝えするほか、小売店、飲食店等における福島県産品のお取り扱いの維持・拡大をはかるなど、福島県産品の流通のさらなる促進に取り組んでいく。

ロ. 地域と共生した福島第一原子力発電所の廃炉の貫徹

長期にわたる廃炉の貫徹に向け、「廃炉中長期実行プラン2020」のもと、プロジェクト管理と現場・現物を踏まえた安全・品質管理の一層の機能強化をはかり、安全・着実かつ計画的に廃炉作業をすすめていく。

汚染水対策については、引き続き、重層的な対策を実施し、汚染水発生量のさらなる低減をめざすとともに、建屋内に滞留する汚染水の処理をすすめていく。多核種除去設備等処理水の扱いについては、引き続き、放射性物質の低減策や風評被害対策等について具体的にわかりやすくご説明するなど、地元をはじめとした関係者のみなさまの理解醸成に努めるとともに、今後、国から示される方向性を踏まえ、適切に対応していく。

使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、2020年度内の3号機の取り出し完了に加え、2031年までに全号機の取り出し完了をめざしていく。また、2021年からの2号機の燃料デブリの試験的取り出し開始に向け、格納容器内部の調査や作業工程の具体化、取り出し装置の詳細設計等を行うとともに、1号機、3号機の燃料デブリ取り出しの準備をすすめていく。

加えて、「復興と廃炉の両立」を推進するため、本年3月に公表した「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまとの約束」のもと、オープンで透明なプロセスによる地元企業の廃炉事業への参画拡大や地元の人財育成、雇用の創出等に取り組み、地域と共生した廃炉の貫徹をめざしていく。

<経済事業>

ハ. 原子力発電事業の取り組み

脱炭素社会への対応や電力供給のレジリエンス強化などの観点から原子力発電の重要性が増すなか、当社は、福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえた「原子力安全改革プラン」に基づく安全改革を強力にすすめていく。また、厳しい自己評価のもと、本社と発電所が一体となり現場・現物を重視した安全・品質の向上や、情報の受け手の視点に立った「伝える」から「伝わる」への情報伝達の改善などをはかっていく。

柏崎刈羽原子力発電所については、再稼働に向け、安全対策工事を着実にすすめ、早期の工事完了をめざすとともに、新たな検査制度の開始を踏まえ、世界的なリスク管理手法の導入など自主的な安全性向上の取り組みをさらに活性化させていく。また、新潟県が策定した広域避難計画の実効性を高めるため、県との調整のもと、要員や資機材の提供など最大限の協力を行うほか、地域のみなさまの信頼やご理解が得られるよう、対話活動の充実をはかり、透明性をもって地域との共生・共創をすすめていく。

東通原子力発電所については、建設工事再開に向け、本格的な地質調査等を実施するとともに、他社との共同事業化の枠組みのなかで実現をめざしていく。また、地域に根差した積極的な情報発信や対話活動に努めることに加え、事業の環境や基盤の整備等を通じて、地域への貢献や協働等に取り組んでいく。

福島第二原子力発電所については、安全を最優先に全号機の廃止措置をすすめるとともに、福島第一原子力発電所の廃炉作業とあわせ、技術要員を確保・育成するほか、地元企業の参画等をはかっていく。

ニ．当社グループの事業戦略と収益力向上への取り組み

お客さまや社会からの要請やニーズが多様化するなか、地域に根差した事業活動を通じて、地域の特性を踏まえたお客さまのニーズをくみ取り、「脱炭素」や「防災」を軸とした新たな提供価値を見いだすとともに、事業の選択・集中等を大胆かつ迅速に実行することにより、ビジネスモデルの転換をはかっていく。

また、中長期的に利益を拡大し企業価値を向上させるため、再生可能エネルギー事業領域、モビリティ電化事業領域、データ・通信事業領域、海外事業領域などの領域において、オープンイノベーションをすすめながら、新たな事業を開発・展開していく。

こうした企業活動の転換を実現するため、社員一人ひとりがお客さまのために変革を恐れず挑戦する新たな企業文化を確立するとともに、非連続の経営改革を牽引する人財の確保・育成や組織・経営基盤の整備などを行っていく。さらに、デジタル技術の活用により、質の高いサービスの提供や業務プロセスの刷新に加え、ビジネスモデルや企業文化の変革にも取り組むなど、デジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進していく。

[リニューアブルパワー]

当面の主力事業である国内水力発電事業については、リパワリング工事による発電所の近代化・効率化、カイゼン活動を通じた作業停止期間の短縮、デジタル技術とデータの活用によるトラブルの未然防止などにより発電電力量をさらに増加させるとともに、揚水発電設備の強みである蓄電・調整力を活用し、収益性を向上していく。また、海外水力発電事業については、長年の国内水力発電事業で培った設計・建設、O&Mなどに関する技術力・ノウハウに加え、ベトナムやジョージアにおける事業開発実績なども活用し、開発ポテンシャルが高い国や地域において事業開発を推進していく。

洋上風力発電事業については、これまでの銚子沖での実証試験と実証機の商用化を通じて得た建設やO&Mの知見に加え、オーステッド社との共同開発を通じて得られるノウハウを活用して、海外を含めた地点開発や事業展開をすすめていく。

また、さらなる再生可能エネルギー発電事業の拡大に向けて、グリーンボンドの発行等による資金調達をはかるとともに、地熱、浮体式洋上風力発電等による再生可能エネルギー電源の多様化を検討していく。

これらの取り組みを通じて国内外に再生可能エネルギーを普及させ、クリーンで持続可能な脱炭素社会の実現と地域に根差した産業の発展に貢献していく。

[フュエル&パワー]

株式会社JERAは、燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一連のバリューチェーンにおいて、各事業領域の成長をはかるとともに、電源ポートフォリオの最適化や一体的かつ適切な経営管理などを行うことにより、競争力が高いエネルギー調達を実現し、お客さまに付加価値の高いエネルギーを安定的にお届けしていく。加えて、海外を中心として、LNGの調達から発電までを一体的に開発する事業（Gas to Power 事業）や、再生可能エネルギーを含むIPP事業など、同社の強みを活かした戦略的な事業を実施することにより、企業価値を高めるとともに、環境に優しい社会の実現に貢献していく。

東京電力フュエル&パワー株式会社は、気候変動の緩和に向けた取り組みに対する要請の高まりや世界的な経済成長の鈍化に加え、新型コロナウイルスの影響による資源価格の変動など、株式会社JERAを取り巻く事業環境が急激に変化していることを踏まえ、同社の事業計画の策定への関与と事業計画の進捗へのモニタリングを一層強化していく。また、取締役会やトップ会談などにおける質の高いコミュニケーションを通じた適切なガバナンスを実施することにより、統合によるシナジーの早期発現を促すとともに、株式会社JERAの継続的な企業価値の向上をはかっていく。

[パワーグリッド]

自然災害が激甚化・広域化するなか、安定的かつ低廉な電力供給を支え続けるという使命を果たすため、デジタル技術の積極的活用や電力供給手段の多様化、電力業界内での技術・技能の共通化や設備仕様の統一、さらには国・自治体を含めた関係者との連携・協働の強化などをはかるとともに、計画的・効率的な設備の更新・革新を推進することにより、送配電ネットワークの健全性を維持しつつ強靱性を高めていく。

また、蓄電池などお客さまが有するエネルギーリソースの有効利用や、既存系統を最大限に活用した効率的な系統連系へのさらなる取り組みなどにより、再生可能エネルギー等の多様な電源を早期・多量に接続するための環境を整備し、脱炭素社会に向けた動きをリードしていく。加えて、電動車両やデータセンターの普及などの電化の促進により設備効率の向上をはかるほか、ドローンやスマートメーター等を活用した災害復旧の取り組みを地域とともにすすめるなど、新たな価値の創造に挑戦していく。さらには、人財、設備、データという面的に広がる経営資源を活用して地域・社会の方々と密にコミュニケーションをはかり、ニーズにお応えするプラットフォームの構築やサービスの拡充に取り組むことにより事業領域を拡大していく。

これらの取り組みにより経験やノウハウ、実績を蓄積し、グローバルトップレベルの送配電ネットワーク事業者としての地位を確立するとともに、それをもとに海外の送配電事業に参画するなど、さらなる成長を追求していく。

[エネルギーパートナー]

国内のエネルギー需要が減少傾向にあるなか、価格競争の激化により、依然として厳しい経営環境が続いている。こうした状況を打開するため、変化し続けるお客さまのニーズをとらえた新たな価値をサービスとして提供していく取り組みを一層加速させ、お客さまに選んでいただける企業となることをめざしていく。具体的には、近年における自然災害の激甚化・広域化や世界的な脱炭素の潮流、働き方改革の推進等の社会変化などを背景としたお客さまのエネルギーに対する多様なニーズを丁寧にお伺いし、「安心」や「再エネ」、「省エネ」、「省力化」を提供価値の中心に据えた質の高いサービスを提供していく。

法人分野においては、「省エネ」、「省力化」等の価値の提供として、空調・熱源設備に加え、受変電設備や非常用発電設備、蓄電池などを含めたユーティリティ設備全体のエネルギーサービスなどを展開していく。また、環境へ配慮されるお客さまに対しては、「再エネ」の価値の提供として、当社グループの再生可能エネルギーやグリーン電力証書を組み合わせた提案などを幅広く行っていく。

ご家庭分野においては、電気・ガス・水回りの不具合に対して24時間対応するサービスを広く提供するとともに、災害時の備えとしても有効な太陽光発電や蓄電池、電動車両等を含めた電化を積極的に提案することなどにより、「安心」で快適なくらしの実現に貢献していく。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

当社グループにおいて、取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映している。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備している。

当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会などで審議の上、適切に管理している。

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。加えて、従業員に対して、関係法令教育や社内規程・マニュアルの教育を定期的実施している。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが現実化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。なお、各リスク項目の記載順序については、事業への影響度や発生可能性などを踏まえて判断した重要度に基づいている。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

①福島第一原子力発電所事故

福島第一原子力発電所では、安全確保を最優先に、「東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）に沿って、国や関係機関の協力を得ながら廃止措置等に向けた取り組みを進めている。しかしながら、汚染水の処理・保管や地下水の流入抑制などの汚染水対策や、これまで経験のない技術的困難性を伴う燃料デブリの取り出しなど、廃止措置等には多くの課題があること等から、中長期ロードマップ通りに取り組みが進まない可能性がある。その場合、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

②電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは電気の供給力が低下していることから、供給力の確保と需要面の対策を進めている。しかしながら、大規模自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障、感染症の発生などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

③原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえた、国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直し等により、持株会社である当社及びその関係会社の原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、どのような事態が起きても過酷事故には至らないようにするという決意のもと、安全対策の強化や組織の改革に取り組んでいる。なお、柏崎刈羽原子力発電所については、現段階では再稼働の時期は見通せない状況にあり、この状況が続いた場合、火力燃料費の増加や不要となる核燃料資産の発生、発電設備の資産性の評価等により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子力発電・原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

④販売電力量・販売価格

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することに加え、夏季・冬季を中心とした天候の影響、節電や省エネルギーの進展等による影響を受けることがある。また、販売価格は、電力小売全面自由化や卸電力取引所における取引量の拡大等に伴う競合他社との競争激化による影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

⑤お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑥火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、燃料国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

⑦電気事業制度・エネルギー政策変更

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化やESGに関連した投資者の行動変化など、当社グループを取り巻く環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

⑧安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止、透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めているが、作業ミス、法令・社内ルール違反等による、事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生や、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑨企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑩情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑪金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

⑫電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社グループの経営状況の変化、他事業者との競合の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融資時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

⑬機構による当社株式の引受け

当社は、2012年7月31日に機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。

A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が進む結果として、持株会社である当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに持株会社である当社の株価に影響を及ぼす可能性がある。

⑭新々・総合特別事業計画（第三次計画）に基づく経営改革

新々・総合特別事業計画（第三次計画）（以下「新々・総特」）の下、当社グループは、福島への責任を果たしていくため、賠償・廃炉の資金確保や企業価値の向上を目指して経営改革に取り組んでいるが、新々・総特に記載の生産性改革、共同事業体の設立を通じた再編・統合及びその他の経営改革が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑮新型コロナウイルス感染症の拡大

今般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、経済活動や生産活動が低迷した場合、電力需要は影響を受ける可能性がある。また、感染症の流行が長期に亘ることとなった場合、資機材の納入が滞り工事が予定通り進まないなどの影響が生じる可能性がある。その場合、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりである。

① 財政状態及び経営成績の状況

イ. 財政状態

[資産・負債・純資産]

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ7,996億円減少し、11兆9,578億円となった。これは、電気事業固定資産が減少したことなどによるものである。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ8,128億円減少し、9兆409億円となった。これは、有利子負債が減少したことなどによるものである。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ131億円増加し、2兆9,168億円となった。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことなどによるものである。この結果、自己資本比率は24.3%と前連結会計年度末に比べ1.7ポイント上昇した。

ロ. 経営成績

[概要]

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比1.5%減の6兆2,414億円、経常利益は同4.5%減の2,640億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同78.2%減の507億円となった。

[売上高]

当連結会計年度における各セグメントの売上高（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが8,469億円（前連結会計年度比10.9%減）、フュエル&パワーが97億円（前連結会計年度比99.5%減）、パワーグリッドが1兆7,598億円（前連結会計年度比1.6%減）、エナジーパートナーが5兆6,428億円（前連結会計年度比3.7%減）となった。

販売電力量は、前連結会計年度比3.5%減の2,223億kWhとなった。

[経常利益]

当連結会計年度における各セグメントの経常利益（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが1,529億円（前連結会計年度比34.3%減）、フュエル&パワーが647億円（前連結会計年度は35億円）、パワーグリッドが1,166億円（前連結会計年度比2.4%増）、エナジーパートナーが600億円（前連結会計年度比17.5%減）となった。

[親会社株主に帰属する当期純利益]

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、特別利益に原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金1,016億円、持分変動利益1,997億円、災害損失引当金戻入額1,135億円を計上した一方、特別損失に災害特別損失3,949億円、原子力損害賠償費1,079億円、福島第二廃止損失956億円、減損損失105億円を計上したことなどから、692億円となった。ここに、法人税、住民税及び事業税188億円、法人税等調整額△12億円、非支配株主に帰属する当期純利益8億円を計上し、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、507億円となった。なお、1株当たり当期純利益は31円65銭となった。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,872億円（18.7%）減少し、8,121億円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の収入は、前連結会計年度比35.8%減の3,234億円となった。これは、購入電力料の支出が増加したことなどによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金の支出は、前連結会計年度比11.0%減の5,082億円となった。これは、固定資産の取得による支出が減少したことなどによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の収入は、135億円（前連結会計年度は1,176億円の支出）となった。これは、社債の償還による支出が減少したことなどによるものである。

③ 生産及び販売の実績

当社グループは、水力・原子力発電等を行う「ホールディングス」、火力発電等を行う「フュエル＆パワー」、送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」及び電気の販売等を行う「エネルギーパートナー」の4つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の実績については、電気事業のみを記載している。

イ. 発電実績

種別		2019年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)
発電電力量	水力発電電力量	10,743	97.0
	火力発電電力量	160	0.1
	原子力発電電力量	—	—
	新エネルギー等発電電力量	62	87.2
発電電力量合計		10,966	5.7

(注) 2019年4月1日付けで㈱JERAが承継会社となり、既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。これに伴い、前年同期比で火力発電電力量が減少している。

ロ. 販売実績

(a) 販売電力量

種別	2019年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)
販売電力量	222,277	96.5

(注) 上記販売電力量には、連結子会社の一部を含んでいる。

(b) 電気料収入

種別	2019年度 (百万円)	前年同期比 (%)
電気料収入	4,509,693	94.1

(注) 1. 上記電気料収入には、消費税等は含まれていない。
2. 連結子会社の一部を含んでいる。

(c) 託送収入

種別	2019年度 (百万円)	前年同期比 (%)
託送収益	1,494,220	96.0

(注) 1. 上記料金収入には、消費税等は含まれていない。
2. セグメント間取引消去前

④ 電気料金

東京電力エネルギーパートナー株式会社は、2019年10月1日より消費税率（地方消費税率を含む）が8%から10%へ変更になることを踏まえ、2019年8月28日に経済産業大臣に特定小売供給約款の変更を届出し、2019年10月1日から実施している。

主要契約種別の新税率が適用される場合の電気料金は下記のとおりである。

電気料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

			単位		料金単価 (円)
定額電灯	需要家料金		1 契約	1 か月につき	55.00
	電灯料金	10Wまで	1 灯	1 か月につき	99.56
		10W超過 20Wまで		〃	149.62
		20W 〃 40W 〃		〃	249.74
		40W 〃 60W 〃		〃	349.87
		60W 〃 100W 〃		〃	550.12
		100W 〃 100Wまでごとに		〃	550.12
	小型機器料金	50V Aまで	1 機器	1 か月につき	239.17
		50V A超過 100V Aまで		〃	387.05
		100V A 〃 100V Aまでごとに		〃	387.05
従量電灯	A	最低料金	1 か月 8 k W h まで		235.84
		電力量料金	上記超過 1 k W h につき		19.88
	B	基本料金	1 契約	1 か月につき	286.00
				〃	429.00
				〃	572.00
				〃	858.00
				〃	1,144.00
				〃	1,430.00
				〃	1,716.00
	電力量料金	最初の120 k W h まで	1 k W h につき		19.88
		120 k W h 超過 300 k W h まで	〃		26.48
		300 k W h 超過	〃		30.57
	最低月額料金		1 契約	1 か月につき	235.84
	C	基本料金	1 k V A	1 か月につき	286.00
		電力量料金	1 k W h につき		19.88
			〃		26.48
			〃		30.57

			単位		料金単価（円）	
公衆街路灯	A	需要家料金	1 契約	1 か月につき	49.50	
		電灯料金	1 灯	1 か月につき	90.10	
		10Wまで			136.20	
		10W超過 20Wまで		〃	228.40	
		20W 〃 40W 〃		〃	320.61	
		40W 〃 60W 〃		〃	505.02	
		60W 〃 100W 〃		〃	505.02	
		100W 〃 100Wまでごとに		〃		
	小型機器料金	50V A まで	1 機器	1 か月につき	218.27	
		50V A 超過 100V A まで		〃	349.65	
		100V A 〃 100V A までごとに		〃	349.65	
低圧電力	B	基本料金	1 k V A	1 か月につき	258.50	
		電力量料金	1 k W h につき		20.05	
		最低月額料金	1 契約	1 か月につき	224.84	
低圧電力	基本料金		1 k W	1 か月につき	1,122.00	
	電力量料金		1 k W h につき		夏季 17.37	その他季 15.80

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時電灯、臨時電力、農事用電力がある。
2. 料金単価欄の「夏季」とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。
3. 原油・LNG（液化天然ガス）・石炭などの燃料価格の変動に応じ毎月自動的に料金を調整する燃料費調整制度が導入されている。なお、燃料費調整制度の算定方法は、「（参考）燃料費調整」に記載している。

(参考) 燃料費調整

特定小売供給約款における燃料費調整

a. 燃料費調整単価の算定方法

平均燃料価格の範囲	燃料費調整単価の算定方法
44,200円/k1を下回る場合	(44,200円－平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000
44,200円/k1を上回り、かつ、66,300円/k1以下の場合	(平均燃料価格－44,200円) × 基準単価 / 1,000
66,300円/k1を上回る場合	(66,300円－44,200円) × 基準単価 / 1,000

b. 基準単価

	単位	基準単価
従量制	1 k W h につき	23銭2厘

(注) 定額制供給についても、同様に基準単価がある。

⑤ 託送供給料金

東京電力パワーグリッド株式会社は、2019年10月1日より消費税率（地方消費税率を含む）が8%から10%へ変更になることを踏まえ、2019年8月21日に経済産業大臣に「託送供給等約款」の変更を届出し、2019年10月1日から実施している。

主要託送供給料金は下記のとおりである。

託送供給料金表

（消費税等相当額を含む料金単価）

						単位		料金単価（円）		
接続送電サービス	低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで		1 灯	1 か月につき	35.54		
				10W超過 20Wまで			〃	71.09		
				20W 〃 40W 〃			〃	142.19		
				40W 〃 60W 〃			〃	213.28		
				60W 〃 100W 〃			〃	355.47		
				100W 〃 100Wまでごとに			〃	355.47		
			小型 機器 料金	50V Aまで		1 機器	1 か月につき	106.17		
				50V A超過 100V Aまで			〃	212.34		
				100V A 〃 100V Aまでごとに			〃	212.34		
		電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 k W	1 か月につき	214.50		
				S B ・ 主開閉器契約		1 k V A	1 か月につき	143.00		
				S B 契約； 5 A の場合		1 契約	1 か月につき	71.50		
				S B 契約； 1 5 A の場合			〃	214.50		
			電力量料金		1 k W h につき		7.45			
		電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 k W	1 か月につき	214.50		
				S B ・ 主開閉器契約		1 k V A	1 か月につき	143.00		
				S B 契約； 5 A の場合		1 契約	1 か月につき	71.50		
				S B 契約； 1 5 A の場合			〃	214.50		
			電力量料金		昼間時間	1 k W h につき		8.20		
					夜間時間	1 k W h につき		6.55		
		電灯従量接続送電サービス					1 k W h につき		10.97	
		動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 k W	1 か月につき	704.00		
				主開閉器契約			〃	445.50		
			電力量料金		1 k W h につき		5.17			
		動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 k W	1 か月につき	704.00		
				主開閉器契約			〃	445.50		
			電力量料金		昼間時間	1 k W h につき		5.69		
					夜間時間	〃		4.57		
		動力従量接続送電サービス					〃		16.71	

					単位		料金単価（円）	
接続送電サービス	高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	555. 50	
			電力量料金		1 k W h につき	2. 34		
		高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	555. 50	
			電力量料金	昼間時間	1 k W h につき	2. 57		
				夜間時間	〃	2. 04		
		高圧従量接続送電サービス			1 k W h につき	11. 45		
		ピークシフト割引			1 k W	1 か月につき	471. 90	
	特別 高圧	特別 高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		〃		379. 50	
			電力量料金		1 k W h につき	1. 30		
		特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	379. 50	
			電力量料金	昼間時間	1 k W h につき	1. 39		
				夜間時間	〃	1. 17		
		特別高圧従量接続送電サービス			〃		7. 52	
		ピークシフト割引			1 k W	1 か月につき	322. 30	
予備送電 サービス	高圧	予備送電サービス A			〃		71. 50	
		予備送電サービス B			〃		88. 00	
	特別 高圧	予備送電サービス A			〃		66. 00	
		予備送電サービス B			〃		77. 00	
近接性 評価割引	受電電圧が標準電圧6, 000V以下の場合				1 k W h につき	0. 69		
	受電電圧が標準電圧6, 000Vをこえ140, 000V以下の場合				〃	0. 41		
	受電電圧が標準電圧140, 000Vをこえる場合				〃	0. 21		

- （注） 1. 上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2. S B とは、電流制限器またはその他適当な電流を制限する装置。
3. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および 1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4. 近接性評価割引とは、近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいう。
5. これまで近接性評価割引対象とされていた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、受電電圧が標準電圧 140, 000 V をこえる場合の単価を適用する。

ハ、資材の状況

重油及び原油等の受払状況

2019年4月1日付けで㈱JERAが承継会社となり、既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。これに伴い、2018年度末在庫量については、すべて㈱JERAへ承継されている。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。
なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものである。

① 経営成績等

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、省エネルギーの進展等により国内エネルギー需要の減少傾向が続くなか、小売事業におけるさらなる競争の激化などにより、一層厳しい状況にある。

こうしたなか、当社グループは、福島への責任を貫徹するため、カイゼン活動をはじめとした生産性改革、株式会社JERAを象徴とする他社との提携、成長領域への事業展開などの取り組みをグループ一丸となつてすすめ、収益力と企業価値の向上に努めてきた。

当社グループの当連結会計年度の販売電力量（連結）は、電力小売全面自由化や気温の影響などにより、前連結会計年度比3.5%減の2,223億kWhとなった。

当連結会計年度の連結収支については、収益面では、販売電力量（連結）が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比1.5%減の6兆2,414億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は0.4%減の6兆3,488億円となった。

一方、費用面では、原子力発電が引き続き全機停止するなか、グループをあげたコスト削減の徹底などにより、経常費用合計は前連結会計年度比0.2%減の6兆848億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比4.5%減の2,640億円となった。また、株式会社JERAへの既存火力発電事業等の承継に伴う持分変動利益、福島第二原子力発電所の廃止決定に伴う災害損失引当金の戻入額、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金を合わせ4,149億円を特別利益として計上する一方、燃料デブリの取り出しに係る支出の一部などの災害特別損失、原子力損害賠償費、福島第二原子力発電所の廃止決定に伴う損失などを合わせ6,093億円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は507億円となった。

当連結会計年度の自己資本比率については前連結会計年度の22.6%から24.3%に、デット・エクイティ・レシオについては前連結会計年度の2.04から1.69になるなど、引き続き財務体質の改善をすすめた一方、資本効率の指標であるROE/ROAは、親会社株主に帰属する当期純利益の減少などにより、ROEは前連結会計年度の8.4%から1.8%に、ROAは前連結会計年度の2.5%から1.7%となった。

当連結会計年度における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

[ホールディングス]

収益面では、販売電力料収入が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比10.9%減の8,469億円となり、経常収益合計は10.9%減の1兆104億円となった。一方、費用面では、システム維持費用を各基幹事業会社による負担に変更したことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比4.8%減の8,574億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比34.3%減の1,529億円となった。

[フュエル&パワー]

2019年4月1日、東京電力フュエル&パワー株式会社の既存火力発電事業等を株式会社JERAに承継させたことに伴い、収益面、費用面とも前連結会計年度に比べ大幅に減少となった。

経常利益は、持分法適用会社である株式会社JERAが燃料費調整における期ずれの影響などにより増益となったことなどから、前連結会計年度に比べ612億円増の647億円となった。

[パワーグリッド]

収益面では、気温の影響などによりエリア需要が前連結会計年度比1.8%減の2,698億kWhとなり、託送収入が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比1.6%減の1兆7,598億円となり、経常収益合計は1.6%減の1兆7,778億円となった。

一方、費用面では、購入電力料や修繕費が減少したことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比1.9%減の1兆6,611億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比2.4%増の1,166億円となった。

[エナジーパートナー]

収益面では、販売電力量（連結）が前連結会計年度比3.5%減の2,223億kWhとなったことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比3.7%減の5兆6,428億円となり、経常収益合計は3.7%減の5兆6,492億円となった。

一方、費用面では、購入電力料が減少したことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比3.5%減の5兆5,892億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比17.5%減の600億円となった。

2019年度末より世界的に流行している新型コロナウイルス感染症が経済や暮らしに影響を与える中、2019年度当社エリア電力需要への影響は軽微であった。全て新型コロナウイルス感染症の影響と断定することはできないが、2020年度4・5月累計の当社エリア電力需要は前年同月比で7%程度減少している。今後、電力需要の減少が継続する可能性があるため、引き続き動向を注視していく。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る状況

イ. キャッシュ・フロー等

(a) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

(b) 有利子負債

2020年3月31日現在の社債、長期借入金、短期借入金については、以下のとおりである。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	457,204	99,631	221,999	160,000	200,806	1,075,000
長期借入金	511,664	46,497	23,765	57,102	28,084	60,475
短期借入金	1,972,699	—	—	—	—	—
合計	2,941,568	146,129	245,765	217,102	228,890	1,135,475

上記については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額」にも記載。

ロ. 財務政策

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に伴う多額の損失の発生や原子力発電所の停止等による燃料費の増加等により財務基盤と収益構造が大幅に悪化するとともに、自律的な資金調達が低下したことを受け、総合特別事業計画(2012年5月に主務大臣より認定。)に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下、「機構」)から1兆円の出資を受けるとともに、取引金融機関に対しては、その後の新・総合特別事業計画等(2014年1月に主務大臣より認定。)においてもあわせて、追加与信及び借換え等による与信の維持等をお願いし、ご協力をいただいていた。

新々・総合特別事業計画(2017年5月に主務大臣より認定。)等においても、取引金融機関に対し、前回総特での協力要請の通り引き続き与信を維持することなどをお願いし、ご協力をいただいている。これらの機構や金融機関の支援・協力のもとで、自己資本比率の改善、公募社債市場への復帰を2017年3月に実現しており、2019年度はパワーグリッドにおいて5,800億円の公募社債を発行した。引き続き社債の発行を継続するなど、当社グループの自律的な資金調達力の回復もはかっている。

金融機関からの借入金や社債の発行により調達した資金は、電気事業等に必要な設備資金、借入金返済及び社債償還等に充当している。設備投資計画については、「第3 設備の状況」のとおりであり、借入金返済及び社債償還の予定については、「② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る状況 イ. キャッシュ・フロー等 (b) 有利子負債」のとおりである。

また、当社グループでは、グループ全体でより効率的な資金の運用を図る観点からグループ金融制度を採用している。

なお、新型コロナウイルス感染症による景気後退を起因とした資金繰りへの影響については、今後注意深く見極めていく。

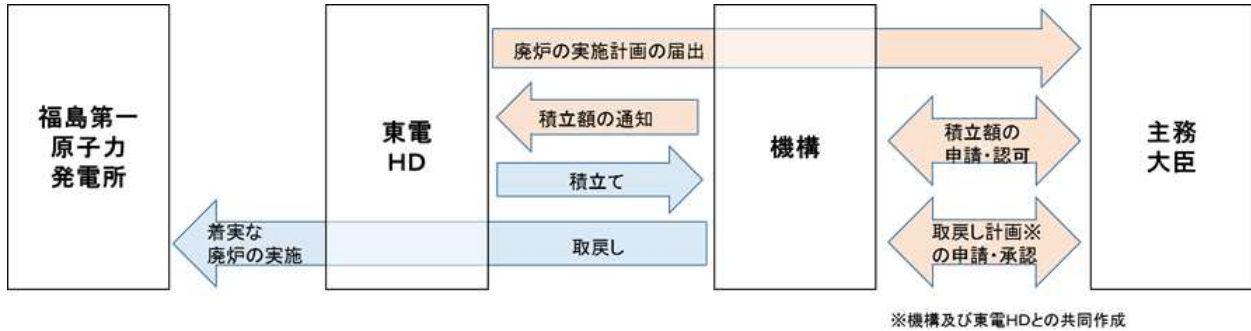
③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

イ. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

(a) 廃炉に関連した見積りの前提

東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という）では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という）により指定された額について、廃炉等に充てる資金の積立てを行い（廃炉等積立金）、機構と共同で、廃炉作業を想定したうえで必要となる資金について取戻し計画を策定する。当該計画について、経済産業大臣の承認を受けたのちに、廃炉等積立金の取戻しを行い、実際の廃炉作業への支出を行っている。

廃炉作業に関連して発生する費用又は損失に係る引当金は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の3つの科目で貸借対照表上に計上している。



※災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去引当金及び特定原子力施設炉心等除去準備引当金の関係

引当の対象	取戻し計画の状況	引当金の名称
取戻し計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用	大臣の承認後	特定原子力施設炉心等除去引当金
	大臣の承認前	特定原子力施設炉心等除去準備引当金
その他		災害損失引当金

(b) 会計上の見積り方法

i) 災害損失引当金

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下、「中長期ロードマップ」という）が策定された（令和元年12月27日最終改訂）。

当社は中長期ロードマップの主要な目標工程等や原子力規制委員会により策定された「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2020年3月版）」（令和2年3月4日）に掲げる目標を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2020」（2020年3月27日）を策定した。

これを踏まえ、通常の見積りが可能な費用又は損失については、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。一方、将来の工事等の具体的な内容を当事業年度末では想定できず、通常の見積りが困難である費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

・福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上している。

ii) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。なお、申請額のうち、既承認額については特定原子力施設炉心等除去引当金に、それ以外の申請額については特定原子力施設炉心等除去準備引当金に計上している。

なお、事故炉である福島第一原子力発電所の解体費用の見積りについては、通常炉と同様の状況にまで復旧させるための費用は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金として計上し、通常炉としての解体費用については、原子力発電施設解体費として計上している。前者については、以下の不確実性が存在する一方、後者については、通常炉と同様の省令に準じた見積りとなる。

(c) 不確実性

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金においては、主に以下の不確実性を含んでいる。

i) 通常の見積りが可能なもの

2020年3月27日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当連結会計年度末においては、これに基づき関連する費用の見積りを行っている。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に前例のない取り組みであり、それ自体に不確実性を内包しているが、それでも至近3年程度は概念検討などが進んでいることから具体的な工事や作業を計画しやすい一方で、それ以降はこれから具体的な検討をするものが多く、中でもデブリ取出しに関しては本格的に取り出すための装置は構想に近い段階にあるなど、長期にわたる工事や作業の金額を見積るにあたっては、多くの仮定を置かざるを得ない。今回の見積りでは、それぞれの作業プロセスにおいて、現在進められている国等の研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づいた仮定を置いているが、今後の研究の進展や現場状況のより詳細な把握、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく新たな技術的知見の獲得などにより、見積りの前提として置いた仮定は見直しが必要となることも考えられる。このような場合、新たな作業や想定していた作業方法の変更、作業の範囲の見直し、作業単価の変動等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

ii) 通常の見積りが困難なもの

工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、類似事例である米スリーマイル島原子力発電所（以下、「TMI」という）の事故における費用実績額に基づく概算額を計上している。当見積りにおいては、TMIでの費用処理実績額に、TMIの事故発生時から福島第一原子力発電所の事故発生時までの間における物価上昇率、為替レートなどに、取出し対象基数などを加味して算定を行っている。これには、廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は、発電機の基数に比例する等の仮定に基づいているが、TMIと福島第一原子力発電所では、燃料デブリの量や、原子炉内の存在箇所の違いによる難易度の違い等、状況の差異があることから、想定した見積りと実際の作業の種類・範囲及び量が変動する可能性がある。また、事故炉の廃炉という極めて限定的かつ長期にわたって発生する作業について、作業の種類・範囲及び量が一定であったとした場合においても、物価水準の変動、技術革新の状況等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

(d) 変動により生じる影響

上記により、今後の状況の変化によって、将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

ロ. 退職給付に係る負債

(a) 会計上の見積方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっており、過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

退職給付債務の計算において使用する割引率は、期末の国債及びダブルA格社債の利回り（指標利率）を基に決定しており（2019年度は1.0%を採用）、年金資産の長期期待運用収益率は、運用方針や保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績等を基に決定している（2019年度は2.5%を採用）。

(b) 不確実性

上記による従業員の退職給付に係る債務及び費用は、割引率、退職率、死亡率、年金資産の長期期待運用収益率、年金数理計算上の基礎率などについて合理的な仮定に基づき見積っているが、実績との差異や仮定の変動は、将来の退職給付に係る債務・費用に影響を及ぼす可能性がある。指標利率の変動により割引率を変更することとなった場合は、退職給付債務が変動するが、退職給付債務が10%以上変動しないと見込まれる場合は、重要性基準により変更しない。また、年金資産として保有している株式や債券は、金融市場の動向により時価が変動する。

(c) 変動により生じる影響

上記により、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

会計方針に基づき、数理計算上の差異は発生年度より3年間で定額償却しており、変動影響は以下のとおりである。

	退職給付債務への影響	退職給付費用への影響（年）
割引率変更0.1%あたり	110億円程度	40億円程度
年金資産運用収益率の差異1.0%あたり	50億円程度	20億円程度

④ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標等

「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」に記載のとおり、賠償・廃炉に必要な資金を確保しつつ、2026年度以内に連結経常利益で3,000億円／年超、2027年度以降には4,500億円規模の利益水準を達成することを目標に掲げている。

当連結会計年度における経常利益は2,640億円となった。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年11月11日開催の取締役会において、当社と「東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、新会社という）」との間で2020年4月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結することを決定し、同日、新会社と吸収分割契約を締結した。

これに基づき、2020年4月1日に本件吸収分割の効力が発生し、当社の再生可能エネルギー発電事業は新会社へ承継された。

（１）当該吸収分割の目的

当社は、今後、国内外で600～700万kWの総開発規模を目指して、再生可能エネルギーの主力電源化を推し進めていくこととしている。

そのため、当社グループの再生可能エネルギーの認知度向上を志向した再生可能エネルギー電源への特化、国内外のパートナーとの連携や大規模な投資等に対する迅速な意思決定のための責任と権限の明確化、さらには、それを支える資金調達の柔軟化を目的として、2020年4月1日を目途に、当社の再生可能エネルギー発電事業を分社化することとした。

分社化の準備を円滑に進めることを目的として、新会社を設立し、当社と新会社との間で2020年4月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結した。

これに基づき、2020年4月1日に本件吸収分割の効力が発生し、当社の再生可能エネルギー発電事業は新会社へ承継された。

（２）当該吸収分割の要旨

① 吸収分割の日程

2019年8月7日	分社化方針の決定（取締役会決議）
2019年10月1日	新会社の設立
2019年11月11日	吸収分割契約の承認（取締役会決議）及び吸収分割契約の締結
2020年4月1日	吸収分割の効力発生

（注）当該吸収分割は、当社において会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割の要件を充たすため、株主総会の承認は省略している。

② 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、新会社を承継会社とする簡易吸収分割である。

③ 吸収分割に係る株式の割当ての内容

当該吸収分割に際し、承継会社である新会社は、普通株式316万7,000株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付した。

④ 吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

⑤ 吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

⑥ 新会社が承継する権利義務

新会社は、当社との間で締結した吸収分割契約の定めに従い、当社が営む再生可能エネルギー発電事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継した。

⑦ 債務履行の見込み

当社及び新会社ともに、当該吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、当該吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、当該吸収分割後における当社及び新会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 当該吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

新会社は、当社の100%連結子会社であり、当該吸収分割により新会社が発行する全株式を当社に割当て交付するため、当社と新会社間で協議し、割り当てる株式数を決定している。

(4) 分割する資産、負債の項目及び金額 (2020年4月1日現在)

資産		負債	
項目	金額 (百万円)	項目	金額 (百万円)
固定資産	420,321	固定負債	53,089
流動資産	83,773	流動負債	144,184
合計	504,095	合計	197,273

(5) 当該吸収分割後の新会社の状況 (2020年4月1日現在)

	新会社
(1) 商号	東京電力リニューアブルパワー株式会社
(2) 本店の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 文挾 誠一
(4) 事業の内容	再生可能エネルギー発電事業 等
(5) 資本金の額	1,000百万円
(6) 決算期	3月31日

5 【研究開発活動】

当社グループの技術開発については、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」ならびに「新々・総合特別事業計画」に基づき、「中長期ロードマップに基づいた廃炉の推進に向けた技術開発」及び「原子力安全の確保と電気の安定供給の達成に資する技術開発」を中心として取り組んでいる。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、17,905百万円である。なお、セグメント毎の研究開発費の内訳は、ホールディングスが9,511百万円、パワーグリッドが7,353百万円、エナジーパートナーが1,040百万円である。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

設備投資については電気の安定供給維持に必要最低限な水準まで絞り込む一方、福島第一原子力発電所での廃炉・汚染水対策等を行った結果、当連結会計年度の設備投資額は、524,462百万円となった。なお、セグメント毎の設備投資額の内訳（セグメント間取引消去前）は、以下のとおりである。

2019年4月1日付けで、㈱JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。

なお、2020年4月1日付けで、東京電力ホールディングス㈱の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー㈱に承継させた。

セグメントの名称	項目	設備投資額（百万円）
ホールディングス	水力・新エネルギー等	15,942
	原子力	133,739
	原子燃料	55,173
	その他	12,984
	合計	217,839
フュエル&パワー	その他	17
	合計	17
パワーグリッド	送電	106,217
	変電	52,597
	配電	118,794
	業務	8,885
	その他	4,735
	合計	291,229
エナジーパートナー	業務	10,268
	その他	7,442
	合計	17,711
総計		526,796

（注） 上記設備投資額には消費税等は含まれていない。

2【主要な設備の状況】

連結ベース及び提出会社の主要な設備の状況については、以下のとおりである。

（1）セグメント毎の設備概況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
	土地	建物	機械装置 その他	相殺消去額等	計	
ホールディングス	(241,666) 55,260	209,665	1,271,675	△16,617	1,519,983	13,490
フュエル&パワー	(一) —	454	392	—	846	34
パワーグリッド	(21,806) 363,936	170,595	3,724,376	△34,400	4,224,508	20,659
エナジーパートナー	(一) —	8,304	34,003	△0	42,308	2,996
計	(263,472) 419,196	389,020	5,030,448	△51,017	5,787,647	37,179

（注） 1. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。

2. 「従業員数」には建設工事専従者713人を含まない。

3. 2019年4月1日付けで、㈱JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。

4. 2020年4月1日付けで、東京電力ホールディングス㈱の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー㈱に承継させた。

(2) 提出会社

2020年3月31日現在

区分	セグメントの名称	設備概要	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）
			土地	建物	機械装置 その他	計	
水力発電設備	ホールディングス	発電所数 163か所	(221,905)	8,038	362,132	378,371	907
		最大出力 9,873,957 k W	8,200				
原子力発電設備	ホールディングス	発電所数 1か所	(9,688)	125,955	857,218	1,002,100	5,295
		最大出力 8,212,000 k W	18,927				
新エネルギー等 発電設備	ホールディングス	発電所数 5か所	(230)	6	5,535	11,583	2
		最大出力 50,770 k W	6,041				
業務設備	ホールディングス	—	(—) —	2,503	12,227	14,731	1,893
計		—	(231,823) 33,169	136,503	1,237,114	1,406,787	8,097

- (注) 1. 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所は、電気事業法に基づく廃止手続きを実施したため、原子力発電設備の発電所数に含まない。ただし、「帳簿価額」、「土地」の面積及び「従業員数」には含んでいる。
2. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。
3. 上記のほか借地面積は6,054千㎡である。その主なものは、水力発電設備用借地3,976千㎡である。
4. 「帳簿価額」には貸付設備76百万円、事業外固定資産62百万円及び附帯事業固定資産330百万円を含まない。
5. 「従業員数」には建設工事専従者等194人を含まない。
6. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。
7. 2020年4月1日付けで、東京電力ホールディングス㈱の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー㈱に承継させた。これに伴い、水力発電設備、新エネルギー等発電設備は東京電力リニューアブルパワー㈱に承継させた。

主要発電設備
水力発電設備

2020年3月31日現在

発電所名	セグメントの名称	所在地	水系	出力（kW）		土地面積（千㎡）
				最大	常時	
鬼怒川	ホールディングス	栃木県日光市	利根川	127,000	3,500	594
今市	ホールディングス	栃木県日光市	利根川	1,050,000	—	910
塩原	ホールディングス	栃木県那須塩原市	那珂川	900,000	—	1,017
矢木沢	ホールディングス	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	240,000	—	34
玉原	ホールディングス	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	1,200,000	—	921
神流川	ホールディングス	群馬県多野郡上野村	利根川・信濃川	940,000	—	1,752
葛野川	ホールディングス	山梨県大月市	富士川・相模川	1,200,000	—	1,367
秋元	ホールディングス	福島県耶麻郡猪苗代町	阿賀野川	107,500	7,200	1,202
安曇	ホールディングス	長野県松本市	信濃川	623,000	—	3,253
水殿	ホールディングス	長野県松本市	信濃川	245,000	—	895
新高瀬川	ホールディングス	長野県大町市	信濃川	1,280,000	—	2,162
中津川第一	ホールディングス	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	127,000	13,900	343
信濃川	ホールディングス	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	181,000	88,400	457

原子力発電設備

2020年3月31日現在

発電所名	セグメントの名称	所在地	出力（kW）	土地面積（千㎡）
福島第一	ホールディングス	福島県双葉郡大熊町	—	3,964
福島第二	ホールディングス	福島県双葉郡楡葉町	—	1,513
柏崎刈羽	ホールディングス	新潟県柏崎市	8,212,000	4,209

（注）福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所は、電気事業法に基づく廃止手続きを実施したため、廃止となっている。また、2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等により、柏崎刈羽原子力発電所の全号機が停止している。

(3) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	区分	セグメント の名称	設備概要	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）
				土地	建物	機械装置 その他	計	
東京電力フ ュエル&パ ワー㈱	業務設備	フュエル& パワー	—	(—) —	454	392	846	34
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	水力発電設 備	パワーグリ ッド	発電所数 1 か所 最大出力 50 k W	(0) 0	1	37	39	—
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	内燃力発電 設備	パワーグリ ッド	発電所数 10 か所 最大出力 59,860 k W	(79) 1,139	2,089	6,297	9,526	50
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	新エネルギ ー等発電設 備	パワーグリ ッド	—	(106) 367	—	—	367	—
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	送電設備	パワーグリ ッド	架空電線路 亘長 14,805 k m 回線延長 28,391 k m 地中電線路 亘長 6,443 k m 回線延長 12,413 k m 支持物数 50,235基	(9,729) 150,279	9,137	1,282,737	1,442,155	1,618
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	変電設備	パワーグリ ッド	変電所数 1,614か所 出力 600,000 k W 274,312,510 k V A 調相設備容量 50,706,920 k V A	(10,554) 155,405	77,213	405,782	638,400	1,896
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	配電設備	パワーグリ ッド	架空電線路 亘長 343,052 k m 電線延長1,026,396 k m 地中電線路 亘長 19,698 k m 電線延長 35,261 k m 支持物数 5,961,605基 変圧器個数 2,539,695個 変圧器容量 108,783,745 k V A	(266) 14,895	24,119	2,009,703	2,048,717	6,536
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	業務設備	パワーグリ ッド	本社 1 か所 総支社10か所 電力所 2 か所 等	(1,039) 23,015	41,002	12,534	76,553	4,817
東京電力エ ナジーパー トナー㈱	業務設備	エナジーパ ートナー	—	(—) —	952	10,321	11,273	2,250

- (注) 1. 変電設備出力の上段600,000 k Wは周波数変換設備の出力である。
2. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。
3. 上記のほか借地面積は179,442千㎡である。その主なものは、送電設備用借地178,834千㎡である。
4. 「従業員数」には建設工事専従者429人を含まない。
5. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。
6. 東京電力パワーグリッド㈱の新エネルギー等発電設備は、2019年3月29日付けで廃止となっているものの、売却が完了していない土地については帳簿価額を記載している。
7. 2019年4月1日付けで、㈱J E R Aが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。

主要発電設備

火力発電設備

2019年4月1日付けで、㈱JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。

主要送電設備

2020年3月31日現在

会社名	線路名	セグメントの 名称	種別	電圧 (kV)	亘長 (km)
東京電力パワーグリッド㈱	西群馬幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	167.99
東京電力パワーグリッド㈱	南新潟幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	110.77
東京電力パワーグリッド㈱	南いわき幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	195.40
東京電力パワーグリッド㈱	福島幹線	パワーグリッド	架空	500	181.62
東京電力パワーグリッド㈱	福島東幹線	パワーグリッド	架空	500	171.35
東京電力パワーグリッド㈱	新豊洲線	パワーグリッド	地中	500	39.50
東京電力パワーグリッド㈱	葛南世田谷線	パワーグリッド	地中	275	32.50
東京電力パワーグリッド㈱	千葉葛南線	パワーグリッド	地中	275	30.38

主要変電設備

2020年3月31日現在

会社名	変電所名	セグメントの 名称	所在地	最高電圧 (kV)	出力 (kVA)	土地面積 (千㎡)
東京電力パワーグリッド㈱	新野田	パワーグリッド	千葉県野田市	500	7,720,000	288
東京電力パワーグリッド㈱	新京葉	パワーグリッド	千葉県船橋市	500	6,900,000	373
東京電力パワーグリッド㈱	房総	パワーグリッド	千葉縣市原市	500	6,690,000	239
東京電力パワーグリッド㈱	新富士	パワーグリッド	静岡県駿東郡小山町	500	6,670,000	325
東京電力パワーグリッド㈱	新古河	パワーグリッド	茨城県猿島郡境町	500	6,000,000	234

主要業務設備

2020年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメントの 名称	所在地	土地面積 (千㎡)
東京電力パワーグリッド㈱	本社	パワーグリッド	東京都千代田区 他	356
東京電力パワーグリッド㈱	総支社等	パワーグリッド	東京都新宿区 他	683

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

2019年4月1日付けで、㈱JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。

なお、2020年4月1日付けで、東京電力ホールディングス㈱の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー㈱に承継させた。

(1) 概要

連結ベースの2020年度の設備投資計画は、601,639百万円である。セグメント毎の設備投資計画の内訳（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが284,643百万円、フュエル&パワーが148百万円、パワーグリッドが286,813百万円、エナジーパートナーが16,830百万円、リニューアブルパワーが17,078百万円である。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

(2) 2020年度設備投資計画

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画

水力

会社名	地点名	セグメントの 名称	出力（千kW）	着工	運転開始
東京電力リニューアブルパワー㈱	葛野川	リニューアブルパワー	1,600	1992／11 1997／8	1999／12、2000／6、2030年度以降、2014／6
東京電力リニューアブルパワー㈱	神流川	リニューアブルパワー	2,820	1997／2	2005／12、2012／6、2030年度以降

原子力

会社名	地点名	セグメントの 名称	出力（千kW）	着工	運転開始
東京電力ホールディングス㈱	東通1号 東通2号	ホールディングス	各1,385	1号 2011／1 2号 未定	1号 未定 2号 未定

送電

会社名	件名	セグメントの 名称	電圧 (k V)	亘長 (k m)	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	飛騨信濃直流幹線新設	パワーグリッド	DC±200	89	2017年 7 月	2021年 3 月
東京電力パワーグリッド㈱	新宿城南線引替	パワーグリッド	275	1番線 : 5.5 2番線 : 5.5 3番線 : 5.4	2017年11月	2018年 7 月 (1 番線) 2020年 4 月 (2 番線) 2019年 4 月 (3 番線)
東京電力パワーグリッド㈱	東新宿線引替	パワーグリッド	275	2番線 : 23.4 →5.0 3番線 : 23.4 →5.3	2019年 1 月	2032年11月 (2 番線) 2025年11月 (3 番線)
東京電力パワーグリッド㈱	新宿線引替	パワーグリッド	275	1番線 : 22.1 →21.1 2,3番線 : 19.9 →21.1	2019年 9 月	2028年 8 月 (1 番線) 2032年11月 (2 番線) 2025年11月 (3 番線)
東京電力パワーグリッド㈱	G7060005アクセス線 (仮称) 新設	パワーグリッド	275	1	2021年 7 月	2022年 2 月
東京電力パワーグリッド㈱	MS18GHZ051500アクセ ス線 (仮称) 新設	パワーグリッド	275	0.1	2021年 7 月	2022年 6 月
東京電力パワーグリッド㈱	京浜線 1、2 号接続変 更	パワーグリッド	275	22.7→23.1	2021年10月	2022年 4 月
東京電力パワーグリッド㈱	東清水線新設	パワーグリッド	275	13 (新設) 7 (既設流用)	2022年 3 月	2027年 3 月
東京電力パワーグリッド㈱	西群馬幹線 東山梨(変) T 引込	パワーグリッド	500	1号線 : 0.1 2号線 : 0.1	2022年 5 月	2022年11月
東京電力パワーグリッド㈱	五井火力線増強	パワーグリッド	275	11	2021年 8 月	2024年 2 月
東京電力パワーグリッド㈱	千葉印西変電所(仮称) 引込線新設	パワーグリッド	275	11	2023年 2 月	2024年 4 月

変電

会社名	件名	セグメントの 名称	電圧 (k V)	出力	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	新京葉変電所変圧器増 容量	パワーグリッド	275	300MVA	2018年 7 月	2019年 9 月 2021年 4 月
東京電力パワーグリッド㈱	新信濃交直変換設備新 設	パワーグリッド	—	900MW	2016年 3 月	2021年 3 月
東京電力パワーグリッド㈱	新茂木変電所変圧器増 設	パワーグリッド	500	1,500MVA	2019年 5 月	2021年 3 月
東京電力パワーグリッド㈱	東山梨変電所変圧器増 設	パワーグリッド	500	750MVA	2019年 4 月	2022年12月
東京電力パワーグリッド㈱	新木更津変電所変圧器 増設	パワーグリッド	275	900MVA	2020年 9 月	2022年 4 月
東京電力パワーグリッド㈱	新栃木変電所変圧器増 設	パワーグリッド	500	750MVA	2021年 5 月	2022年11月
東京電力パワーグリッド㈱	新富士変電所変圧器増 設	パワーグリッド	500	750MVA	2023年度	2026年度

会社名	件名	セグメントの 名称	電圧（k V）	出力	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	北東京変電所変圧器増容量	パワーグリッド	275	300MVA	2021年12月	2023年 6 月
東京電力パワーグリッド㈱	新京葉変電所変圧器増設	パワーグリッド	275	450MVA	2021年10月	2023年 2 月
東京電力パワーグリッド㈱	千葉印西(仮称)変電所新設	パワーグリッド	275	600MVA	2021年 7 月	2024年 4 月
東京電力パワーグリッド㈱	南多摩変電所変圧器増容量	パワーグリッド	275	100MVA	2021年 1 月	2022年 6 月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000（注）

（注） 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （2020年3月31日）	提出日現在発行数 （株） （2020年6月26日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	1,607,017,531	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は100株
A種優先株式 （当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等である。）	1,600,000,000	1,600,000,000	非上場	単元株式数は100株 （注1、2、3）
B種優先株式 （当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等である。）	340,000,000	340,000,000	非上場	単元株式数は10株 （注1、2、3）
計	3,547,017,531	3,547,017,531	—	—

（注1） 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) A種優先株式及びB種優先株式（以下「本優先株式」という。）には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

（以下本（注1）においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）④及び（注3）（2）④を参照。

- (3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）④及び（注3）（2）④を参照。

- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

（注2） 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

- (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

- ① (i) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は(ii) 下記②により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

- ② (i) 当社の集中的な経営改革に一定の目的が果たされ機構が判断する場合、又は(ii) 当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

- (3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

- ① 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

- ② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

- ③ 議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当率

$$\text{A種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 0.25\%$$

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ.のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

- i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ、において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本(1)において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本(1)において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \frac{\text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{1 + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ B種優先株式を対価とする取得請求権

イ. B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. B種優先配当率

$$\text{B種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 0.5\%$$

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ. のほか残余財産の分配を行わない。

ハ、経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ、優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ、普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ、乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ、乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ、当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本(2)において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本(2)において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \times \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価の数}} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\left(\text{発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ、合理的な措置

上記ハ、乃至ホ、に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ A種優先株式を対象とする取得請求権

イ、A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ、に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

ロ、B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

② 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

① A種優先株式

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第96期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

② B種優先株式

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第96期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2012年7月31日 (注)	1,940,000	3,547,017	500,000	1,400,975	500,000	743,555

(注) 第三者割当

A種優先株式 発行価格(払込金額) 200円、総額320,000百万円
資本組入額 100円、総額160,000百万円
割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

B種優先株式 発行価格(払込金額) 2,000円、総額680,000百万円
資本組入額 1,000円、総額340,000百万円
割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	28	77	61	2, 251	679	361	432, 971	436, 428	－
所有株式数 （単元）	433, 796	3, 505, 502	325, 709	487, 068	5, 514, 021	5, 204	5, 740, 562	16, 011, 862	5, 831, 331
所有株式数の 割合（％）	2. 71	21. 89	2. 03	3. 04	34. 44	0. 03	35. 85	100. 00	－

(注) 1. 自己株式3,246,101株は、「個人その他」に32,460単元、「単元未満株式の状況」に101株含まれている。

なお、自己株式3,246,101株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,245,031株である。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ146単元及び13株含まれている。

② A種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	－	1	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	16,000,000	－	－	－	16,000,000	－
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	100.00	－	－	－	100.00	－

③ B種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数10株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	－	1	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	34, 000, 000	－	－	－	34, 000, 000	－
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	100. 00	－	－	－	100. 00	－

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
原子力損害賠償・廃炉等支援 機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	1,940,000	54.74
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	51,830	1.46
東京電力グループ従業員持株 会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	51,462	1.45
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	43,757	1.23
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	35,927	1.01
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	32,507	0.92
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15番1号)	27,760	0.78
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	27,303	0.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	26,780	0.76
計	—	2,280,006	64.34

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
原子力損害賠償・廃炉等支援 機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	16,000,000	50.09
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	518,303	1.62
東京電力グループ従業員持株 会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	514,620	1.61
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	437,573	1.37
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	426,767	1.34
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	359,275	1.12
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	325,074	1.02
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15番1号)	277,605	0.87
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	273,035	0.85
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	267,807	0.84
計	—	19,400,059	60.74

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	—	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 3,245,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,955,900		
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,593,985,300	15,939,853	—
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 5,831,331	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	—	—
総株主の議決権	—	31,939,853	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （%）
東京電力ホールディングス株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	3,245,000	—	3,245,000	0.09
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号	1,349,500	—	1,349,500	0.04
株式会社東光高岳	東京都江東区豊洲5丁目6番36号	236,600	—	236,600	0.01
計	—	7,200,900	—	7,200,900	0.20

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株（議決権の数10個）ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に含まれている。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	25,009	12,888,345
当期間における取得自己株式	2,596	944,026

（注） 「当期間における取得自己株式」には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他 （単元未満株式の買増請求による売渡）	1,126	537,635	99	35,007
保有自己株式数	3,245,031	－	3,247,528	－

（注） 1. 当期間における「その他（単元未満株式の買増請求による売渡）」には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式は含まれていない。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社では、株主のみなさまに対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しているが、東北地方太平洋沖地震以降の厳しい経営環境等に鑑み、配当の基本方針を取り下げている。新しい基本方針は、今後の状況に応じて改めて検討する。また、当社は、取締役会の決議により中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当金と期末配当金の年2回を基本的な方針とし、これらの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会である。

当年度の業績については、競争激化や気温影響による冷暖房需要が減少したことで電気料収入は減少したものの、グループ全社を挙げた継続的なコスト削減に努めた結果、経常利益を確保するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益を計上した。しかしながら、当社のおかれている厳しい経営環境等に鑑み、誠に遺憾ながら当期の配当については見送ることとした。

次期の配当についても、引き続き厳しい経営環境等が見込まれることから、中間、期末とも見送る予定としている。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は2016年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

② 企業統治の体制

イ. 企業統治の概要

(a) 取締役会（取締役）・執行役会等

取締役会は、社外取締役7名を含む13名（男性12名、女性1名）で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督している。また、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置している。取締役会の議長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

執行役（男性14名、女性1名）は、取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催され、代表執行役社長が議長を務める執行役会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施している。また、執行役会での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。執行役会の構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (2) 執行役」に記載の執行役に加え、監査委員の取締役 森下義人である。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置している。

(b) 指名委員会

指名委員会は、社外取締役5名を含む6名の取締役で構成されており、1年に1回以上開催され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定している。また、会社法に基づく権限ではないが、指名委員会は、執行役等の人事に関する事項についても審議している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

(c) 監査委員会

監査委員会は、社外取締役4名を含む5名の監査委員より構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行っている。なお、監査委員のうち1名は公認会計士として、2名は弁護士として、1名は当社経理部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

また、監査委員会を補助するため、3名の監査特命役員と8名のスタッフを配置し、常勤の監査委員・監査特命役員・スタッフが主要な関係会社の非常勤監査役に就任している。なお、監査特命役員及び監査委員会業務室に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議している。

このような体制のもと、監査委員会は、取締役会、執行役会その他の重要な会議への出席、取締役及び執行役の職務執行状況の報告聴取並びに本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に開催される代表執行役とのミーティング等を通じて取締役及び執行役等との意思疎通を図っている。監査委員が実施した監査の方法、経過及び結果は監査委員会に報告され、監査委員会の職務執行状況は、取締役会に遅滞なく報告されている。

(d) 報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役3名で構成されており、1年に1回以上開催され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

(e) 会計監査人（監査法人）

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
湯川 喜雄	EY新日本有限責任監査法人
春日 淳志	EY新日本有限責任監査法人
清水 幹雄	EY新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士13名、その他23名となっている。

ロ．企業統治を採用する理由

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は2016年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

ハ．取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約

当社は、取締役 檜田松瑩、同 國井秀子、同 高浦英夫、同 安念潤司、同 大八木成男、同 大西正一郎、同 田中耕太郎及び同 森下義人との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その取締役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結している。

③ 内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、2006年4月制定、2016年3月改定）をもとに、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表執行役、執行役、執行役員、部長等が各職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役及び執行役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。特に、原子力については、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図っている。

内部監査については、内部監査室（人員44名）が中心となり、事業活動全般にわたる業務遂行状況やその管理について監査するとともに、必要に応じて特定のテーマについて監査している。主要な内部監査結果は社長又は執行役会等に報告され、監査対象箇所等は監査結果に基づき所要の改善措置を講じている。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさまに向けた決算等の説明会、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開している。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑤ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ. 中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めている。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

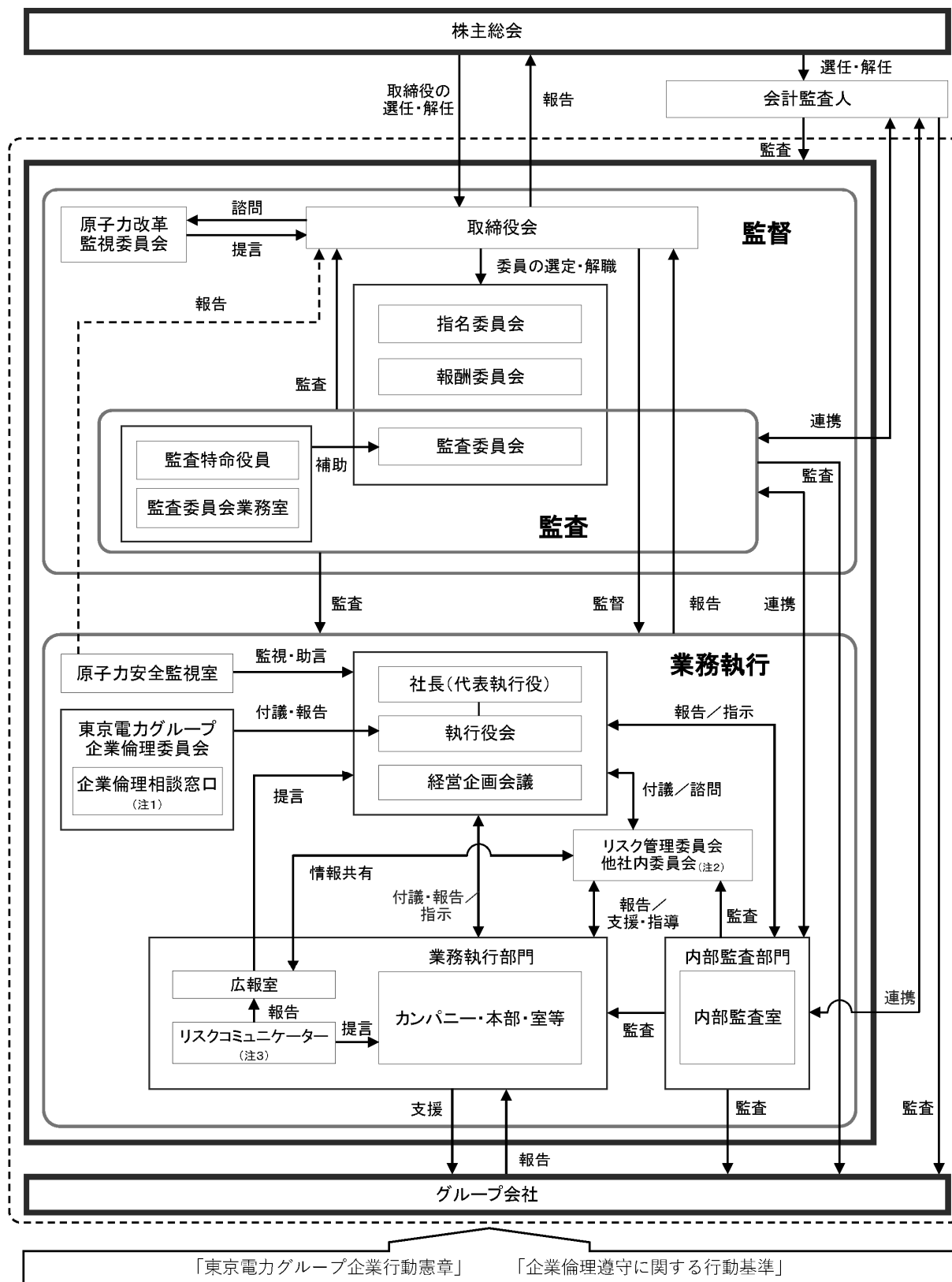
⑦ 種類株式の発行

当社は、普通株式のほか、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）を割当先とするA種優先株式及びB種優先株式を発行している。

普通株式及びA種優先株式は、株主総会において議決権を有する株式であるが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

また、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びA種優先株式は、単元株式数を100株としているが、B種優先株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を10株としている。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載している。



(注1) 社員・グループ会社等の東京電力グループの仕事に関係する人が利用できる窓口

(注2) 投資管理委員会 等

(注3) リスクコミュニケーションを行う専門職

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（2018年7月12日改定）＞

当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善する。

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- (3) 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- (4) 監査委員が執行役会、経営企画会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることでできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えるとともに、監査委員の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- (2) 情報のセキュリティや職務執行の効率性向上、適正の確保に資するIT環境を整備する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

- (6) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画会議を設置する。経営企画会議は、必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- (7) 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力安全監視室は、原子力安全に関する事項について、必要に応じて取締役会に直接報告する。
また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、執行役会のほか、経営企画会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「東京電力グループ企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- (2) グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。
- (3) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。
- (4) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。
- (5) グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性22名 女性2名 (役員のうち女性の比率8.3%)

(1) 取締役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会議長 指名委員会委員長 報酬委員会委員	檜田 松瑩	1943年2月12日生	1967年4月 三井物産株式会社入社 2002年10月 三井物産株式会社代表取締役社長 2009年4月 三井物産株式会社取締役会長 2015年4月 三井物産株式会社取締役 2015年6月 三井物産株式会社顧問(現) 2017年6月 当社取締役 2020年6月 当社取締役会議長(現)	(注)2	普通株式 9,500
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	國井 秀子	1947年12月13日生	1982年5月 株式会社リコー入社 2005年6月 株式会社リコー常務執行役員 2008年4月 株式会社リコーグループ執行役員 2008年4月 リコーソフトウェア株式会社 (現リコーITソリューションズ株式会社) 取締役会長 2009年4月 株式会社リコー理事 2012年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授 2013年4月 芝浦工業大学学長補佐 2013年10月 芝浦工業大学男女共同参画推進室長 2014年6月 当社取締役(現) 2018年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科客員教授 2019年4月 芝浦工業大学客員教授(現)	(注)2	普通株式 6,968
取締役 監査委員会委員長	高浦 英夫	1949年6月19日生	1977年5月 公認会計士(現) 2006年9月 あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人。以下同じ) 代表執行役 2009年5月 あらた監査法人代表社員 2017年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 6,089
取締役 監査委員会委員	安念 潤司	1955年8月12日生	1982年8月 北海道大学法学部助教授 1985年4月 成蹊大学法学部助教授 1992年2月 弁護士(現) 1993年4月 成蹊大学法学部教授 2004年4月 成蹊大学法科大学院教授 2007年12月 中央大学法科大学院教授(現) 2017年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 3,381

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	大八木 成男	1947年 5月17日生	1971年 3月 帝人株式会社入社 2008年 6月 帝人株式会社代表取締役社長C E O 2010年 6月 帝人株式会社代表取締役社長執 行役員C E O 2014年 4月 帝人株式会社取締役会長 2018年 4月 帝人株式会社取締役相談役 2018年 6月 帝人株式会社相談役 (現) 2020年 6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 0
取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	大西 正一郎	1963年 9月25日生	1992年 4月 弁護士 (現) 2003年11月 株式会社産業再生機構マネー ングディレクター 2007年 1月 フロンティア・マネジメント株 式会社代表取締役 (現) 2017年11月 F C Dパートナーズ株式会社代 表取締役 (現) 2020年 6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 0
取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	田中 耕太郎	1966年11月 5日生	1990年 4月 通商産業省 (現経済産業省) 入 省 2013年 7月 内閣府参事官 (政策統括官 (科 学技術政策・イノベーション担 当) 付) 2015年 7月 経済産業省特許庁総務部秘書課 長 2017年 7月 復興庁福島復興局次長 2020年 4月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構連絡調整室次長 2020年 6月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構経営改革支援室長 (現) 2020年 6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 0
取締役 指名委員会委員	小早川 智明	1963年 6月29日生	1988年 4月 当社入社 2014年 6月 当社カスタマーサービス・カン パニー法人営業部長 2015年 6月 当社常務執行役カスタマーサー ビス・カンパニー・プレジデ ント 2016年 4月 東京電力エナジーパートナー株 式会社代表取締役社長 2016年 5月 東京電力エナジーパートナー株 式会社代表取締役社長商品開発 室長 2016年 6月 当社取締役 2017年 6月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 (現)	(注) 2	普通株式 10,033

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	文 挟 誠一	1960年 7 月25日生	1985年 4 月 当社入社 2014年 6 月 当社執行役員経営企画本部事務局長 2015年 4 月 当社常務執行役員経営企画本部担当（共同）兼経営企画本部事務局長 2015年 7 月 当社常務執行役員経営企画担当（共同） 2016年 4 月 東京電力フュエル&パワー株式会社取締役（非常勤） 2016年 4 月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役（非常勤） 2016年 4 月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（非常勤） 2016年 6 月 当社常務執行役員経営企画担当（共同）兼経営企画ユニット企画室長 2017年 6 月 当社代表執行役員副社長経営企画担当（共同） 2019年 6 月 当社取締役、代表執行役員副社長経営企画担当（共同）（現） 2020年 4 月 東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長（現）	(注) 2	普通株式 1,508
取締役	守 谷 誠二	1963年 4 月21日生	1986年 4 月 当社入社 2013年 6 月 当社監査委員会業務室長 2016年 4 月 東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役兼当社経営企画ユニット経理室 2017年 6 月 東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長（現） 2017年 6 月 当社取締役 2018年 9 月 当社取締役、代表執行役員副社長最高財務責任者兼社長補佐 2019年 4 月 当社取締役、代表執行役員副社長最高財務責任者兼E S G担当兼社長補佐 2020年 2 月 当社取締役、代表執行役員副社長最高財務責任者兼E S G担当兼社長補佐兼E V推進室長 2020年 4 月 当社取締役、代表執行役員副社長最高財務責任者兼社長補佐（現）	(注) 2	普通株式 38,291

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	秋本 展秀	1968年10月22日生	1991年4月 当社入社 2014年7月 当社福島本部復興調整部部长代理兼復興企画グループマネージャー兼福島原子力補償相談室副室長 2016年7月 当社福島本部復興調整部部长代理兼福島原子力補償相談室副室長 2017年6月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役 2017年7月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役サービスソリューション事業本部長 2019年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長（現） 2019年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 3,024
取締役	牧野 茂徳	1969年6月30日生	1992年4月 当社入社 2012年7月 当社原子力設備管理部設備技術グループマネージャー 2016年7月 当社原子力安全・統括部（福島第二原子力発電所駐在） 2016年12月 当社原子力人財育成センター所長 2017年6月 当社取締役、常務執行役原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長（現）	(注) 2	普通株式 3,381
取締役 監査委員会委員	森下 義人	1962年3月14日生	1985年4月 当社入社 2015年6月 当社経理部長 2015年7月 当社経営企画ユニット経理室長兼ビジネスソリューション・カンパニー 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役経理・社債等担当兼当社経営企画ユニット経理室 2017年6月 当社常務執行役 2017年6月 東京電力フュエル&パワー株式会社取締役（非常勤） 2017年6月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役（非常勤） 2017年6月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（非常勤） 2019年4月 当社参与 2019年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 20,531
計					102,706

- (注) 1. 取締役 檜田 松瑩、同 國井 秀子、同 高浦 英夫、同 安念 潤司、同 大八木 成男、同 大西 正一郎及び同 田中 耕太郎は、社外取締役である。
2. 2020年6月25日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 執行役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役社長 原子力改革特別タスクフォース 長	小早川 智明	1963年6月29日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 10,033
代表執行役副社長 経営企画担当 (共同)	文挾 誠一	1960年7月25日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 1,508
代表執行役副社長 最高財務責任者兼社長補佐	守谷 誠二	1963年4月21日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 38,291
執行役副社長	佐伯 光司	1963年6月30日生	1986年4月 当社入社 2013年6月 当社総務部長 2015年7月 当社経営企画ユニット総務・法務室長 2016年4月 当社常務執行役経営企画ユニット総務・法務室長兼福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 2016年6月 当社常務執行役福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 2017年6月 当社常務執行役安全統括、原子力・立地本部副本部長 (青森担当) 2018年4月 当社常務執行役 2018年10月 当社常務執行役C R E 推進室長 2018年11月 当社常務執行役秘書室長兼C R E 推進室長 2019年4月 当社執行役副社長 (現)	(注) 1	普通株式 14,241
常務執行役 最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者	関 知道	1964年1月10日生	1986年4月 当社入社 2014年6月 当社経営企画本部事務局次長 2015年7月 当社経営企画ユニット企画室次長 2016年4月 当社常務執行役I O T 担当 2017年6月 当社常務執行役I O T 担当兼経営企画ユニットシステム企画室長 2018年4月 当社常務執行役I O T 担当 2020年4月 当社常務執行役最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者 (現)	(注) 1	普通株式 2,590
常務執行役 防災・安全統括	山本 竜太郎	1964年1月19日生	1988年4月 当社入社 2013年4月 当社執行役員パワーグリッド・カンパニー・バイスプレジデント 2015年7月 当社執行役員パワーグリッド・カンパニー東京総支社長 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社長 (常務取締役待遇) 2018年4月 当社執行役員技監 2018年10月 当社常務執行役防災・安全統括 (現)	(注) 1	普通株式 4,726

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	大槻 陸夫	1964年11月19日生	1988年4月 当社入社 2015年6月 当社経営企画本部事務局長 2015年7月 当社経営企画ユニット企画室長 2016年6月 当社経営企画ユニット経理室長 兼ビジネスソリューション・カンパニー 2017年6月 東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役 2018年4月 当社執行役員稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事室長 2019年4月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役（非常勤） 2019年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（非常勤）（現） 2019年4月 当社常務執行役C R E 推進室長 2019年6月 当社常務執行役（現） 2020年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社取締役（非常勤）（現） 2020年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役（非常勤）（現）	(注) 1	普通株式 2,374
常務執行役 チーフ・スポークスパーソン	永澤 昌	1966年7月21日生	1990年4月 当社入社 2014年7月 当社経営企画本部事務局総括調整グループマネージャー 2015年7月 当社経営企画ユニット企画室次長兼グループ事業管理室兼系統広域連系推進室 2016年5月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役ガス事業プロジェクト推進室長 2017年6月 当社執行役員経営企画ユニット企画室長 2019年4月 当社常務執行役チーフ・スポークスパーソン（現）	(注) 1	普通株式 1,192

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 最高マーケティング責任者兼E S G担当兼E V推進室長	長崎 桃子	1969年12月 8 日生	1992年 4 月 当社入社 2014年 6 月 当社営業部スマートライフ推進 部スマートライフ推進グループ マネージャー兼カスタマーサー ビス・カンパニー事業戦略室兼 経営改革本部事務局兼企画部組 織改革推進室 2015年 7 月 当社暮らし&ビジネスサービス 事業本部住生活事業部戦略・マ ーケティンググループマネー ジャー兼経営企画ユニット企画室 2016年 4 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社暮らし&ビジネスサービ ス事業本部戦略・マーケティング グループマネージャー 2016年 5 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社リビング事業本部戦略・ マーケティンググループマネー ジャー 2016年 9 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社リビング事業本部戦略・ マーケティンググループマネー ジャー兼ガス事業プロジェクト 推進室ガスライフ推進グループ マネージャー 2017年 6 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社リビング事業本部テブコ カスタマーサービス株式会社出 向（代表取締役社長） 2017年10月 東京電力エナジーパートナー株 式会社サービスソリューション 事業本部テブコカスタマーサー ビス株式会社出向（代表取締役 社長） 2019年 4 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社常務取締役最高情報責任 者（C I O）兼オペレーション本 部長 2020年 4 月 当社常務執行役最高マーケティ ング責任者兼E S G担当兼E V 推進室長（現） 2020年 4 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社取締役（非常勤）（現） 2020年 4 月 東京電力リニューアブルパワー 株式会社取締役（非常勤） （現）	(注) 1	普通株式 0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 福島第一廃炉推進カンパニー・ プレジデント兼廃炉・汚染水対 策最高責任者	小野 明	1959年6月1日生	1983年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員福島第一廃炉推進 カンパニー・バイスプレジデント 兼福島第一原子力発電所長兼 福島本部 2016年7月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構執行役員戦略グループ長 2018年2月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構上席執行役員プログラム監 督・支援室長 2018年4月 当社常務執行役福島第一廃炉推 進カンパニー・プレジデント兼 廃炉・汚染水対策最高責任者兼 プロジェクト計画部長 2019年4月 当社常務執行役福島第一廃炉推 進カンパニー・プレジデント兼 廃炉・汚染水対策最高責任者 (現)	(注) 1	普通株式 6,572
常務執行役 福島復興本社代表兼福島本部長 兼原子力・立地本部副本部長	大倉 誠	1958年7月22日生	1982年4月 当社入社 2014年6月 当社執行役員福島本部復興調整 部長 2017年6月 当社常務執行役福島復興本社代 表兼福島本部長兼原子力・立地 本部副本部長 (現)	(注) 1	普通株式 5,289
常務執行役 新潟本社代表兼新潟本部長兼原 子力・立地本部副本部長	橘田 昌哉	1964年1月15日生	1987年4月 当社入社 2015年6月 当社新潟本部副本部長 2017年6月 当社常務執行役新潟本社代表兼 新潟本部長兼原子力・立地本部 副本部長 (現)	(注) 1	普通株式 1,473
常務執行役 原子力・立地本部長兼原子力改 革特別タスクフォース長代理兼 同事務局長	牧野 茂徳	1969年6月30日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 3,381

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 原子力・立地本部青森事業本部 長兼原子力・立地本部副本部長	宗 一誠	1964年 1月30日生	1986年 4月 当社入社 2015年 6月 当社原子力・立地本部立地地域 部長兼福島本部兼新潟本部 2018年 4月 当社常務執行役原子力・立地本 部副本部長（青森担当）兼立地 地域部長兼福島本部兼新潟本部 2019年 4月 当社常務執行役原子力・立地本 部副本部長（青森担当） 2019年 7月 当社常務執行役原子力・立地本 部青森事業本部長兼原子力・立 地本部副本部長（現）	(注) 1	普通株式 2,847
執行役 社長補佐兼経営企画担当（共 同）	吉野 栄洋	1968年10月16日生	1992年 4月 通商産業省（現経済産業省）入 省 2012年 6月 原子力損害賠償支援機構（現原 子力損害賠償・廃炉等支援機 構）執行役員 2017年 7月 経済産業省大臣官房参事官（商 務・サービスグループ担当） 2018年 7月 経済産業省資源エネルギー庁電 力・ガス事業部政策課長 2020年 6月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構連絡調整室長（現） 2020年 6月 当社執行役社長補佐兼経営企画 担当（共同）（現）	(注) 1	普通株式 0
計					94,517

(注) 1. 2020年6月25日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。

2. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入している。執行役員は以下のとおりである。

近藤 通隆	福島復興本社副代表兼福島本部副本部長
増井 秀企	原子力・立地本部副本部長
師尾 直登	福島第一廃炉推進カンパニー・シニアバイスプレジデント
西村 冬彦	洋上風力担当
磯貝 智彦	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼福島第一原子力発電所長兼福島本部
一ノ瀬 貴士	稼働力創造ユニット組織・労務人事室長
梶山 直希	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
多田 克行	原子力・立地本部副本部長兼経営企画ユニット企画室兼原子力改革ユニット 原子力改革特別タスクフォース事務局
白井 真	福島本部除染推進室長
佐藤 育子	安全推進室長
茨木 久美	ビジネスソリューション・カンパニー・プレジデント
福田 俊彦	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
松本 純一	福島第一廃炉推進カンパニープロジェクトマネジメント室長兼福島本部
高原 一嘉	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
石井 武生	原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼新潟本部

② 社外役員の状況

イ. 社外取締役の員数及び社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係

当社の社外取締役は、槍田松瑩、國井秀子、高浦英夫、安念潤司、大八木成男、大西正一郎及び田中耕太郎の7名である。

田中耕太郎氏は、当社の主要株主である原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）の経営改革支援室長を務めている。

田中氏以外の社外取締役6名の出身元の会社等との取引関係等については、その規模（双方の売上高に占める割合等）及び態様（一般消費者としての定型的な取引等）に鑑みて、特記すべき事項はない。

ロ. 社外取締役の機能及び役割、独立性に関する基準又は方針、選任状況の考え方

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会等を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行っている。

また、当社は、以下の選任方針に基づき社外取締役7名を選任しており、これらはいずれも株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出を行っている。

なお、田中耕太郎氏は、上記のとおり、当社の主要株主である機構の経営改革支援室長を務めているが、下記の原因から、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立社外取締役として適任と考えられる。

- ・機構は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金援助等を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ること等を目的として、2011年9月に国の認可を受けて設立された法人であり営利を目的としていないこと。

- ・田中氏は、国において要職を務め、幅広い経験と見識等を有していること。

上記に鑑み、当社の社外取締役は、経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えている。

<選任方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしている。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしている。このうち、社外取締役については、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしている。

「社外取締役の独立性判断基準」

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. 当社グループ関係者
 - ・当社又は当社子会社の出身者
2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
3. 主要な取引先
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
5. 役員相互就任
 - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員

6. 近親者

- ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
- ・最近3年間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
- ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。

7. その他

- ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とすることができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

ハ. 社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等を通じて、執行役等の職務の執行を監督している。また、社外取締役4名を含む監査委員会は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と、「(3)監査の状況 ④内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおり相互連携等を図りながら監査を行うとともに、取締役会において当該監査結果を報告している。

(3) 【監査の状況】

①監査委員会監査の状況

a. 監査委員会監査の組織、人員及び手続き

監査委員会監査の組織、人員及び手続きについては「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (c)監査委員会」に記載のとおりである。

b. 監査委員及び監査委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査委員会を16回開催しており、個々の監査委員の出席状況については以下のとおりである。

氏 名	監査委員会への出席状況
高浦 英夫	16 / 16 回 (100%)
安念 潤司	16 / 16 回 (100%)
川村 隆	16 / 16 回 (100%)
森下 義人	14 / 14 回 (100%)

森下義人は2019年6月の就任以降に開催された監査委員会への出席状況を記載している。

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、新々・総合特別事業計画（第三次計画）や2019年度グループ経営計画に織り込まれている重要施策の進捗状況の確認とともに、福島第一原子力発電所廃炉への取り組み状況、福島復興への取り組み状況、安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保、収益力と企業価値の向上に向けた取り組み状況等を監査の最重要項目と位置づけた。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査した。

②内部監査の状況

内部監査については「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ③内部統制システムの整備等の状況」に記載のとおりである。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人の名称は「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e)会計監査人（監査法人）」に記載のとおりである。

b. 継続監査期間

51年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士は「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e)会計監査人（監査法人）」に記載のとおりである。

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e)会計監査人（監査法人）」に記載のとおりである。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等を総合的に判断し選定している。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としている。また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としている。

f. 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、会計監査人の評価を行っている。この評価については、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等について総合的に判断している。

④内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的を実施すること等により相互連携を図っている。また、内部統制部門は、監査委員会に対して、内部統制システムの整備及び運用の状況等について適宜報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人に対しても必要に応じ監査に必要な情報提供を行っている。

⑤監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	164	5	150	5
連結子会社	250	7	215	8
計	415	12	365	13

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社内研修業務委託などである。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計指導・助言業務などである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務制限条項に係る確認業務などである。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計指導・助言業務などである。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（上記 a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	136	—	190
連結子会社	15	18	1	96
計	15	154	1	286

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、ファイナンシャルアドバイザー委託などである。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、ファイナンシャルアドバイザー委託などである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザー業務委託などである。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザー業務委託などである。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項なし。

（当連結会計年度）

該当事項なし。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査日数等を勘案し、会社法の定めに従い監査委員会の同意を得た上で決定している。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意した。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役3名で構成される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を次のとおり定めている。

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

(a) 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

<基本報酬>

常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

(b) 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。業績連動報酬の割合は、他企業等における割合を勘案して設定する。

<基本報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

<業績連動報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた割合を設定する。また、会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

(c) 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

上記方針のもと、新々・総合特別事業計画（第三次計画）の目標達成に向けて、執行役が意欲と責任を持って取り組み、その成果が適切に反映できるよう、業績連動報酬の指標には、経営計画上の会社業績（連結経常利益）及び個人業績（各担当部門のコスト削減指標その他KPI）を設定している。当事業年度における支給額については、目標達成時を支給率100%として、0～112.5%の範囲で変動し、以下のとおり算定のうえ、報酬委員会において決定している。

- ・会社業績：達成度を基準額に乗じて算定
- ・個人業績：達成度または報酬委員会による評価に応じた割合を基準額に乗じて算定

② 役員区分ごとの報酬などの総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び執行役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	27	27	—	—	3
執行役	336	269	67	—	16
社外取締役	71	71	—	—	6

- (注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給していないため、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めていない。
2. 執行役の業績連動報酬の額には、前事業年度に在籍していた執行役13名に対して、前事業年度を対象期間として当事業年度に支給した業績連動報酬の額と前事業年度の有価証券報告書において開示した業績連動報酬の額との差額1百万円を含んでいる。
3. 当事業年度における業績連動報酬の指標の目標は、経営計画上の連結経常利益、各担当部門のコスト削減及び各担当業務のKPIである。実績については、支給率平均が約78%である。

4. 報酬委員会において、当事業年度の各執行役の報酬等の内容については、当事業年度開始前に基本報酬額並びに業績連動報酬の基準額、指標及び算定方法を決定し、各業績が確定次第業績連動報酬の支給額を決定した。また、各取締役の報酬等の内容については、取締役就任時に、基本報酬額を決定した。なお、当事業年度において、報酬委員会を6回開催し、出席率は委員全員100%であった。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、投資有価証券に該当する株式のうち、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有するものを「保有目的が純投資目的である投資株式」、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」としている。

②提出会社における株式の保有状況

当社については以下のとおりである。

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容（非上場株式以外の株式）

成長戦略を踏まえた中長期的な連携の必要性や、当社事業の円滑な遂行と持続的成長等を総合的に勘案して、企業価値向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本とし、全株式を取締役会で個別に検証した結果、全ての銘柄について保有が適当と判断している。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	78	4,783
非上場株式以外の株式	1	971

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	1	15	地域振興に寄与するための出資
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額（百万円）
非上場株式	1	50
非上場株式以外の株式	—	—

ハ．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)日本製鋼所	742,800	742,800	定量的な保有効果の記載は困難であるものの、上記（１）イ．の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会で個別に検証した結果、同社は原子力・火力・水力の主要部材を製造しており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持・強化を図るため継続して保有している	無
	971	1,514		

- (2) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項なし。

③東京電力エナジーパートナー株式会社における株式の保有状況

提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東京電力エナジーパートナー」という）については以下のとおりである。

- (1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
容（非上場株式以外の株式）

成長戦略を踏まえた中長期的な連携の必要性や、事業の円滑な遂行と持続的成長等を総合的に勘案して、企業価値向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本とし、全株式を取締役会で個別に検証した結果、全ての銘柄について保有が適当と判断している。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	22	3,824
非上場株式以外の株式	1	5,219

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	1	9	成長戦略を踏まえた中長期的な連携および事業の円滑な遂行
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額（百万円）
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

ハ. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	東京電力エナ ジーパートナ ーの株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
日本瓦斯㈱	1,460,000	1,460,000	定量的な保有効果の記載は困難であるものの、上記（１）イ. の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会で個別に検証した結果、同社との業務提携の維持や、新事業への展開による収益強化を目的として継続して保有している	無
	5,219	4,467		

- (2) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項なし。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成について

- (1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, ※2 10,657,718	※1, ※2 10,171,830
電気事業固定資産	6,663,333	5,586,142
水力発電設備	386,676	377,762
汽力発電設備	990,352	—
原子力発電設備	989,205	994,677
送電設備	1,504,159	1,435,833
変電設備	643,721	634,240
配電設備	2,021,402	2,016,946
その他の電気事業固定資産	127,816	126,681
その他の固定資産	※4 217,589	190,688
固定資産仮勘定	1,056,179	1,264,035
建設仮勘定及び除却仮勘定	967,329	1,003,105
原子力廃止関連仮勘定	—	127,655
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	88,850	133,275
核燃料	657,025	597,919
装荷核燃料	120,482	81,423
加工中等核燃料	536,542	516,496
投資その他の資産	2,063,589	2,533,045
長期投資	※4 122,192	※4 105,892
関係会社長期投資	※5 918,468	※5 1,298,165
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	552,504	494,613
廃炉等積立金	200,000	390,150
退職給付に係る資産	142,023	120,734
その他	130,954	125,979
貸倒引当金（貸方）	△2,553	△2,490
流動資産	2,099,748	1,786,016
現金及び預金	1,000,681	※4 813,300
受取手形及び売掛金	618,306	559,892
たな卸資産	※3 165,683	※3 87,837
その他	※4 320,088	※4 329,168
貸倒引当金（貸方）	△5,011	△4,183
合計	12,757,467	11,957,846

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	4,766,243	4,858,600
社債	※4, ※7 1,398,868	※4, ※7 1,757,437
長期借入金	※4 727,641	※4 215,925
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	6,099	168,898
特定原子力施設炉心等除去引当金	505	4,796
災害損失引当金	448,829	520,988
原子力損害賠償引当金	549,042	496,433
退職給付に係る負債	374,919	368,475
資産除去債務	949,784	994,806
その他	310,552	330,837
流動負債	5,080,336	4,174,787
1年以内に期限到来の固定負債	※4, ※7 1,059,398	※4, ※7 999,684
短期借入金	※4, ※7 2,772,395	※4, ※7 1,972,699
支払手形及び買掛金	264,510	315,974
未払税金	111,163	62,485
その他	872,867	823,941
特別法上の引当金	7,188	7,572
原子力発電工事償却準備引当金	7,188	7,572
負債合計	9,853,768	9,040,960
株主資本	2,889,675	2,940,480
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	756,098	756,097
利益剰余金	741,070	791,881
自己株式	△8,469	△8,474
その他の包括利益累計額	△252	△40,295
その他有価証券評価差額金	3,663	2,167
繰延ヘッジ損益	2,723	△14,067
土地再評価差額金	※8 △2,362	※8 △2,471
為替換算調整勘定	△6,977	△9,914
退職給付に係る調整累計額	2,700	△16,010
新株予約権	—	3
非支配株主持分	14,276	16,699
純資産合計	2,903,699	2,916,886
合計	12,757,467	11,957,846

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
営業収益	6,338,490	6,241,422
電気事業営業収益	6,032,729	5,878,139
その他事業営業収益	305,761	363,283
営業費用	※1, ※2, ※3 6,026,233	※1, ※2, ※3 6,029,581
電気事業営業費用	5,735,057	5,695,755
その他事業営業費用	291,176	333,825
営業利益	312,257	211,841
営業外収益	38,132	107,454
受取配当金	1,103	1,049
受取利息	424	343
持分法による投資利益	25,048	99,796
その他	11,556	6,265
営業外費用	73,847	55,262
支払利息	55,541	43,985
その他	18,305	11,277
当期経常収益合計	6,376,623	6,348,876
当期経常費用合計	6,100,080	6,084,844
当期経常利益	276,542	264,032
繰越準備金引当又は取崩し	△581	—
繰越準備金引当金取崩し（貸方）	△581	—
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	292	383
原子力発電工事償却準備金引当	292	383
特別利益	159,806	414,943
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※5 159,806	※5 101,699
持分変動利益	—	199,717
災害損失引当金戻入額	—	※6 113,526
特別損失	178,013	609,332
財産偶発損	—	※4 321
災害特別損失	※2, ※4 26,943	※2, ※4 394,934
原子力損害賠償費	※2, ※5 151,069	※2, ※5 107,915
福島第二廃止損失	—	※6, ※7 95,651
減損損失	—	※7 10,510
税金等調整前当期純利益	258,625	69,259
法人税、住民税及び事業税	25,872	18,878
法人税等調整額	198	△1,209
法人税等合計	26,071	17,668
当期純利益	232,553	51,591
非支配株主に帰属する当期純利益	138	888
親会社株主に帰属する当期純利益	232,414	50,703

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当期純利益	232,553	51,591
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3,799	1,722
為替換算調整勘定	△2,112	580
退職給付に係る調整額	△6,140	△17,816
持分法適用会社に対する持分相当額	4,712	△24,192
その他の包括利益合計	※1 △7,340	※1 △39,706
包括利益	225,212	11,884
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	225,074	10,996
非支配株主に係る包括利益	138	887

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	743,121	508,584	△8,454	2,644,226
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	232,414	—	232,414
自己株式の取得	—	—	—	△16	△16
自己株式の処分	—	△1	—	1	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	12,978	—	—	12,978
土地再評価差額金の取崩	—	—	70	—	70
その他	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	12,977	232,485	△14	245,448
当期末残高	1,400,975	756,098	741,070	△8,469	2,889,675

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	8,679	△454	△2,291	△7,846	9,072	7,158	0	5,880	2,657,265
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	232,414
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△16
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	—	12,978
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	70
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,015	3,178	△70	868	△6,372	△7,410	△0	8,395	984
当期変動額合計	△5,015	3,178	△70	868	△6,372	△7,410	△0	8,395	246,433
当期末残高	3,663	2,723	△2,362	△6,977	2,700	△252	—	14,276	2,903,699

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	756,098	741,070	△8,469	2,889,675
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	50,703	—	50,703
自己株式の取得	—	—	—	△12	△12
自己株式の処分	—	△2	—	2	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	0	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	108	—	108
その他	—	—	—	4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△1	50,811	△5	50,804
当期末残高	1,400,975	756,097	791,881	△8,474	2,940,480

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,663	2,723	△2,362	△6,977	2,700	△252	—	14,276	2,903,699
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	50,703
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△12
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	108
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,495	△16,791	△108	△2,936	△18,711	△40,043	3	2,423	△37,617
当期変動額合計	△1,495	△16,791	△108	△2,936	△18,711	△40,043	3	2,423	13,187
当期末残高	2,167	△14,067	△2,471	△9,914	△16,010	△40,295	3	16,699	2,916,886

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	258,625	69,259
減価償却費	541,805	422,495
減損損失	—	10,510
原子力発電施設解体費	43,230	35,535
固定資産除却損	30,319	24,258
特定原子力施設炉心等除去準備引当金の増減額 (△は減少)	4,721	166,812
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	27,365	210,457
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△13,015	△4,930
廃炉等積立金の増減額 (△は増加)	△200,000	△190,150
受取利息及び受取配当金	△1,527	△1,392
支払利息	55,541	43,985
持分法による投資損益 (△は益)	△25,048	△99,796
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△159,806	△101,699
原子力損害賠償費	151,069	107,915
持分変動損益 (△は益)	—	△199,717
災害損失引当金戻入額	—	△113,526
福島第二廃止損失	—	95,651
売上債権の増減額 (△は増加)	△30,396	57,268
仕入債務の増減額 (△は減少)	60,064	63,517
その他	△137,583	△187,063
小計	605,366	409,389
利息及び配当金の受取額	5,513	4,907
利息の支払額	△62,378	△42,934
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払 額	△19,613	△23,347
原賠・廃炉等支援機構資金交付金の受取額	797,000	520,000
原子力損害賠償金の支払額	△799,122	△521,408
法人税等の支払額	△23,055	△23,111
営業活動によるキャッシュ・フロー	503,709	323,493

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△619,566	△554,856
工事負担金等受入による収入	17,670	22,178
投融資による支出	△7,751	△5,913
投融資の回収による収入	2,186	2,659
その他	36,623	27,678
投資活動によるキャッシュ・フロー	△570,837	△508,253
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	959,106	879,635
社債の償還による支出	△1,234,634	△623,516
長期借入金の返済による支出	△1,049,209	△433,951
短期借入れによる収入	6,128,876	4,088,132
短期借入金の返済による支出	△4,937,578	△3,892,332
その他	15,739	△4,376
財務活動によるキャッシュ・フロー	△117,698	13,591
現金及び現金同等物に係る換算差額	△194	45
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△185,021	△171,122
現金及び現金同等物の期首残高	1,184,384	999,362
連結の範囲の変更による現金及び現金同等物の減少額	—	△16,096
現金及び現金同等物の期末残高	※1 999,362	※1 812,143

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 45社 (前連結会計年度は49社)

連結子会社名及び非連結子会社名は「第1 企業の概況 3. 事業の内容の〔事業系統図〕」に記載している。

非連結子会社は支配が一時的であるため、連結の範囲から除外している。

議決権の過半数を自己の計算において所有している、銚子洋上ウインドファーム(株)及びディープ・シー・グリーン・エナジー(香港)社は、経営方針及び財務に係る重要な経営事項の決定について共同支配企業の同意が必要であることから、子会社ではなく、持分法適用の関連会社としている。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 25社 (前連結会計年度は21社)

主な持分法適用関連会社は、(株)関電工、日本原子力発電(株)、(株)J E R Aほかである。

銚子洋上ウインドファーム(株)、T & Tエナジー(株)については、新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めている。エナジープールジャパン(株)、エイドン・リニューアブル社、エイドン・コンストラクション社、グリーン・ビジョン社については、新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めている。エバーグリーン・マーケティング(株)、虎ノ門エネルギーネットワーク(株)については、重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めている。燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等が、東京電力フュエル&パワー(株)から(株)J E R Aへ承継されたことに伴い、君津共同火力(株)、鹿島共同火力(株)、相馬共同火力発電(株)、常磐共同火力(株)は、持分法適用の範囲から除外している。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(日本原子力防護システム(株)、原燃輸送(株)ほか)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテプコ・リソーシズ社、テプコ・リニューアブル・パワー・シンガポール社、テプコ・イノベーション・アンド・インベストメンツ・ユーエス社、テプコ・エナジー・パートナー・インターナショナル(タイ)社の4社(前連結会計年度は2社)であり、12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資(その他有価証券)

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、2005年度以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数(36年)とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(8)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（令和元年12月27日最終改訂）。

当社は中長期ロードマップの主要な目標工程等や原子力規制委員会により策定された「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2020年3月版）」（令和2年3月4日）に掲げる目標を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2020」（2020年3月27日）を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。将来の工事等の具体的な内容を当連結会計年度末では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用はその他固定負債に含めて表示している。

③ 台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの

2019年9月から10月までの間に発生した台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

（追加情報）

・災害損失引当金残高の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	5,112百万円	5,112百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	443,716	512,791
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	321,813	504,326
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用	6,121	6,366
c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用又は損失	115,256	—
d その他	525	2,099
③ 台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	—	5,100
計	448,829	523,004

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失のうち中長期ロードマップに係る費用又は損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。したがって、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。なお、申請額のうち、既承認額については特定原子力施設炉心等除去引当金に、それ以外の申請額を特定原子力施設炉心等除去準備引当金に計上している。

ニ 原子力損害賠償引当金

前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

（追加情報）

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,449,106百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

（追加情報）

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,901,963百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

ホ 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第27条の3及び同条の29の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(7) 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年5月18日 法律第40号）第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。

なお、2004年度末までに発生した使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、2005年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年9月30日 経済産業省令第94号）附則第4条に基づき使用済燃料に係る拠出金として納付することによりその費用負担の責任を果たすことになり、2019年度まで毎期均等額30,560百万円を費用計上する。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(8) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を経済産業大臣の承認を受け、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月）までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

(追加情報)

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

- ・福島第二原子力発電所の廃止に伴う原子力発電施設解体費の総見積額及び要引当額積立期間延長の承認

2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定し、同日、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）第5条第1項に基づき、経済産業大臣に総見積額承認申請書を提出し、同年8月19日に承認された。

同承認を受け、同年8月19日、同省令第5条第3項ただし書に基づき、経済産業大臣に要引当額積立期間延長承認申請書を提出し、同年9月27日に承認された。

これに伴い、承認を受けた総見積額から既引当額を控除した要引当額について、特定原子力発電施設の廃止日（同年9月30日）の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものである。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされている。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものがある。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的に全て取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされている。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定である。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記していた「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「非支配株主からの払込みによる収入」(当連結会計年度は2,007百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「非支配株主からの払込みによる収入」に表示していた21,277百万円は、「その他」として組み替えている。

(追加情報)

- ・原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、519,577百万円(前連結会計年度は457,409百万円)である。

- ・廃炉等積立金

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第55条の3第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てを実施しているものである。

- ・原子力廃止関連仮勘定

2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認された。

これに伴い、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費(使用済燃料再処理等既発電費を除く)及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額を原子力廃止関連仮勘定に127,655百万円を計上している。

- ・共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

2020年4月1日付けで、当社の再生可能エネルギー発電事業を会社分割の方法により東京電力リニューアブルパワー株式会社へ承継した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、東京電力リニューアブルパワー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額は以下のとおりである。

(2020年4月1日現在)

資産		負債	
項目	金額 (百万円)	項目	金額 (百万円)
固定資産	420,321	固定負債	53,089
流動資産	83,773	流動負債	144,184
合計	504,095	合計	197,273

(連結貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	432,056百万円	391,509百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	23,773,747百万円	18,606,189百万円

3. たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品及び製品	8,301百万円	9,769百万円
仕掛品	16,127	14,061
原材料及び貯蔵品	141,255	64,007

4. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	1,016,794百万円	734,642百万円
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	152,023	107,976

(2) 東京電力フュエル&パワー㈱の総財産を㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	364,728百万円	－百万円

(3) 東京電力パワーグリッド㈱の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
社債	940,000百万円	1,480,000百万円
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	396,623	437,843

(4) 東京電力エナジーパートナー㈱の総財産を㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	56,558百万円	56,589百万円

(5) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
流動資産 その他	120,000百万円	120,000百万円

(6) 一部の連結子会社が海外事業参画等に伴い担保に供している資産
担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2020年 3 月 31 日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	523百万円	399百万円
流動資産		
現金及び預金	—	59
計	523	458

(7) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2020年 3 月 31 日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	4百万円	4百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

5. 非連結子会社及び関連会社に対する株式及び出資金（うち、共同支配企業に対する投資の金額）

	前連結会計年度 (2019年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2020年 3 月 31 日)
	860,416百万円	1,266,634百万円
	(318,261百万円)	(821,173百万円)

6. 偶発債務
(1) 保証債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃(株)	54,000百万円	40,113百万円
ティームエナジー社(※)	7,497	—
エスケーゼット・ユー社	438	322
ロ アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務(※)	666	652
ハ ティーム・スアル社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務(※)	1,665	—
ニ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務(※)	1,198	1,175
ホ パイトン・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務(※)	557	481
ヘ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	133,055	118,500
計	199,078	161,246

(※) 上記の保証債務残高のうち前連結会計年度11,584百万円、当連結会計年度2,309百万円については、(株)JERAとの間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、同社が当該損失を補填する契約を締結している。

(2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務

前連結会計年度(2019年3月31日)及び当連結会計年度(2020年3月31日)

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積ることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

7. 財務制限条項

前連結会計年度(2019年3月31日)

社債(18,868百万円)、1年以内に期限到来の固定負債(235,425百万円)及び短期借入金(859,067百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当連結会計年度(2020年3月31日)

社債(7,437百万円)、1年以内に期限到来の固定負債(247,204百万円)及び短期借入金(976,764百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

8. 土地再評価差額金

前連結会計年度(2019年3月31日)及び当連結会計年度(2020年3月31日)

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

(連結損益計算書関係)

1. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用（相殺消去後5,695,755百万円、相殺消去額△87,272百万円（前連結会計年度は相殺消去後5,735,057百万円、相殺消去額△92,941百万円））に含まれる販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、343,338百万円（前連結会計年度301,255百万円）であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

※相殺消去額は、当社と各基幹事業会社との取引に係る相殺消去を除いた金額を記載している。

また、販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、当社と各基幹事業会社との取引を控除した金額を記載している。

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
給料手当	80,836百万円	79,833百万円
退職給与金	12,416	23,558
委託費	83,062	103,160

2. 引当金繰入額

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	6,099百万円	168,898百万円
特定原子力施設炉心等除去引当金	1,929	6,099
災害損失引当金	27,434	228,580
原子力損害賠償引当金	151,069	107,915

3. 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
	18,670百万円	17,905百万円

4. 災害特別損失及び財産偶発損の内容

前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失を計上している。

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成29年9月26日最終改訂）。これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(1) 東北地方太平洋沖地震

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、燃料デブリ取出しに係る準備の作業費用等を災害特別損失として374,071百万円計上している。

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により中長期ロードマップが策定された（令和元年12月27日最終改訂）。

当社は中長期ロードマップの主要な目標工程等や原子力規制委員会により策定された「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2020年3月版）」（令和2年3月4日）に掲げる目標を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2020」（2020年3月27日）を策定した。これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動の可能性のあるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(2) 台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号

2019年9月から10月までの間に発生した台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号による滅失資産の簿価相当額を財産偶発損として321百万円計上するとともに、同台風により被災した資産の復旧等に要する修繕費、固定資産除却費等を災害特別損失として20,863百万円計上している。

5. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

当社は原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号）第43条第1項の規定に基づき、2019年3月19日に同日時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2018年3月27日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度において、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額417,848百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

また、資金援助を受けるにあたっては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第52条第1項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに原子力損害賠償・廃炉等支援機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として原子力損害賠償・廃炉等支援機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

当社は原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号）第43条第1項の規定に基づき、2020年3月19日に同日時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2019年3月19日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度において、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額813,266百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

また、資金援助を受けるにあたっては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第52条第1項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに原子力損害賠償・廃炉等支援機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として原子力損害賠償・廃炉等支援機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

6. 福島第二廃止損失及び災害損失引当金戻入額の内容

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、発電設備及び核燃料等の損失額について、福島第二廃止損失として95,651百万円を特別損失に計上するとともに、災害損失引当金に計上していた費用又は損失のうち、当該発電所において不要となる工事等に係る見積額を取り崩したことから災害損失引当金戻入額として113,526百万円を特別利益に計上している。

なお、福島第二廃止損失には、固定資産に係る減損損失として45,621百万円を含んでいる。

7. 減損損失

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(1) 資産のグルーピングの方法

イ 電気事業に使用している固定資産

事業運営体制や電力取引契約などに基づき、以下のとおりグルーピングを区分している。

電気事業（固定資産）の種類	グルーピングの区分
水力発電事業固定資産	発電所又は発電種別単位
原子力発電事業固定資産	発電所単位
新エネルギー等発電事業固定資産	発電種別単位
上記を除く電気事業固定資産	電気事業一体

ロ 附帯事業に使用している固定資産

原則として事業ごとの資産グループとしている。

ハ イ及びロ以外の固定資産

原則として個別の資産ごととしている。

(2)減損損失の金額、認識した資産又は資産グループ
電気事業に使用している固定資産

資 産	場 所	種 類	金 額 (百万円)
福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楢葉町及び富岡町	土地、建物、構築物、 機械装置、建設仮勘定ほか	45,621
新エネルギー等発電事業 固定資産	山梨県甲府市、神奈川県川崎市川崎区	土地、構築物、機械装置ほか	3,738

イ及びロ以外の固定資産

資 産	場 所	種 類	金 額 (百万円)
事業外固定資産ほか	福島県双葉郡大熊町及び双葉町ほか	機械装置ほか	6,771

(3)減損損失の認識に至った経緯

福島第二原子力発電所1～4号機の廃止の決定や、今後の事業構造の変化により、市場価格を踏まえた電力取引契約の改定、並びに使用見込みのない固定資産について、投資の回収が困難であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

これらの減少額のうち、福島第二原子力発電所に係る減少額45,621百万円については福島第二廃止損失として、新エネルギー等発電事業固定資産のうち太陽光発電事業固定資産及び事業外固定資産ほかの減少額10,510百万円については減損損失として、それぞれを特別損失に計上している。

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定している。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社資本コストに基づいた割引率により算定している。正味売却価額は、売却見込額等合理的な見積りにより算定しているが、売却等の見積りが困難な場合は零円としている。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△4,826百万円	794百万円
組替調整額	—	1,691
税効果調整前	△4,826	2,485
税効果額	1,026	△763
その他有価証券評価差額金	△3,799	1,722
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	185	—
組替調整額	△185	—
税効果調整前	—	—
税効果額	—	—
繰延ヘッジ損益	—	—
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△2,112	580
組替調整額	—	—
税効果調整前	△2,112	580
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△2,112	580
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	718	△18,762
組替調整額	△6,768	△4,017
税効果調整前	△6,050	△22,780
税効果額	△90	4,963
退職給付に係る調整額	△6,140	△17,816
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3,915	△25,071
組替調整額	797	878
持分法適用会社に対する持分相当額	4,712	△24,192
その他の包括利益合計	△7,340	△39,706

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,765	28	1	4,791
合計	4,765	28	1	4,791

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少1千株は、単元未満株式の買増請求による売渡し等である。

2. 新株予約権に関する事項

連結子会社における当連結会計年度末残高 一百万円

当連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,791	25	10	4,806
合計	4,791	25	10	4,806

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加25千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少10千株は、持分法適用関連会社の持分比率減少に伴う自己株式(当社株式)の当社帰属分の変動等である。

2. 新株予約権に関する事項

連結子会社における当連結会計年度末残高 3百万円

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
現金及び預金勘定	1,000,681百万円	813,300百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,318	△1,157
現金及び現金同等物	999,362	812,143

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引
借主側
未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	279	158
1年超	335	212
合計	615	371

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については、金融機関からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金（連結貸借対照表計上額494,613百万円）は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引等であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（（注2）参照。）

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	7,962	7,962	—
(2) 現金及び預金	1,000,681	1,000,681	—
(3) 受取手形及び売掛金	618,306	618,306	—
(4) 社債（※3）	(1,956,794)	(1,999,753)	△42,959
(5) 長期借入金（※3）	(1,161,603)	(1,176,545)	△14,942
(6) 短期借入金	(2,772,395)	(2,772,395)	—
(7) 支払手形及び買掛金	(264,510)	(264,510)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	6,419	6,419	—
(2) 現金及び預金	813,300	813,300	—
(3) 受取手形及び売掛金	559,892	559,892	—
(4) 社債（※3）	(2,214,642)	(2,247,608)	△32,966
(5) 長期借入金（※3）	(727,590)	(738,352)	△10,762
(6) 短期借入金	(1,972,699)	(1,972,699)	—
(7) 支払手形及び買掛金	(315,974)	(315,974)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるもののうち市場価格のあるものの時価は、市場価格によっている。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(6) 短期借入金、並びに(7) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	11,524	10,159
その他	13,277	13,443
合計	24,802	23,602

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
現金及び預金 (※)	1,000,681	—	—	—
受取手形及び売掛金	618,306	—	—	—
合計	1,618,988	—	—	—

(※) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
現金及び預金（※）	813,300	—	—	—
受取手形及び売掛金	559,892	—	—	—
合計	1,373,192	—	—	—

（※）現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

（注4）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	557,925	221,430	99,631	221,999	160,000	695,806
長期借入金（※）	433,961	511,814	46,368	23,775	57,113	88,568
短期借入金（※）	2,772,395	—	—	—	—	—
合計	3,764,283	733,245	146,000	245,775	217,113	784,375

（※）2019年4月1日に㈱JERAへ承継した長期借入金62百万円、短期借入金995,541百万円を含む。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	457,204	99,631	221,999	160,000	200,806	1,075,000
長期借入金	511,664	46,497	23,765	57,102	28,084	60,475
短期借入金	1,972,699	—	—	—	—	—
合計	2,941,568	146,129	245,765	217,102	228,890	1,135,475

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度 (2019年 3 月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	1,767	1,436	331
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	1,767	1,436	331
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	6,195	10,056	△3,861
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	6,195	10,056	△3,861
合計	7,962	11,492	△3,529

当連結会計年度 (2020年 3 月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	226	135	91
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	226	135	91
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	6,192	7,971	△1,778
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	6,192	7,971	△1,778
合計	6,419	8,106	△1,687

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	29,000	28,560	(※)	—
合計			29,000	28,560	—	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	24,468	24,168	(※)	—
合計			24,468	24,168	—	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
退職給付債務の期首残高	828,606百万円	813,175百万円
勤務費用	25,610	24,557
利息費用	8,039	7,872
数理計算上の差異の発生額	△11,515	980
退職給付の支払額	△38,493	△41,880
過去勤務費用の発生額	△148	—
企業結合に伴う減少額	—	△1,512
その他(注2)	1,075	0
退職給付債務の期末残高	813,175	803,194

(注) 1. 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

2. 連結範囲の変更に伴う増加等である。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
年金資産の期首残高	589,370百万円	580,279百万円
期待運用収益	14,450	14,223
数理計算上の差異の発生額	△10,534	△27,117
事業主からの拠出額	5,619	5,829
退職給付の支払額	△19,224	△18,367
その他(注2)	597	604
年金資産の期末残高	580,279	555,452

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の年金資産を含んでいる。

2. 従業員拠出による増加等である。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	441,788百万円	437,284百万円
年金資産	△580,279	△555,452
	△138,491	△118,168
非積立型制度の退職給付債務	371,387	365,910
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	232,896	247,741
退職給付に係る負債	374,919	368,475
退職給付に係る資産	△142,023	△120,734
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	232,896	247,741

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
勤務費用(注1、2)	24,997百万円	23,936百万円
利息費用	8,039	7,872
期待運用収益	△14,450	△14,223
数理計算上の差異の費用処理額	△6,970	5,477
過去勤務費用の費用処理額	△307	△158
その他(注3)	14	19
確定給付制度に係る退職給付費用	11,323	22,923

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 従業員拠出額を控除している。

3. 早期割増退職金等である。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
過去勤務費用	△158百万円	△158百万円
数理計算上の差異	△5,891	△22,621
合 計	△6,050	△22,780

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	244百万円	85百万円
未認識数理計算上の差異	4,228	△18,392
合 計	4,472	△18,307

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
生保一般勘定	46%	48%
債券	31	31
株式	19	17
その他	4	4
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	主として1.0%	主として1.0%
長期期待運用収益率	主として2.5%	主として2.5%
予想昇給率	主として5.8%	主として5.8%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3,871百万円、当連結会計年度3,780百万円である。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
その他事業営業費用	—	3

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社
名称	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション ①	第3回ストック・オプション ②
決議年月日	2018年6月11日	2019年1月18日	2019年1月18日
付与対象者の区分及び人数	同社使用人 3名	同社外部アドバイザー 5名	同社使用人 1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 20,801株	普通株式 350株	普通株式 4,069株
付与日	普通株式55,000株を2018年7月11日より毎月11日に1/48ずつ付与	普通株式500株を2019年2月18日より毎月18日に1/24ずつ付与	普通株式15,000株を2019年3月18日より毎月18日に1/48ずつ付与
権利確定条件	権利行使時において同社の役員又は使用人であることを要する。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。	新株予約権割当契約書に定めるところによる。	権利行使時において同社の役員又は使用人であることを要する。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2018年6月11日～ 2020年6月10日	2019年1月18日～ 2021年1月18日	2019年2月18日～ 2021年2月18日
権利行使期間	2020年6月11日～ 2028年6月10日	2021年1月19日～ 2029年1月18日	2021年2月19日～ 2029年2月18日

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TEPCOライフサービス株式会社
名称	第3回ストック・オプション③	第3回ストック・オプション④	第1回ストック・オプション
決議年月日	2019年1月18日	2019年1月18日	2020年3月30日
付与対象者の区分及び人数	同社使用人 1名	同社使用人 1名	同社取締役 3名 同社使用人 5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式 567株	普通株式 66株	普通株式 1,465株
付与日	普通株式3,000株を2019年7月7日より毎月7日に1/48ずつ付与	普通株式500株を2019年10月19日より毎月19日に1/48ずつ付与	2020年3月30日
権利確定条件	権利行使時において同社の役員又は使用人であることを要する。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。	権利行使時において同社の役員又は使用人であることを要する。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、発行日から2年後の応当日時点まで継続して同社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、権利行使時においても、同社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。 ③新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。 ④新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2019年6月7日～ 2021年6月7日	2019年9月20日～ 2021年9月19日	2020年3月30日～ 2022年3月30日
権利行使期間	2021年6月8日～ 2029年6月7日	2021年9月20日～ 2029年9月19日	2020年3月30日～ 2030年3月30日

（注）株式数に換算して記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TEPCOライフサービス株式会社
名称	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第1回ストック・オプション
決議年月日	2018年6月11日	2019年1月18日	2020年3月30日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	10,313	358	—
付与	10,488	4,694	1,465
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	20,801	5,052	1,465
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TEPCOライフサービス株式会社
名称	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第1回ストック・オプション
決議年月日	2018年6月11日	2019年1月18日	2020年3月30日
権利行使価格(円)	400	1,900	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

TRENDE株式会社

ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法によっている。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産価額方式により算定した価格を用いている。

TEPCOライフサービス株式会社

ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法によっている。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、直近の増資時の発行価格を用いている。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用している。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたstock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	73百万円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	一百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費損金算入限度超過額	188,404百万円	176,161百万円
資産除去債務	164,412	169,481
災害損失引当金	125,731	145,935
原子力損害賠償引当金	153,732	139,001
退職給付に係る負債	110,570	110,311
送電線路に係る地役権償却額	68,131	72,941
その他	101,429	115,873
繰延税金資産 小計	912,412	929,706
評価性引当額(注)	△642,334	△669,853
繰延税金資産 合計	270,077	259,852
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△154,701	△138,491
その他	△93,444	△94,202
繰延税金負債 合計	△248,145	△232,694
繰延税金資産 純額	21,932	27,158

(注) 評価性引当額が27,519百万円減少となった。この変動の主な内容は、当社において、災害損失引当金及びその他に関する将来減算一時差異がそれぞれ20,213百万円及び27,490百万円増加し、原子力損害賠償引当金に関する将来減算一時差異が14,731百万円減少、並びに資産除去債務に関する将来加算一時差異が2,612百万円増加し、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金に関する将来加算一時差異が16,209百万円減少したことなどによるものである。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年3月31日 法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	28.0%	28.0%
(調整)		
評価性引当額増減	△15.1	116.8
持分変動利益	—	△80.7
持分法による投資損益	△2.7	△40.3
親子間税率差異	0.6	2.5
試験研究費税額控除	△0.5	△1.6
その他	△0.2	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.1	25.5

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「親子間税率差異」及び「試験研究費税額控除」は重要性が増したため、区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度において、「その他」に表示していた△0.1%は、「親子間税率差異」0.6%、「試験研究費税額控除」△0.5%及び「その他」△0.2%として組み替えている。

(企業結合等関係)

1. 共同支配企業の形成

当社の100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社(以下、「東電F P」という)は、2018年5月9日開催の取締役会において、東電F Pの燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等(以下、「本件事業」という)を会社分割の方法によって、株式会社J E R A(以下、「J E R A」という)に統合させるため、J E R Aとの間で吸収分割契約(以下、「本件吸収分割契約」という)を締結することを決議し、同日、本件吸収分割契約をJ E R Aと締結した。また2018年6月27日開催の株主総会において、本件吸収分割契約について、承認を得た。これに基づき、2019年4月1日、東電F Pは本件事業をJ E R Aに承継させた。

なお、J E R Aは本件吸収分割契約の締結と同時に、中部電力株式会社(以下、「中部電力」という)との間にも別途吸収分割契約を締結し、中部電力の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を同時に承継した。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

ガス・L N G販売事業、L N G受入・貯蔵・送ガス事業、既存火力発電事業及び既存火力発電所のリプレース・新設事業並びにこれらに付帯関連する事業

② 企業結合日

2019年4月1日

③ 企業結合の法的形式

東電F Pを分割会社とし、J E R Aを承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

株式会社J E R A

⑤ その他取引の概要に関する事項

東電F Pは、2017年6月8日、中部電力との間で、両社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等をJ E R Aへ統合(以下、「本事業統合」という)する旨の合弁契約を締結した。また、2018年2月27日、本事業統合の諸条件や手続きに関する事項等を定めた関連合意書(以下、「本関連合意書」という)を締結した。これらに基づき、J E R Aに、本件事業を統合させることとした。

⑥ 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、東電F Pと中部電力との間で、両社がJ E R Aの共同支配企業となる合弁契約及び本関連合意書を締結しており、企業結合に際して支払われる対価は全て議決権のある株式である。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。したがって、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共同支配企業の形成として処理している。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務に計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を経済産業大臣の承認を受け、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日)第8項を適用し、発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月(改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月)までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
期首残高	784,583百万円	949,823百万円
期中変動額	165,239	45,147
期末残高	949,823	994,970

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」の4つとしている。

各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

[ホールディングス]

経営サポート、各基幹事業会社（※）への共通サービスの効率的な提供、水力発電による電力の販売、原子力発電等

※基幹事業会社：東京電力フュエル&パワー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力エナジーパートナー(株)

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

[エナジーパートナー]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

※2020年4月1日付で東京電力ホールディングス株式会社が再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継させたことに伴い、2020年度からは、報告セグメントに新たに「リニューアブルパワー」を加えて事業運営を行っている。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場価格及び原価を基準に決定した価格に基づき算定している。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ホールディング ス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジーパー トナー			
売上高							
外部顧客への売上高	63,828	68,929	524,473	5,681,259	6,338,490	—	6,338,490
セグメント間の内部売上高 又は振替高	886,302	1,964,742	1,264,436	178,048	4,293,530	△4,293,530	—
計	950,130	2,033,672	1,788,910	5,859,308	10,632,021	△4,293,530	6,338,490
セグメント利益	232,782	3,501	113,948	72,760	422,993	△146,450	276,542
セグメント資産	8,531,426	2,033,500	5,565,751	1,244,099	17,374,778	△4,617,310	12,757,467
その他の項目							
減価償却費	133,132	112,458	293,579	3,783	542,954	△1,148	541,805
受取配当金	145,583	177	9	118	145,888	△144,785	1,103
受取利息	30,369	853	1,288	5,211	37,723	△37,298	424
支払利息	44,811	9,992	35,631	2,403	92,840	△37,298	55,541
持分法投資利益	5,679	9,740	9,227	266	24,913	134	25,048
持分法適用会社への投資額	285,973	424,145	138,916	6,464	855,499	606	856,105
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注3)	269,369	67,558	285,093	20,816	642,838	△3,112	639,725

(注) 1. セグメント利益の調整額△146,450百万円には、セグメント間の受取配当金消去△144,785百万円等が含まれている。

セグメント資産の調整額△4,617,310百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△3,141,027百万円、投資と資本の相殺消去△1,384,452百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額△1,148百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△3,112百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ホールディング ガス	フュエル & パワー (注4)	パワー グリッド	エナジーバー トナー			
売上高							
外部顧客への売上高	102,604	9,714	605,384	5,523,719	6,241,422	—	6,241,422
セグメント間の内部売上高 又は振替高	744,315	11	1,154,424	119,178	2,017,929	△2,017,929	—
計	846,920	9,725	1,759,808	5,642,897	8,259,352	△2,017,929	6,241,422
セグメント利益	152,997	64,705	116,656	60,028	394,389	△130,356	264,032
セグメント資産	8,129,734	996,176	5,845,777	1,149,845	16,121,533	△4,163,686	11,957,846
その他の項目							
減価償却費	129,678	125	288,533	5,801	424,138	△1,643	422,495
受取配当金	135,422	197	9	197	135,826	△134,777	1,049
受取利息	16,962	1,160	3,669	4,670	26,463	△26,120	343
支払利息	32,765	—	34,865	2,474	70,105	△26,120	43,985
持分法投資利益	9,330	78,054	10,814	1,179	99,379	416	99,796
持分法適用会社への投資額	291,655	818,793	143,304	9,158	1,262,911	294	1,263,206
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注3)	217,839	17	291,229	17,711	526,796	△2,333	524,462

(注) 1. セグメント利益の調整額△130,356百万円には、セグメント間の受取配当金消去△134,777百万円等が含まれている。

セグメント資産の調整額△4,163,686百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△2,684,461百万円、投資と資本の相殺消去△1,384,152百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額△1,643百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△2,333百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

4. 燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を株式会社 J E R A に承継している。

【関連情報】

前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）及び当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	ホールディングス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジー パートナー	全社・消去	合計
減損損失	10,312	—	197	—	—	10,510
福島第二廃止損失	45,621	—	—	—	—	45,621

（注）福島第二原子力発電所の廃止に伴う減損損失は、連結損益計算書上、「福島第二廃止損失」に計上している。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）及び当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

該当事項なし。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及び廃炉等積立金の管理等	(被所有)直接 50.09%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ、負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て	交付資金の受入れ（注1）	797,000	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	552,504
							負担金の納付（注2）	106,740	未払費用	106,740
							廃炉等積立金の積立て（注3）	391,315	廃炉等積立金	200,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注） 1. 交付資金の受入れは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。
2. 負担金の納付は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。
3. 廃炉等積立金の積立ては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第1項の規定に基づくものである。

- （イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項なし。

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・ 廃炉等支援機構	東京都 港区 虎ノ門	14,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及び廃炉等積立金の管理等	(被所有) 直接 50.09%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ、負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て	交付資金の受入れ（注1）	520,000	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	494,613
							負担金の納付（注2）	106,740	未払費用	106,740
							廃炉等積立金の積立て（注3）	361,138	廃炉等積立金	390,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注） 1. 交付資金の受入れは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。
2. 負担金の納付は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。
3. 廃炉等積立金の積立ては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第1項の規定に基づくものである。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社 J E R A	東京都 中央区	5,000	電気事業 ガス事業 燃料調達事業	所有 直接50%	電気・ガスの購入 役員の兼任	電気・ガスの購入（注）	1,837,314	関係会社 短期債務	180,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注） 取引価格は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
1株当たり純資産額	1,179円25銭	1,185円98銭
1株当たり当期純利益	145円06銭	31円65銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	46円96銭	10円12銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	2,903,699	2,916,886
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,014,276	1,016,702
(うち優先株式の払込額(百万円))	(1,000,000)	(1,000,000)
(うち新株予約権(百万円))	(—)	(3)
(うち非支配株主持分(百万円))	(14,276)	(16,699)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	1,889,423	1,900,184
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	1,602,225	1,602,211

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	232,414	50,703
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利 益(百万円)	232,414	50,703
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,602,237	1,602,220

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	△646	△739
(うち持分法適用関連会社の潜在株式による 調整額(百万円))	(△646)	(△739)
普通株式増加数(千株)	3,333,422	3,333,424
(うちA種優先株式(千株))	(1,066,666)	(1,066,666)
(うちB種優先株式(千株))	(2,266,666)	(2,266,666)
(うちその他(千株))	(88)	(90)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	連結子会社であるTRENDE(株) が発行する新株予約権 普通株式 10千株	連結子会社が発行する新株予 約権 TRENDE(株) 普通株式 25千株 TEPCOライフサービス(株) 普通株式 1千株

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東京電力 ホールディングス	普通社債 (内債)	2008. 7. 24～ 2020. 3. 30	(517,925) 1,016,794	(457,204) 734,642	0.626～ 2.401	一般担保	2019. 4. 28～ 2040. 5. 28
東京電力 パワーグリッド	普通社債 (内債)	2017. 3. 9～ 2020. 1. 27	(40,000) 940,000	1,480,000	0.290～ 1.310	一般担保	2020. 3. 9～ 2034. 10. 6
合計	—	—	(557,925) 1,956,794	(457,204) 2,214,642	—	—	—

(注) 1. () 内は、1年以内に償還が予定されている金額である。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
457,204	99,631	221,999	160,000	200,806

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	727,641	215,925	1.754	2021. 4. 28 2030. 9. 8
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	51,896	56,261	—	2021. 4. 1 2046. 11. 30
1年以内に返済予定の長期借入金	433,961	511,664	0.542	—
1年以内に返済予定のリース債務	6,721	7,183	—	—
短期借入金	2,772,395	1,972,699	0.628	—
その他有利子負債				
長期割賦未払金（1年超返済予定）	83	—	—	—
割賦未払金（1年以内返済予定）	23	—	—	—
合計	3,992,723	2,763,735	—	—

(注) 1. 平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。

2. リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。

3. 長期借入金、リース債務の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	46,497	23,765	57,102	28,084
リース債務	6,870	6,579	5,987	4,978

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	718,740	29,784	—	748,525
特定原子力発電施設 (その他)	230,018	33,017	17,935	245,101
その他	1,063	326	45	1,344

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	1,504,031	3,175,671	4,637,986	6,241,422
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	286,046	450,645	471,647	69,259
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	281,614	420,642	434,835	50,703
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	175.76	262.54	271.40	31.65

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 (△) (円)	175.76	86.77	8.86	△239.75

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
固定資産	6,978,623	6,747,401
電気事業固定資産	※1 1,413,254	※1 1,406,863
水力発電設備	387,309	378,371
原子力発電設備	996,006	1,002,100
新エネルギー等発電設備	16,290	11,583
業務設備	13,572	14,731
貸付設備	76	76
附帯事業固定資産	※7 40	※1, ※7 330
事業外固定資産	7,504	62
固定資産仮勘定	801,464	967,681
建設仮勘定	712,379	706,716
除却仮勘定	234	34
原子力廃止関連仮勘定	—	127,655
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	88,850	133,275
核燃料	657,578	598,646
装荷核燃料	120,625	81,502
加工中等核燃料	536,952	517,144
投資その他の資産	4,098,780	3,773,815
長期投資	35,500	34,850
関係会社長期投資	3,224,542	2,767,964
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	552,504	494,613
廃炉等積立金	200,000	390,150
長期前払費用	42,480	43,251
前払年金費用	44,079	43,243
貸倒引当金（貸方）	△327	△258
流動資産	1,317,667	1,145,789
現金及び預金	836,113	653,971
売掛金	56,424	50,449
諸未収入金	35,450	30,128
貯蔵品	38,982	33,531
前払金	0	0
前払費用	239	445
関係会社短期債権	202,854	224,296
雑流動資産	※2 148,876	※2 154,393
貸倒引当金（貸方）	△1,276	△1,427
合計	8,296,291	7,893,191

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	3,815,687	3,351,969
社債	※2, ※8 498,868	※2, ※8 277,437
長期借入金	※2 724,996	※2 214,327
長期末払債務	4,520	2,056
リース債務	6,497	6,079
関係会社長期債務	410,243	430,655
退職給付引当金	105,494	103,209
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	6,099	168,898
特定原子力施設炉心等除去引当金	505	4,796
災害損失引当金	448,362	520,551
原子力損害賠償引当金	549,042	496,433
資産除去債務	948,759	993,626
繰延税金負債	50	—
雑固定負債	112,245	133,896
流動負債	2,293,714	2,563,631
1年以内に期限到来の固定負債	※2, ※3, ※8 980,918	※2, ※3, ※8 983,197
短期借入金	249,457	278,049
買掛金	2,439	2,413
未払金	57,043	40,810
未払費用	165,801	284,539
未払税金	※4 12,147	※4 4,776
預り金	1,405	906
関係会社短期債務	※5 814,491	※5 967,987
諸前受金	658	868
雑流動負債	9,350	80
特別法上の引当金	7,188	7,572
原子力発電工事償却準備引当金	7,188	7,572
負債合計	6,116,590	5,923,173
株主資本	2,179,570	1,970,379
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,600	743,598
資本準備金	743,555	743,555
その他資本剰余金	45	43
利益剰余金	42,663	△166,514
利益準備金	169,108	169,108
その他利益剰余金	△126,444	△335,623
海外投資等損失準備金	74	—
特定災害防止準備金	148	161
別途積立金	1,076,000	1,076,000
繰越利益剰余金	△1,202,667	△1,411,784
自己株式	△7,670	△7,680
評価・換算差額等	131	△361
その他有価証券評価差額金	131	△361
純資産合計	2,179,701	1,970,018
合計	8,296,291	7,893,191

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当事業年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
営業収益	※1 820,775	※1 704,125
電気事業営業収益	820,438	703,952
他社販売電力料	542,485	450,786
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	30,963	30,963
廃炉等負担金収益	140,871	123,315
電気事業雑収益	106,104	98,872
貸付設備収益	14	14
附帯事業営業収益	336	173
コンサルティング事業営業収益	336	160
シェアオフィス事業営業収益	—	12
営業費用	730,113	690,269
電気事業営業費用	729,792	689,908
水力発電費	61,924	63,258
原子力発電費	534,367	506,399
新エネルギー等発電費	2,159	1,780
他社購入電力料	508	2,771
販売費	—	3
貸付設備費	4	5
一般管理費	121,295	108,288
接続供給託送料	786	580
再エネ特措法納付金	7	7
事業税	8,738	6,814
電力費振替勘定（貸方）	△0	△0
附帯事業営業費用	320	360
コンサルティング事業営業費用	262	162
シェアオフィス事業営業費用	57	198
営業利益	90,661	13,855
営業外収益	※1 183,678	※1 160,564
財務収益	182,446	158,964
受取配当金	151,245	141,249
受取利息	31,200	17,715
事業外収益	1,231	1,599
固定資産売却益	15	4
雑収益	1,216	1,595
営業外費用	※1 58,928	※1 38,554
財務費用	45,831	33,859
支払利息	45,658	33,768
株式交付費	0	0
社債発行費	173	91
事業外費用	13,096	4,695
固定資産売却損	99	80
雑損失	12,997	4,614
当期経常収益合計	1,004,453	864,689
当期経常費用合計	789,041	728,824
当期経常利益	215,411	135,865
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	292	383
原子力発電工事償却準備金引当	292	383
特別利益	159,806	215,225
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※3 159,806	※3 101,699
災害損失引当金戻入額	—	※4 113,526

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当事業年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
特別損失	182,992	587,838
災害特別損失	※ ₂ 31,922	※ ₂ 374,071
原子力損害賠償費	※ ₃ 151,069	※ ₃ 107,915
福島第二廃止損失	—	※ ₄ 95,651
減損損失	—	※ ₅ 10,200
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	191,933	△237,130
法人税、住民税及び事業税	△17,151	△27,952
法人税等合計	△17,151	△27,952
当期純利益又は当期純損失 (△)	209,085	△209,178

【電気事業営業費用明細表】

前事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

区分	水力 発電費 (百万円)	原子力発電費 (百万円)	新エネルギー等 発電費 (百万円)	他社購入電力料 (百万円)	貸付 設備費 (百万円)	一般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	—	433	—	433
給料手当	7,399	45,535	4	—	—	16,034	—	68,973
給料手当振替額(貸方)	△82	△25	—	—	—	△127	—	△235
建設費への振替額(貸方)	△77	△23	—	—	—	△61	—	△161
その他への振替額(貸方)	△5	△2	—	—	—	△66	—	△73
退職給与金	—	—	—	—	—	3,982	—	3,982
厚生費	1,143	8,390	0	—	—	3,884	—	13,419
法定厚生費	1,027	6,182	0	—	—	2,344	—	9,555
一般厚生費	116	2,207	0	—	—	1,540	—	3,864
雑給	21	2,958	—	—	—	661	—	3,641
使用済燃料再処理等 拠出金費	—	30,560	—	—	—	—	—	30,560
使用済燃料再処理等 既発電費	—	30,560	—	—	—	—	—	30,560
廃棄物処理費	—	6,511	—	—	—	—	—	6,511
消耗品費	1,435	21,326	54	—	—	1,695	—	24,511
修繕費	4,480	40,934	54	—	—	890	—	46,359
水利使用料	4,067	—	—	—	—	—	—	4,067
補償費	330	※△351	0	—	—	0	—	△19
賃借料	1,468	6,965	12	—	—	17,029	—	25,474
委託費	5,192	66,892	788	—	1	45,375	—	118,251
損害保険料	53	820	—	—	—	26	—	899
原子力損害賠償資金 補助法負担金	—	19	—	—	—	—	—	19
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	—	19	—	—	—	—	—	19
原賠・廃炉等支援機構 負担金	—	106,740	—	—	—	—	—	106,740
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金	—	56,740	—	—	—	—	—	56,740
原賠・廃炉等支援機構 特別負担金	—	50,000	—	—	—	—	—	50,000
普及開発関係費	—	—	—	—	—	1,632	—	1,632
養成費	—	—	—	—	—	1,861	—	1,861
研究費	—	—	—	—	—	13,941	—	13,941
諸費	3,642	16,822	92	—	—	11,073	—	31,631
諸税	7,841	19,246	198	—	3	1,576	—	28,866
固定資産税	7,835	15,285	185	—	3	68	—	23,378
雑税	6	3,961	13	—	—	1,507	—	5,488
減価償却費	21,284	101,046	951	—	—	1,686	—	124,969
普通償却費	21,284	101,046	951	—	—	1,686	—	124,969
固定資産除却費	2,083	16,698	—	—	—	37	—	18,818
除却損	1,308	5,119	—	—	—	13	—	6,441
除却費用	774	11,578	—	—	—	24	—	12,377
原子力発電施設解体費	—	43,224	—	—	—	—	—	43,224
共有設備費等分担額	1,562	52	—	—	—	—	—	1,615
共有設備費等分担額(貸方)	△0	—	—	—	—	—	—	△0
他社購入電源費	—	—	—	508	—	—	—	508
その他の電源費	—	—	—	508	—	—	—	508
建設分関連連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	—	△389	—	△389
附帯事業営業費用分担関連 費振替額(貸方)	—	—	—	—	—	△12	—	△12
接続供給託送料	—	—	—	—	—	—	786	786
再エネ特措法納付金	—	—	—	—	—	—	7	7
事業税	—	—	—	—	—	—	8,738	8,738
電力費振替勘定(貸方)	—	—	—	—	—	—	△0	△0
合計	61,924	534,367	2,159	508	4	121,295	9,532	729,792

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額2,720百万円が含まれている。
2. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年 法律第147号）第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金595,995百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△595,995百万円が含まれている。

【電気事業営業費用明細表】

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

区分	水力 発電費 (百万円)	原子力発電費 (百万円)	新エネルギー等 発電費 (百万円)	他社購入電力料 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付 設備費 (百万円)	一般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	—	—	435	—	435
給料手当	7,473	45,423	14	—	—	—	16,575	—	69,486
給料手当振替額(貸方)	△81	△25	—	—	—	—	△52	—	△159
建設費への振替額(貸方)	△79	△21	—	—	—	—	△3	—	△104
その他への振替額(貸方)	△1	△4	—	—	—	—	△49	—	△55
退職給与金	—	—	—	—	—	—	7,120	—	7,120
厚生費	1,134	8,227	2	—	—	—	3,966	—	13,330
法定厚生費	1,011	6,105	2	—	—	—	2,374	—	9,493
一般厚生費	122	2,121	0	—	—	—	1,592	—	3,837
雑給	19	3,100	—	—	—	—	802	—	3,923
使用済燃料再処理等 拠出金費	—	30,560	—	—	—	—	—	—	30,560
使用済燃料再処理等 既発電費	—	30,560	—	—	—	—	—	—	30,560
廃棄物処理費	—	8,071	—	—	—	—	—	—	8,071
消耗品費	1,398	19,172	56	—	—	—	1,818	—	22,446
修繕費	9,708	35,664	96	—	—	—	1,038	—	46,508
水利使用料	4,046	—	—	—	—	—	—	—	4,046
補償費	300	※△1,447	1	—	—	—	60	—	△1,085
賃借料	1,554	6,666	15	—	—	—	16,045	—	24,281
委託費	2,481	53,553	320	—	—	2	27,333	—	83,691
損害保険料	57	805	—	—	—	—	36	—	899
原子力損害賠償資金 補助法負担金	—	18	—	—	—	—	—	—	18
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	—	18	—	—	—	—	—	—	18
原賠・廃炉等支援機構 負担金	—	106,740	—	—	—	—	—	—	106,740
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金	—	56,740	—	—	—	—	—	—	56,740
原賠・廃炉等支援機構 特別負担金	—	50,000	—	—	—	—	—	—	50,000
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	1,557	—	1,557
養成費	—	—	—	—	—	—	1,804	—	1,804
研究費	—	—	—	—	—	—	14,649	—	14,649
諸費	3,643	27,314	88	—	—	—	11,757	—	42,803
貸倒損	—	—	—	—	3	—	—	—	3
諸税	7,580	20,778	211	—	—	3	843	—	29,418
固定資産税	7,566	16,327	198	—	—	3	76	—	24,172
雑税	14	4,451	13	—	—	0	766	—	5,245
減価償却費	20,383	97,205	972	—	—	—	3,046	—	121,608
普通償却費	20,383	97,205	972	—	—	—	3,046	—	121,608
固定資産除却費	2,551	8,989	—	—	—	—	42	—	11,583
除却損	1,130	2,670	—	—	—	—	16	—	3,817
除却費用	1,421	6,318	—	—	—	—	26	—	7,766
原子力発電施設解体費	—	35,535	—	—	—	—	—	—	35,535
共有設備費等分担額	1,008	42	—	—	—	—	—	—	1,050
共有設備費等分担額(貸方)	△0	—	—	—	—	—	—	—	△0
他社購入電源費	—	—	—	2,771	—	—	—	—	2,771
その他の電源費	—	—	—	2,771	—	—	—	—	2,771
建設分担関連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	—	—	△578	—	△578
附帯事業営業費用分担関連 費振替額(貸方)	—	—	—	—	—	—	△14	—	△14
接続供給託送料	—	—	—	—	—	—	—	580	580
再エネ特措法納付金	—	—	—	—	—	—	—	7	7
事業税	—	—	—	—	—	—	—	6,814	6,814
電力費振替勘定(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
合計	63,258	506,399	1,780	2,771	3	5	108,288	7,402	689,908

(注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額6,152百万円が含まれている。

2. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年 法律第147号）第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金360,409百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△360,409百万円が含まれている。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	46	169,108	149	135	1,076,000	△1,411,815
当期変動額								
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-	△74	-	-	74
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-	-	12	-	△12
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	209,085
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△1	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△1	-	△74	12	-	209,147
当期末残高	1,400,975	743,555	45	169,108	74	148	1,076,000	△1,202,667

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	△7,655	1,970,500	855	1,971,356
当期変動額				
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-
当期純利益	-	209,085	-	209,085
自己株式の取得	△16	△16	-	△16
自己株式の処分	1	0	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	△724	△724
当期変動額合計	△14	209,069	△724	208,344
当期末残高	△7,670	2,179,570	131	2,179,701

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	45	169,108	74	148	1,076,000	△1,202,667
当期変動額								
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-	△74	-	-	74
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-	-	13	-	△13
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	△209,178
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△2	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△2	-	△74	13	-	△209,116
当期末残高	1,400,975	743,555	43	169,108	-	161	1,076,000	△1,411,784

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	△7,670	2,179,570	131	2,179,701
当期変動額				
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-
当期純利益	-	△209,178	-	△209,178
自己株式の取得	△12	△12	-	△12
自己株式の処分	2	0	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	△492	△492
当期変動額合計	△10	△209,190	△492	△209,682
当期末残高	△7,680	1,970,379	△361	1,970,018

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうち其他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う移動平均法による原価法によっている。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、9. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当事業年度から費用処理している。

(3) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（令和元年12月27日最終改訂）。

当社は中長期ロードマップの主要な目標工程等や原子力規制委員会により策定された「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2020年3月版）」（令和2年3月4日）に掲げる目標を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2020」（2020年3月27日）を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。将来の工事等の具体的な内容を当事業年度末では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は雑固定負債に含めて表示している。

ハ 台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの

2019年9月から10月までの間に発生した台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

（追加情報）

・災害損失引当金残高の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	5,112百万円	5,112百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	443,249	512,353
うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	321,813	504,326
② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用	6,121	6,366
③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用又は損失	115,256	—
④ その他	58	1,661
ハ 台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	—	3,084
計	448,362	520,551

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失のうち中長期ロードマップに係る費用又は損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。したがって、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。なお、申請額のうち、既承認額については特定原子力施設炉心等除去引当金に、それ以外の申請額を特定原子力施設炉心等除去準備引当金に計上している。

(5) 原子力損害賠償引当金

前事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、「原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,449,106百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、「原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,901,963百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

(6) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第27条の3及び同条の29の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

イ ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

8. 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年5月18日 法律第40号）第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。

なお、2004年度末までに発生した使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、2005年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年9月30日 経済産業省令第94号）附則第4条に基づき使用済燃料に係る拠出金として納付することによりその費用負担の責任を果たすことになり、2019年度まで毎期均等額30,560百万円を費用計上する。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

9. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を経済産業大臣の承認を受け、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月）までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

（追加情報）

・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

・福島第二原子力発電所の廃止に伴う原子力発電施設解体費の総見積額及び要引当額積立期間延長の承認

2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定し、同日、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）第5条第1項に基づき、経済産業大臣に総見積額承認申請書を提出し、同年8月19日に承認された。

同承認を受け、同年8月19日、同省令第5条第3項ただし書に基づき、経済産業大臣に要引当額積立期間延長承認申請を提出し、同年9月27日に承認された。

これに伴い、承認を受けた総見積額から既引当額を控除した要引当額について、特定原子力発電施設の廃止日（同年9月30日）の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

10. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっている。

11. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(追加情報)

- ・原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、519,577百万円（前事業年度は457,409百万円）である。

- ・廃炉等積立金

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第55条の3第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てを実施しているものである。

- ・原子力廃止関連仮勘定

2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認された。

これに伴い、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く）及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額を原子力廃止関連仮勘定に127,655百万円を計上している。

- ・共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

2020年4月1日付けで、当社の再生可能エネルギー発電事業を会社分割の方法により東京電力リニューアブルパワー株式会社へ承継した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、東京電力リニューアブルパワー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額は以下のとおりである。

(2020年4月1日現在)

資産		負債	
項目	金額 (百万円)	項目	金額 (百万円)
固定資産	420,321	固定負債	53,089
流動資産	83,773	流動負債	144,184
合計	504,095	合計	197,273

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
電気事業固定資産	22,256百万円	22,179百万円
水力発電設備	7,761	7,785
原子力発電設備	9,363	9,261
新エネルギー等発電設備	4,946	4,946
業務設備	185	185
附帯事業固定資産	—	13
計	22,256	22,193

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	1,016,794百万円	734,642百万円
うち内債	1,016,794	734,642
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む。)	152,023	107,976

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
雑流動資産	120,000百万円	120,000百万円

3. 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
社債	517,925百万円	457,204百万円
長期借入金	432,516	510,669
長期未払債務	3,091	2,463
リース債務	425	426
雑固定負債	26,959	12,434

4. 未払税金の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法人税、地方法人税及び住民税	761百万円	394百万円
事業税	4,148	2,440
消費税等	5,659	—
その他	1,577	1,941

5. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
預り金	754,495百万円	914,858百万円

6. 偶発債務
(1) 保証債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に 対する保証債務		
日本原燃(株)	54,000百万円	40,113百万円
リサイクル燃料貯蔵(株)	710	314
ティームエナジー社(※)	7,497	—
エスケーゼット・ユー社	438	322
ロ アイティーエム・オーアンドエム社の アラビアン・パワー社との運転保守契約 の履行に対する保証債務(※)	666	652
ハ ティーム・スアル社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務(※)	1,665	—
ニ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務(※)	1,198	1,175
ホ パイトン・オペレーション・アンド・ メンテナンス・インドネシア社のパイト ン・エナジー社との運転保守契約の履行 に対する保証債務(※)	557	481
ヘ 従業員の持ち家財形融資等による金融 機関からの借入金に対する保証債務 (うち、当社以外にも連帯保証人がいる 保証債務)	130,876 (97,853)	116,543 (87,157)
計	197,610	159,602

(※) 上記の保証債務残高のうち前事業年度11,584百万円、当事業年度2,309百万円については、(株)JERAとの間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、同社が当該損失を補填する契約を締結している。

(2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務

前事業年度(2019年3月31日)及び当事業年度(2020年3月31日)

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積ることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

7. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
シェアオフィス事業		
専用固定資産	40百万円	330百万円
計	40	330

8. 財務制限条項

前事業年度（2019年3月31日）

当社の社債（18,868百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（235,425百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当事業年度（2020年3月31日）

当社の社債（7,437百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（247,204百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

1. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当事業年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高	815,219百万円	689,953百万円
受取配当金	150,499	140,682
受取利息	31,166	17,682
支払利息	7,359	9,711

2. 災害特別損失の内容

前事業年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失を計上している。

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」(平成23年12月16日)を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という)が策定された(平成29年9月26日最終改訂)。これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当事業年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、燃料デブリ取出しに係る準備の作業費用等を災害特別損失として374,071百万円計上している。

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」(平成23年12月16日)を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という)が策定された(令和元年12月27日最終改訂)。

当社は中長期ロードマップの主要な目標工程等や原子力規制委員会により策定された「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2020年3月版)」(令和2年3月4日)に掲げる目標を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2020」(2020年3月27日)を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

3. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前事業年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前事業年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

当社は原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第43条第1項の規定に基づき、2019年3月19日に同日時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2018年3月27日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、電気事業会計規則に基づき、当事業年度において、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

(平成23年8月30日 法律第110号)等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)の規定に基づく資金援助の申請額417,848百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

また、資金援助を受けるにあたっては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第52条第1項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに原子力損害賠償・廃炉等支援機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として原子力損害賠償・廃炉等支援機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前事業年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

当社は原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第43条第1項の規定に基づき、2020年3月19日に同日時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2019年3月19日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、電気事業会計規則に基づき、当事業年度において、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額813,266百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

また、資金援助を受けるにあたっては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第52条第1項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに原子力損害賠償・廃炉等支援機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として原子力損害賠償・廃炉等支援機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

4. 福島第二廃止損失及び災害損失引当金戻入額の内容

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、発電設備及び核燃料等の損失額について、福島第二廃止損失として95,651百万円を特別損失に計上するとともに、災害損失引当金に計上していた費用又は損失のうち、当該発電所において不要となる工事等に係る見積額を取り崩したことから災害損失引当金戻入額として113,526百万円を特別利益に計上している。

なお、福島第二廃止損失には、固定資産に係る減損損失として45,621百万円を含んでいる。

5. 減損損失の内容

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(1) 資産のグルーピングの方法

イ 電気事業に使用している固定資産

事業運営体制や電力取引契約などに基づき、以下のとおりグルーピングを区分している。

電気事業（固定資産）の種類	グルーピングの区分
水力発電事業固定資産	発電所又は発電種別単位
原子力発電事業固定資産	発電所単位
新エネルギー等発電事業固定資産	発電種別単位
上記を除く電気事業固定資産	電気事業一体

ロ 附帯事業に使用している固定資産

原則として事業ごとの資産グループとしている。

ハ イ及びロ以外の固定資産

原則として個別の資産ごととしている。

(2) 減損損失の金額、認識した資産又は資産グループ

電気事業に使用している固定資産

資産	場所	種類	金額 (百万円)
福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楢葉町及び富岡町	土地、建物、構築物、機械装置、建設仮勘定ほか	45,621
新エネルギー等発電事業固定資産	山梨県甲府市、神奈川県川崎市川崎区	土地、構築物、機械装置ほか	3,738

イ及びロ以外の固定資産

資産	場所	種類	金額 (百万円)
事業外固定資産	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	機械装置ほか	6,462

(3) 減損損失の認識に至った経緯

福島第二原子力発電所1～4号機の廃止の決定や、今後の事業構造の変化により、市場価格を踏まえた電力取引契約の改定、並びに使用見込みのない固定資産について、投資の回収が困難であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

これらの減少額のうち、福島第二原子力発電所に係る減少額45,621百万円については福島第二廃止損失として、新エネルギー等発電事業固定資産のうち太陽光発電事業固定資産及び事業外固定資産の減少額10,200百万円については減損損失として、それぞれを特別損失に計上している。

(4) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定している。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社資本コストに基づいた割引率により算定している。正味売却価額は、売却見込額等合理的な見積りにより算定しているが、売却等の見積りが困難な場合は零円としている。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度 (2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	5,162	8,928	3,766
合計	5,162	8,928	3,766

当事業年度 (2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	5,162	7,451	2,289
合計	5,162	7,451	2,289

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	1,429,815	1,438,136
関連会社株式	234,411	233,255

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めていない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
組織再編等に伴う関係会社株式	248,182百万円	248,182百万円
資産除去債務	164,142	169,199
災害損失引当金	125,541	145,754
原子力損害賠償引当金	153,732	139,001
減価償却費損金算入限度超過額	107,494	126,920
その他	135,305	162,795
繰延税金資産 小計	934,398	991,853
評価性引当額	△718,317	△788,426
繰延税金資産 合計	216,080	203,427
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△154,701	△138,491
資産除去債務	△48,808	△51,421
その他	△12,621	△13,514
繰延税金負債 合計	△216,131	△203,427
繰延税金負債 純額	△50	—

(注) 「組織再編等に伴う関係会社株式」とは、2016年4月に実施した会社分割に伴うものである。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年3月31日 法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	28.0%	
(調整)		
評価性引当額増減	△14.5	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略している。
永久に益金に算入されない項目	△21.9	
その他	△0.5	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△8.9	

④【附属明細表】

【（その１）固定資産期中増減明細表】

2019年４月１日から2020年３月31日まで

区 分 科 目	期首残高				期中増減額						期末残高				期末残高 のうち 土地の 帳簿原価 (再掲) (百万円)	摘要
	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)	帳簿 原価 増加額 (百万円)	工事費 負担金 等 増加額 (百万円)	減価償 却累計 額 増加額 (百万円)	帳簿 原価 減少額 (百万円)	工事費 負担金 等 減少額 (百万円)	減価償 却累計 額 減少額 (百万円)	帳簿原価 (百万円)	工事費負 担金等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)		
電気事業 固定資産	7,670,999	22,256	6,235,488	1,413,254	186,754	28	121,568	600,975 (55,026)	105	529,321	7,256,778	22,179	5,827,735	1,406,863	34,454	(注)
水力 発電設備	1,652,768	7,761	1,257,697	387,309	13,127	28	20,382	7,461	4	5,803	1,658,434	7,785	1,272,277	378,371	9,316	
原子力 発電設備	5,950,834	9,363	4,945,464	996,006	168,638	—	97,149	588,523 (44,137)	101	523,027	5,530,949	9,261	4,519,586	1,002,100	19,020	(注)
新エネル ギー等 発電設備	27,812	4,946	6,574	16,290	4	—	972	3,738 (3,738)	—	—	24,077	4,946	7,547	11,583	6,041	(注)
業務設備	39,508	185	25,751	13,572	4,985	—	3,063	1,252 (688)	—	490	43,241	185	28,324	14,731	—	(注)
貸付設備	76	—	—	76	—	—	—	0	—	—	76	—	—	76	76	
附帯事業 固定資産	40	—	0	40	324	13	20	—	—	—	365	13	21	330	—	
事業外 固定資産	14,078	—	6,573	7,504	15	—	995	6,462 (6,462)	—	—	7,631	—	7,568	62	60	(注)
固定資産 仮勘定	801,464	—	—	801,464	378,830	—	—	212,613 (795)	—	—	967,681	—	—	967,681	—	(注)
建設 仮勘定	712,379	—	—	712,379	183,793	—	—	189,456 (795)	—	—	706,716	—	—	706,716	—	(注)
除却 仮勘定	234	—	—	234	22,955	—	—	23,156	—	—	34	—	—	34	—	
原子力廃 止関連仮 勘定	—	—	—	—	127,655	—	—	—	—	—	127,655	—	—	127,655	—	
使用済燃 料再処理 関連加工 仮勘定	88,850	—	—	88,850	44,425	—	—	—	—	—	133,275	—	—	133,275	—	
区 分	期首残高 (百万円)				期中増減額						期末残高 (百万円)				摘要	
科 目					増加額 (百万円)			減少額 (百万円)								
核燃料	657,578				10,970			69,901			598,646					
装荷 核燃料	120,625				—			39,123			81,502					
加工中等 核燃料	536,952				10,970			30,778			517,144					
長期前払 費用	42,480				3,999			3,228			43,251					

- (注) １．原子力発電設備の「期末残高」のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価(再掲)：183,648百万円
- ２．「期中増減額」の「帳簿原価減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

【（その２）固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）】

2019年４月１日から2020年３月31日まで

無形固定資産の種類	取得価額			減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘要
	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額 (百万円)			
ダム使用权	2,414	—	278	1,396	740	
水利権	9,860	—	—	9,858	1	
商標権	69	0	—	29	40	
ソフトウェア	8,012	5,895	—	3,140	10,767	
電気ガス供給施設利用権	16,161	71	—	15,723	509	
水道施設利用権	752	—	286	448	17	
工業用水道施設利用権	634	—	163	471	0	
電気通信施設利用権	256	—	3	73	179	
電話加入権	339	—	—	—	339	
地上権	239	—	1	—	237	
地役権	82	128	1	—	209	
土地賃借権	1,217	—	—	—	1,217	
合計	40,039	6,096	735	31,140	14,260	

【（その３）減価償却費等明細表】

2019年４月１日から2020年３月31日まで

区分		期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 [%]	
電 気 事 業 固 定 資 産	有形 固定 資産	建物	763,208	13,629	626,705	136,503	82.1
		水力発電設備	54,034	594	45,995	8,038	85.1
		原子力発電設備	700,590	12,790	574,634	125,955	82.0
		新エネルギー等発電設備	6	0	0	6	10.8
		業務設備	8,577	244	6,073	2,503	70.8
		構築物	1,360,320	21,832	880,434	479,885	64.7
		水力発電設備	937,224	11,533	654,141	283,082	69.8
		原子力発電設備	423,084	10,297	226,281	196,803	53.5
		新エネルギー等発電設備	11	1	11	0	100.0
		機械装置	4,715,667	74,587	4,201,991	513,676	89.1
		水力発電設備	634,697	8,097	558,526	76,171	88.0
		原子力発電設備	4,056,285	65,260	3,625,989	430,296	89.4
		新エネルギー等発電設備	13,010	970	7,529	5,480	57.9
		業務設備	11,674	259	9,946	1,728	85.2
		備品	112,994	6,274	80,421	32,573	71.2
	無形 固定 資産	水力発電設備	2,445	71	2,273	171	93.0
		原子力発電設備	98,914	5,544	68,312	30,601	69.1
		新エネルギー等発電設備	6	0	4	1	78.9
		業務設備	11,628	658	9,830	1,798	84.5
		リース資産	19,610	1,826	7,042	12,568	35.9
		原子力発電設備	19,596	1,824	7,034	12,562	35.9
		業務設備	13	1	7	5	55.0
		計	6,971,801	118,151	5,796,594	1,175,207	83.1
		ダム使用权	2,136	40	1,396	740	65.4
		水利権	9,860	0	9,858	1	100.0
		商標権	69	6	29	40	42.3
		ソフトウェア	13,908	2,302	3,140	10,767	22.6
		電気ガス供給施設利用権	16,232	1,068	15,723	509	96.9
		水道施設利用権	465	14	448	17	96.3
		工業用水道施設利用権	471	10	471	0	100.0
	電気通信施設利用権	252	12	73	179	29.1	
	計	43,397	3,456	31,140	12,256	71.8	
	合計	7,015,199	121,608	5,827,735	1,187,463	83.1	
	附帯事業固定資産		351	20	21	330	6.0
	事業外固定資産		7,570	991	7,568	1	100.0

(注) 期末取得価額及び期末帳簿価額には、土地等の非償却資産は含まれていない。

【（その４）長期投資及び短期投資明細表】

2020年３月31日現在

長期投資	その 他 有 価 証 券	株	銘柄	株式数	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要
			(株)日本製鋼所	742,800	5,864	971	
長期投資	有 価 証 券	株	海外ウラン資源開発(株)	1,642,874	821	821	
			関西国際空港土地保有(株)	11,660	583	583	
			東京湾横断道路(株)	10,800	540	540	
			横浜高速鉄道(株)	8,360	418	418	
			首都圏新都市鉄道(株)	6,000	300	300	
			中部国際空港(株)	4,112	205	205	
			サウディ石油化学(株)	67,036	167	167	
			(株)茨城ポートオーソリティ	2,370	155	155	
			(株)国際電気通信基礎技術研究所	2,504	125	125	
			ほか69銘柄	1,086,902	2,119	1,467	
			計	3,585,418	11,300	5,755	
長期投資	有 価 証 券	株	種類及び銘柄	取得価額又は 出資総額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要	
			金銭信託	7,548	6,234		
			出資金	3,055	2,983		
			出資証券	3,322	3,322		
			日本原子力研究開発機構	3,322	3,322		
			計	13,925	12,539		
長期投資	有 価 証 券	株	種類	金額（百万円）		摘要	
			出資金	2,461			
			社内貸付金	175			
			雑口	13,918			
			計	16,554			
			合計	34,850			

【（その５）引当金明細表】

2019年４月１日から2020年３月31日まで

区分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金	1,604	1,684	1,602	0	1,686
退職給付引当金	105,494	5,970	8,255		103,209
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	6,099	168,898	—	6,099	168,898
特定原子力施設炉心等除去引当金	505	6,099	1,808	—	4,796
災害損失引当金	448,362	211,715	23,913	115,612	520,551
原子力損害賠償引当金	549,042	107,915	160,524	—	496,433
原子力発電工事償却準備引当金 (電気事業法第27条の３及び同条 の29)	7,188	383	—	—	7,572

- (注) 1. 「貸倒引当金」の期中減少額・その他は、洗替による差額の取崩しである。
2. 「特定原子力施設炉心等除去準備引当金」の期中減少額・その他は、特定原子力施設炉心等除去引当金への振替による減少額である。
3. 「災害損失引当金」の期中減少額・その他は、特定原子力施設炉心等除去準備引当金への振替による減少額及び洗替による差額の取崩しである。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

- (3) 【その他】
該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 100株 B種優先株式 10株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	 (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していない。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | | |
|-----------------------------------|--|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並
びに確認書 | (事業年度 自2018年4月1日
(第95期) 至2019年3月31日) | 2019年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | | 2019年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | (第96期第1四半期 自2019年4月1日
至2019年6月30日)
(第96期第2四半期 自2019年7月1日
至2019年9月30日)
(第96期第3四半期 自2019年10月1日
至2019年12月31日) | 2019年8月9日
関東財務局長に提出。
2019年11月7日
関東財務局長に提出。
2020年2月12日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号の2に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第7号に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第12号及び第19号に基づく臨時報告書) | 2019年7月3日
関東財務局長に提出。
2019年11月12日
関東財務局長に提出。
2020年4月3日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第 1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	2020年3月末 日までの買入 消却額 (百万円)	2020年3月末 現在の未償還 額 (百万円)	上場金融商品取引所又は 登録認可金融商品取 引業協会名
東京電力株式会社 第547回社債（一般担保付）	2008年 7月24日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第548回社債（一般担保付）	2008年 9月29日	60,000	—	60,000	—
東京電力株式会社 第551回社債（一般担保付）	2008年 11月28日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第553回社債（一般担保付）	2009年 2月27日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第556回社債（一般担保付）	2009年 7月16日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第560回社債（一般担保付）	2009年 12月10日	35,000	—	35,000	—
東京電力株式会社 第562回社債（一般担保付）	2010年 4月28日	40,000	—	40,000	—
東京電力株式会社 第563回社債（一般担保付）	2010年 5月28日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第564回社債（一般担保付）	2010年 5月28日	25,000	—	25,000	—
東京電力株式会社 第565回社債（一般担保付）	2010年 6月24日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第566回社債（一般担保付）	2010年 7月29日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第567回社債（一般担保付）	2010年 7月29日	20,000	—	20,000	—
東京電力株式会社 第568回社債（一般担保付）	2010年 9月8日	30,000	—	30,000	—

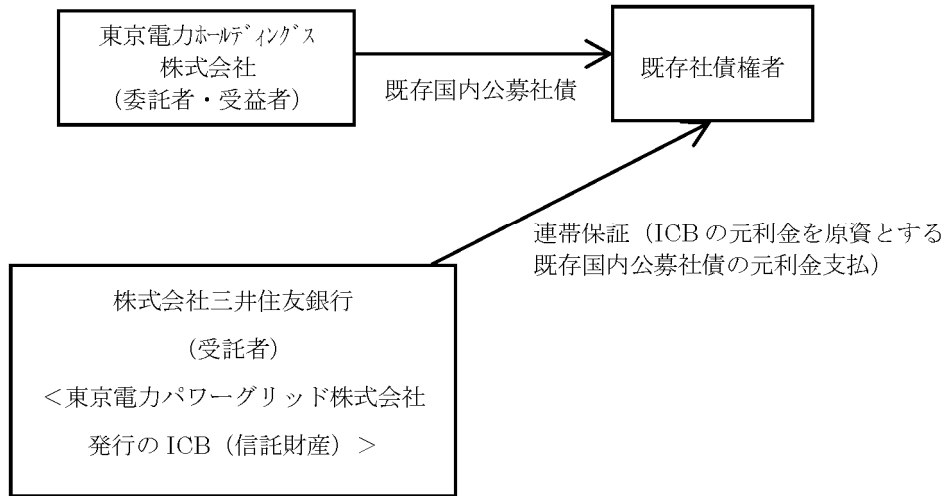
2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

当社が2010年9月8日以前に国内で募集により発行し、残存する上記1記載の一般担保付社債（以下「既存国内公募社債」）は、当社の子会社である東京電力パワーグリッド株式会社が発行した一般担保付社債を信託財産とした信託の受託者による連帯保証により権利の保護が図られている。

（既存国内公募社債の権利保護の仕組み）

- ① 当社は、株式会社三井住友銀行との間で、当社を委託者兼受益者、株式会社三井住友銀行を受託者とし、東京電力パワーグリッド株式会社が発行した、既存国内公募社債の各号と残存金額、満期及び利率が同等の一般担保付社債（以下、「ＩＣＢ」（Inter Company Bond）という）及び金銭を信託財産とする信託を設定した（以下、当該信託に関する契約を個別に又は総称して「本件ＩＣＢ信託契約」という）。また、本件ＩＣＢ信託契約における受託者が当社の委託を受けて、既存国内公募社債の社債権者のために既存国内公募社債について連帯保証している（以下、個別に又は総称して「本件連帯保証契約」という）。当該信託には責任財産を信託財産に限定する特約が付されているため、受託者の固有財産は連帯保証債務の引当てにならない（責任財産限定特約付）。
- ② 連帯保証後の既存国内公募社債の元利金支払は、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合においても、東京電力パワーグリッド株式会社によるＩＣＢの元利金支払がなされる限り受託者（連帯保証人）により行われる。他方、東京電力パワーグリッド株式会社がＩＣＢの元利金支払を継続できない状況となった場合には、当社が既存国内公募社債の元利金支払を行う。
- ③ 東京電力パワーグリッド株式会社がＩＣＢの元利金支払を継続できない状況となり、かつ、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合には（これらの状況の発生の先後は問わない。）、受託者は、既存国内公募社債に係る社債権者集会の承認決議がなされ、これについて裁判所の認可の決定があった後、ＩＣＢを対応する既存国内公募社債の社債権者に対して交付する（当該交付と引換えに受託者（連帯保証人）の連帯保証債務は免除される。）。なお、当該社債権者はＩＣＢとは独立した債権として引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。他方、上記社債権者集会で承認決議がなされなかったとき、又は社債権者集会の承認決議について裁判所の不認可の決定があったときは、本件ＩＣＢ信託契約及び本件連帯保証契約は終了し、受託者は当該本件ＩＣＢ信託契約に従いその時点で保有しているＩＣＢを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。なお、当社は、当社に倒産手続が開始された場合においても上記②及び本③のような取扱いがなされると考えているが、倒産手続においてこれと異なる取扱いがなされる可能性は否定できない。
- ④ 上記②及び③以外の場合で、やむをえない事情により信託事務の遂行が著しく困難又は不可能となった等の事由により本件ＩＣＢ信託契約が終了した場合には、これに対応する本件連帯保証契約も終了し、受託者は当該本件ＩＣＢ信託契約に従いその時点で保有しているＩＣＢを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。

〔既存国内公募社債の権利保護の仕組み〕



(1) 【保証会社が提出した書類】

受託者は責任財産が信託財産に限定された保証を行っているため、信託財産である I C B の発行者である東京電力パワーグリッド株式会社について開示する。

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

有価証券報告書

事業年度 第 5 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

2020 年 6 月 26 日 関東財務局長に提出。

② 【臨時報告書】

該当事項なし。

③ 【訂正報告書】

該当事項なし。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第 3 【指数等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「注記事項 連結貸借対照表関係 6. 偶発債務 (2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務 当連結会計年度」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

2. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ロ 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失のうち中長期ロードマップに係る費用又は損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。したがって、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
3. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (8) 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京電力ホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東京電力ホールディングス株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「注記事項 貸借対照表関係 6. 偶発債務 (2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務 当事業年度」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。
なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。
2. 「注記事項 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (3) 災害損失引当金 追加情報・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失のうち中長期ロードマップに係る費用又は損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。したがって、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

3. 「注記事項 重要な会計方針 9. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管している。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていない。